

四街道市地域防災計画 令和5年度第2弾改訂要旨

※（ ）は新旧対照表該当ページ

1. 四街道市防災アセスメント調査結果を踏まえた改訂

- 想定地震に四街道市直下地震を追加〈総則編〉
全国どこでも起こり得る地震として最悪の事態を想定
- 想定地震から東京湾北部地震を削除
平成28年の千葉県地震被害想定調査において除外
令和4年東京都の地震被害想定において除外

2. 防災基本計画の修正を踏まえた改訂

- 災害ボランティアセンターの設置場所を明記（共通編-1）

3. 千葉県地域防災計画の修正を踏まえた改訂

- 医療ケアを必要とする者に対する対応を追記（共通編-2）
- 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保を追記（共通編-2）
- 長周期地震動による配備基準を追記（災害応急対策編-1）
- 避難所における食物アレルギーへの配慮について追記
（災害応急対策編-11、41）
- 震災発生時の車両の取り扱いについて追記（災害応急対策編-19）

4. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策を踏まえた改訂

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定を受け、新たに「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を項目立て（災害応急対策編-23～28）

5. その他

- 組織改編に伴う所掌の変更
- 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ変更に伴う修正
（共通編-4、5 災害応急対策編-11、41）

四街道市地域防災計画

総則編

令和5年度修正

四街道市防災会議

目次

総則編	1
第1節 計画の策定方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の修正	1
第4 計画の構成	1
第5 計画の基本方針	2
第6 他の計画との関係	4
第7 計画の習熟	5
第2節 市及び防災関係機関等の役割分担	6
第1 防災関係機関の役割分担	6
第2 市民や事業所等の役割分担	13
第3節 市の概況	16
第1 四街道市の自然環境	16
第2 四街道市の社会環境	19
第4節 被害想定	24
第1 地震被害想定	24
第2 風水害等の災害特性	33

総則編

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、四街道市防災会議が作成する計画であって、四街道市（以下「市」という。）の地域に係る災害対策に関し、市と千葉県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、市民、自主防災組織（区・自治会）、事業所、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）等が総力を結集して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

※四街道市防災会議条例	（資料集 資料 1-1）
※四街道市防災会議運営要領	（資料集 資料 1-2）
※四街道市防災会議委員一覧表	（資料集 資料 1-3）

第2 計画の性格

- 1 この計画は、市の地域（以下「市域」という。）に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関等が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。
- 2 この計画は、市や防災関係機関等の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。
- 3 この計画は、防災に関する科学的研究の成果並びに災害発生状況と災害対策の効果を考えあわせ、恒久的に検討を加えていくべき計画である。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市の防災会議において修正する。

第4 計画の構成

この計画は、計画全般にわたる理念・基本方針等を示す「総則編」、平常時から進める予防対策や災害時の受援体制整備、災害発生後の復旧対策を示した「共通編」、災害発生直後の市民・自主防災組織（区・自治会）、事業者、行政等が行う応急活動を災害の種類ごとに示した「災害応急対策編」の3編で構成する。

■四街道市地域防災計画の構成

編	章	内容
総則編	—	計画全般の理念・方針、市や防災関係機関等の役割、被害想定等の計画に関する基本的事項
共通編	災害予防計画	防災体制の整備、市民等の防災行動力の向上、市で進めるまちづくり、被害防止対策等、災害に備えて平常時に実施する予防計画
	受援計画	災害時の市外からの応援受入れに関する計画
	災害復旧・復興計画	災害後の迅速な現状復旧、中・長期的視点に立った復興等の基本的な方針を定めた計画
災害応急対策編	震災対策計画	地震災害時の組織体制、情報の収集、避難、消防、救助、救援活動等の応急対策計画
	風水害対策計画	風水害・土砂災害・雪害発生時又は発生前の組織体制、情報の収集、避難、消防、救助、救援活動等の応急対策計画
	火山噴火対策計画	火山噴火による降灰被害の応急対策計画
	大規模事故対策計画	市域で想定される大規模火災、危険物等事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故、大規模停電事故の応急対策等の計画

第5 計画の基本方針

地震や風水害等の「災害に強い安全なまちづくり」を目指すため、計画の基本方針を以下のように定める。

1 防災体制の強化

災害時に防災拠点、情報収集伝達手段、ライフライン等が被害を受けることにより、その後の被害が拡大し、被災者支援や復旧等が遅れるおそれがあることから、初動期から機能する防災体制が求められる。以上を踏まえ、市は、以下のとおり防災体制の強化を進めていく。

- ① 配備体制や役割分担の見直しによる災害対策本部の機能強化
- ② 防災関係機関等との連携強化と広域応援体制の拡充
- ③ 情報通信機能の強化と情報収集伝達体制の整備
- ④ 生活関連物資供給体制の整備
- ⑤ 応急医療体制の整備
- ⑥ 災害時の市民等への広報広聴体制の整備
- ⑦ 受援体制の整備
- ⑧ 防災拠点施設等の整備

2 防災行動力の向上

大規模災害に向けて対策を進めるために、公助による体制に加え、自助・共助の地域の防災行動力の向上が欠かせないことから、地域と連携し、以下のとおり防災行動力の向上に係る対策を進めていく。

- ① 市民の自助・共助についての意識の高揚
- ② 自主防災組織の育成及び事業所の防災体制の強化
- ③ 地域住民による指定避難所の運営組織の育成・強化
- ④ 防災士等地域防災リーダーの育成・強化
- ⑤ ボランティア活動との連携強化
- ⑥ 要配慮者（障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分に理解できない外国人等）に対する支援
- ⑦ 帰宅困難者に対する支援
- ⑧ 男女共同参画の視点を取り入れた、防災活動への女性の積極的な参画の促進

3 災害に強いまちづくり

大規模災害に対し、市域全体の防災機能を向上することが求められることから、市は、以下のとおり災害に強いまちづくりを進めていく。

- ① 市街地の整備及び防災性の向上
- ② 建築物等の安全性（耐震・耐火等）の向上
- ③ 宅地等の安全化
- ④ 都市基盤施設対策の推進
- ⑤ 同様の被害を繰り返さない復興都市づくり

4 地震災害の防止に関する調査研究

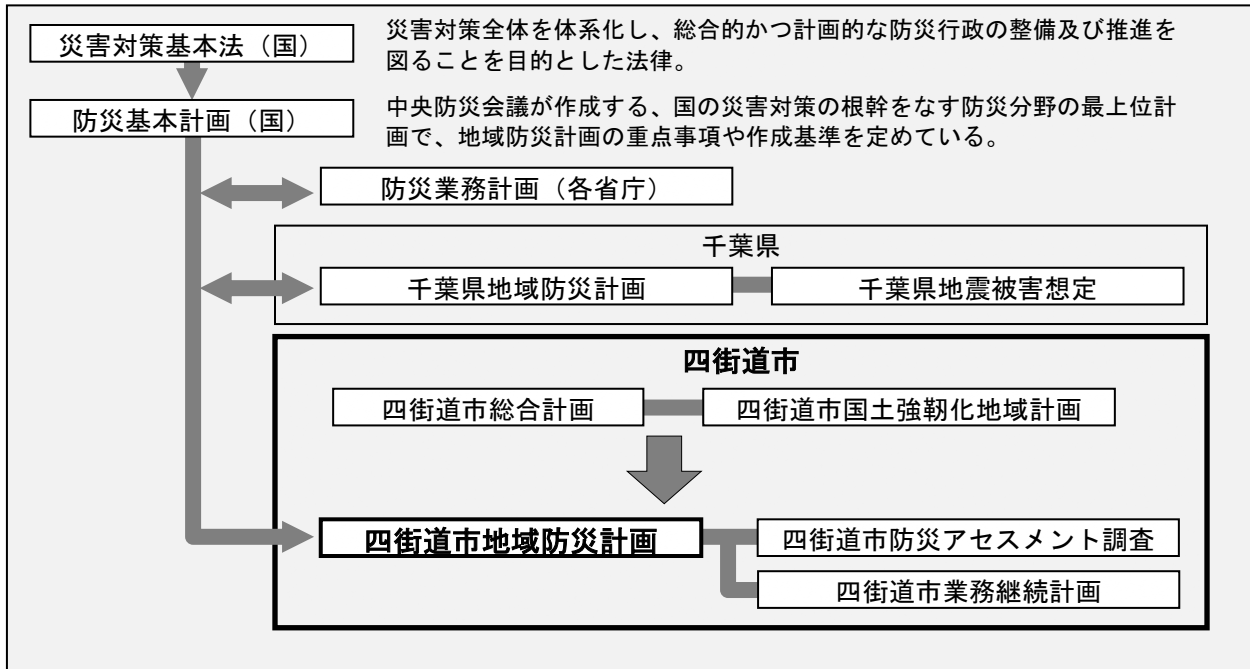
地震による被害は、想定される規模とともに市の社会条件と密接に関係することから、国や県の公表する被害想定や防災対策等について、市の地域・社会特性を反映した実践的な震災対策とするため、以下のとおり調査研究を進める。

- ① 過去の震災事例における教訓の収集と反映
- ② 防災先進自治体の各種防災施策の収集と反映
- ③ 国・県・大学等の防災研究機関、有識者等の研究成果の反映

第6 他の計画との関係

この計画は、市域に係る災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るものであり、指定地方行政機関が作成する防災業務計画や千葉県地域防災計画等の計画、並びに市が策定する総合計画、**国土強靱化地域計画等**との整合を図る。

■防災に係る法律と各種計画等の関係



1 四街道市総合計画との関係

現在運用されている四街道市総合計画（後期基本計画）は、令和元年度から令和5年度を計画期間として、6つの基本目標の一つに「安全・安心を実現するまち」を掲げ、災害や犯罪などの不安が少ない安全な環境で、だれもが安心して日常生活を送れるまちを目指している。「安全・安心を実現するまち」の基本目標達成のために5つの施策を掲げているが、うち下表に示す4つの施策が地域防災計画と関連している。この総合計画は、市のまちづくりのための最上位の計画であることから、地域防災計画は、これらの施策と整合を図る。

■地域防災計画に関連する施策・取組（抜粋）

施策	取組
危機管理体制の強化	防災対応力の向上、危機管理体制の充実
地域防災力の向上	防災意識の向上、地域と連携した防災対策の推進、多様性に配慮した災害応急対応、備蓄・物流体制の整備
防災都市基盤の強化	防災拠点等の整備、ライフラインの強化、建物の耐震化の推進、防災視点のまちづくりの推進
消防・救急の充実	消防・救急体制の充実、火災予防の推進、消防団の充実・強化

2 四街道市国土強靱化地域計画との関係

四街道市国土強靱化地域計画は、国が進める国土強靱化の考え方に基づき、市に起こりうる大規模な自然災害等のあらゆるリスクを想定し、最悪の事態に陥ることを避けるとともに、被災した場合であっても機能不全に陥ることなく、迅速な復旧・復興を可能とするためのまちづくりの方向性を示した計画である。また、計画は施設の整備や耐震化といったハード対策だけでなく、防災教育の充実や防災活動への支援などのソフト対策を市の状況等に合わせて組み合わせ、市が取り組むべき対策を幅広く位置付けている。

したがって、この計画は国土強靱化地域計画に示されたまちづくりの方向性と整合を図る。

第7 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上訓練や実践訓練等によって、この計画の習熟に努める。また市は、この計画の市民への周知を図るため、広報啓発活動に努める。

第2節 市及び防災関係機関等の役割分担

市及び防災関係機関等の処理すべき事務、又は業務の大綱は、概ね以下のとおりである。

第1 防災関係機関の役割分担

1 四街道市

市は防災に関する対策を確立し、災害に対処するが、災害救助法が適用された場合は知事の補助機関として、災害救助にあたる。

機関の名称	事務又は業務の大綱
四街道市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 四街道市防災会議、四街道市災害対策本部（警戒本部を含む。）及び四街道市復旧・復興本部に関すること。 2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 3. 災害時における災害に関する被害の調査・報告、情報の収集及び広報に関すること。 4. 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5. 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。 6. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価安定に関すること。 7. 被災事業者に対する融資等の対策に関すること。 8. 被災市営施設の応急対策に関すること。 9. 災害時における文教対策に関すること。 10. 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 11. 災害時における社会秩序の維持に関すること。 12. 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13. 被災施設の復旧に関すること。 14. 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。 15. 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 16. 県を通じての自衛隊の派遣要請及び県への人的・物的支援要請に関すること。 17. 協定自治体、事業者等への人的・物的支援要請に関すること。 18. 県、指定公共機関等へのリエソンの派遣に関すること。
四街道市消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災、防火についての市民啓発に関すること。 2. 火災、水害等の予防警戒及び防御に関すること。 3. 人命の救出、救助及び応急救護に関すること。 4. 消防、水防その他の応急措置に関すること。 5. 火災、水害等の情報の伝達に関すること。 6. 危険物等の安全確保のための指導に関すること。
四街道市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災、防火についての市民啓発に関すること。 2. 火災、水害等の予防警戒及び防御に関すること。 3. 地域住民の避難誘導、救助及び広報に関すること。

2 千葉県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 3. 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 4. 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5. 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 6. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 7. 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 8. 被災県営施設の応急対策に関すること。 9. 災害時における文教対策に関すること。 10. 災害時における社会秩序の維持に関すること。 11. 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 12. 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13. 被災施設の復旧に関すること。 14. 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示やあっせん等に関すること。 15. 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 16. 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 17. 被災者の生活再建支援に関すること。 18. 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。
印旛地域振興事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の地域に係る災害予防・応急・復旧対策に関すること。
印旛土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県の所管に係る河川、道路、橋梁等の土木施設の保全並びに防災対策に関すること。
印旛保健所 (印旛健康福祉センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療及び助産救護に関すること。 2. 清掃、防疫等の環境、保健衛生に関すること。 3. 医療施設の保全に関すること。
県警察 (四街道警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における治安の維持、警察通信、交通対策、避難者の誘導等に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。 5. 噴火警報等の伝達に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>関東財務局千葉財務事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事。 2. 融資関係 (1)災害つなぎ資金の貸付（短期）に関する事。 (2)災害復旧事業費の融資（長期）に関する事。 3. 国有財産関係 (1)地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事。 (2)地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事。 (3)地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事。 (4)災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事。 (5)県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事。 (6)県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事。 4. 民間金融機関等に対する指示、要請関係 (1)災害関係の融資に関する事。 (2)預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事。 (3)手形交換、休日営業等に関する事。 (4)保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事。 (5)営業停止等における対応に関する事。
<p>関東信越厚生局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。 2. 関係職員の派遣に関する事。 3. 関係機関との連絡調整に関する事。
<p>関東農政局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事。 2. 応急用食料・物資の支援に関する事。 3. 食品の需要・価格動向の調査に関する事。 4. 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事。 5. 飼料、種子等の安定供給対策に関する事。 6. 病害虫防除及び家畜衛生対策に関する事。 7. 営農技術指導及び家畜の移動に関する事。 8. 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。 9. 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。 10. 被害農業者に対する金融対策に関する事。
<p>関東運輸局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事。 2. 災害時における被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。 3. 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京管区気象台 (銚子地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 2. 気象、地象（土砂崩れ、地震動等）、水象（洪水、氾濫等）の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。
千葉労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。 2. 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事。
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2. 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事。 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更や無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。 5. 電気通信事業者や放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給に関する事。 2. 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3. 被災中小企業の振興に関する事。
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 (2) 通信施設等の整備に関する事。 (3) 公共施設等の整備に関する事。 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事。 (6) 豪雪害の予防に関する事。 2. 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力、予警報の伝達等に関する事。 (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。 (4) 災害時における復旧資材の確保に関する事。 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等に関する事。 (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事。 (7) 災害時相互協力に関する申し合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	3. 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図る。
成田空港事務所	1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事。 2. 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。 3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
関東地方測量部	1. 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。 2. 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事。 3. 地殻変動の監視に関する事。
北関東防衛局	1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事。 2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事。
関東地方環境事務所	1. 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事。 2. 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事。 3. 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集や提供、汚染等の除去への支援に関する事。 4. 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	1. 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査に関する事。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (3) 防災資材の整備及び点検に関する事。 (4) 千葉県地域防災計画、四街道市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事。 (5) 災害派遣が予測される場合の市への連絡員の派遣に関する事。 2. 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事。 (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付や譲与等に関する事。

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便(株)	1. 災害時における郵政事業運営の確保 2. 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (1)被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 (3)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事 (4)被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事 (5)被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事 3. 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事 4. 災害時における市域の被災状況等の情報収集及び市の広報支援に関する事
東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コム ユニケーションズ(株) KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1. 電気通信施設の整備に関する事 2. 災害時等における通信サービスの提供に関する事 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	1. 医療救護に関する事 2. こころのケアに関する事 3. 救援物資の備蓄及び配分に関する事 4. 血液製剤の供給に関する事 5. 義援金の受付及び配分に関する事 6. その他応急対応に必要な業務に関する事
日本放送協会 千葉放送局	1. 市民(県民)に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 2. 市民(県民)に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事 4. 被災者の受信対策に関する事
東日本高速道路(株)	1. 東日本高速道路の保全に関する事 2. 東日本高速道路の災害復旧に関する事 3. 災害時における緊急交通路の確保に関する事
成田国際空港(株)	1. 災害時における空港の運用に関する事 2. 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事 3. 帰宅困難者対策に関する事
東日本旅客鉄道(株)	1. 鉄道施設の保全に関する事 2. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 3. 帰宅困難者対策に関する事
日本貨物鉄道(株)	1. 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事

総則編

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京ガス ネットワーク(株)	1. ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。 2. ガスの供給に関すること。
日本通運(株)	1. 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	1. 災害時における物資の輸送に関すること。
東京電力 パワーグリッド(株)	1. 災害時における電力供給に関すること。 2. 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。 3. 停電時の情報提供に関すること。 4. 市へのリエゾンの派遣に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人 千葉県医師会	1. 医療及び助産活動に関すること。 2. 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1. 歯科医療活動に関すること。 2. 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1. 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 2. 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 3. 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
公益社団法人 千葉県看護協会	1. 医療救護活動に関すること。 2. 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること。
印旛沼土地改良区	1. 用排水施設の整備と管理に関すること。 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
印旛利根川 水防事務組合	1. 水防施設資材の整備に関すること。 2. 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 3. 水防活動に関すること。
公益社団法人千葉県 LPガス協会	1. LPガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	1. 市民（県民）に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 2. 市民（県民）に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
一般社団法人千葉県 トラック協会	1. 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の協力に関すること。
一般社団法人千葉県 バス協会	1. 災害時における旅客自動車（バス）による避難者の輸送の協力に関すること。

第2 市民や事業所等の役割分担

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、初動期に対応できる能力には限界がある。そこで、市民、事業所等は災害対策基本法第7条（住民等の責務）に基づき、以下に示す役割を担うことが求められる。

1 市民の果たすべき役割

「自らの命は自ら守る」という「自助」の視点に立って、災害に対する正しい知識を習得し、自宅の耐震化や食料等の備蓄に努める等、市民自ら災害への備えをすることが必要である。

災害発生後は「自助」から「共助」へつないでいくことが重要であるため、災害発生後もできるだけ地域に踏みとどまり、近隣の人と協力し合いながら消火活動や救助活動を行う。そのためにも、平常時から区・自治会など地域コミュニティの活動に参加・協力することが重要であり、地域との関わりをもつよう努める。

2 自主防災組織の果たすべき役割

「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の視点に立って、区・自治会のもとで自主防災組織を結成し、防災に関する正しい知識・技術の習得や消火、救助活動等に必要な資機材等の整備、実践的な訓練を行うとともに、消防団や民生委員・児童委員等地域の組織・関係者、消防・警察等の行政の防災関係機関と連携しながら、地域に根ざした防災体制の確立を図る。この際、地域の指定避難所の開設・運営を積極的に担い、公助を補う。

また、自主防災組織の強化を図るうえでは、地域で活躍する防災リーダーの役割が重要であることから、防災リーダーの育成に努める。

3 事業所の果たすべき役割

事業所は、業務継続計画を策定し、災害時における業務の継続を図るとともに、消防法に基づく防火防災管理体制を強化する等、災害に即応できる計画的な防災体制の充実を図る。

また、事業所内の従業員や利用者等の安全を確保する事はもとより、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

4 公共的団体・その他防災上重要な施設の管理者の果たすべき役割

機関の名称	各機関の役割
印旛市郡医師会 (四街道市医師会)	1. 医療及び助産活動に関すること。 2. 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
印旛郡市歯科医師会 (四街道市歯科医師会)	1. 歯科医療活動に関すること。 2. 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
印旛郡市薬剤師会 (四街道市薬剤師会)	1. 医薬品の調達、供給に関すること。 2. 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること。
病院等経営者	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2. 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。 3. 災害時における入院、来院者等の保護及び誘導に関すること。 4. 災害時における病人等の受入れ及び保護に関すること。

機関の名称	各機関の役割
千葉みらい 農業協同組合 (四街道支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 2. 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 3. 被災農家に対する融資及びあっせんに関する事。 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 5. 農産物の需給調整に関する事。
四街道市商工会 その他商工関係団体 市内大規模商業施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 2. 災害時における物価安定についての協力に関する事。 3. 救助物資、復旧資材の確保、斡旋、輸送等についての協力に関する事。
四街道市金融懇談会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災事業者等に対する資金の融資に関する事。
四街道市 社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要配慮者の支援に関する事。 2. 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。
社会福祉施設管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 2. 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。 3. 災害時における応急対応計画の確立及び実施に関する事。 4. 被災施設の災害復旧に関する事。
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 2. 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関する事。 3. 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関する事。 4. 被災施設の災害復旧に関する事。
四街道市土木協力会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事。 2. 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事。 3. 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事。 4. その他災害時における建設活動の協力に関する事。 5. 加盟各事業者との連絡調整に関する事。
四街道市指定 管工事業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における水道の復旧活動の協力に関する事。 2. 加盟各事業者との連絡調整に関する事。
四街道市電設協力会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における電気施設の復旧活動の協力に関する事。 2. 加盟各事業者との連絡調整に関する事。
千葉県建築士会 印旛支部 千葉県建築士事務所 協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災建築物に対する危険度（居住継続の可否等の判断）の判定等の調査の協力に関する事。 2. 応急仮設住宅の建設、被災建築物の応急修理の協力に関する事。 3. その他災害時における建設活動の協力に関する事。 4. 加盟各事業者との連絡調整に関する事。
(株)広域高速ネット 二九六	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事。 2. 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。
千葉内陸バス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給に関する事。
千葉県石油商業組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に関する事。 2. 災害時における高圧ガス、石油等の供給に関する事。 3. 被災施設の応急処理と復旧に関する事。 4. 加盟各事業者との連絡調整に関する事。
四街道市 危険物安全協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険物の安全管理の徹底及び危険物施設の整備に関する事。

機関の名称	各機関の役割
四街道市 赤十字奉仕団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話等の協力に関する事。 2. その他災害応急対策についての協力に関する事。
四街道市 区・自治会 (自主防災組織)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主防災組織の設置と自主防災活動の実施に関する事。 2. 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。 3. 指定避難所の開設・運営に関する事。 4. 在宅避難者の安否確認に関する事。 5. 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分、指定避難所内の世話業務等の協力に関する事。 6. 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事。
四街道市防犯協会 四街道市交通安全協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関する事。 2. 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関する事。 3. その他災害応急対策の業務の協力に関する事。

総則編

第3節 市の概況

第1 四街道市の自然環境

1 位置と地勢

市は、千葉県の北部に位置し、南西は千葉市、北東は佐倉市にそれぞれ隣接する東西約7km、南北9km、総面積34.52km²の区域である。

市全域は、平坦な下総台地に位置し、北東部には、佐倉市との境を利根川水系鹿島川が流れている。また、市中央部を流れる小名木雨水幹線によって南北に分断され、北部は起伏が比較的少なく平坦な台地からなり、南部は起伏の多い緑豊かな樹林地となっている。

■市の位置及び面積

面積		34.52km ²	
広ぼう		東西7km、南北9km	
周囲長		48.4km	
代表点 の位置	市役所	140度10分05秒E	35度40分11秒N
	東端(成山)	140度12分53秒E	35度39分47秒N
	西端(鹿放ヶ丘)	140度08分11秒E	35度40分14秒N
	南端(吉岡)	140度11分23秒E	35度37分32秒N
	北端(亀崎)	140度12分18秒E	35度42分27秒N

2 地質

市の地質は、中期更新統の下総層群を構成する成田層群上部及び関東ローム層、沖積層である。下総層群は標高22m~39mの台地を形成し、下総台地と呼ばれている。成田層群上部は、内湾浅海の堆積層を示し、砂を主とした砂泥層で砂層の間には数層の粘土層を挟む。薄層であるが関東ローム層と合わせて地震動をやや増幅させる地層である。

関東ローム層は、市の標高22m~39mの台地上に分布し、立川ローム層及び武蔵野ローム層の新規ローム層、下末吉ローム層からなる。台地上の地表面はわずかな段差やうねりがあり、雨水等により侵食が進んでいる。ローム層は一般に茶褐色を呈する火山灰であり、上部の乾燥した部分にはクラックが入り、急崖をなす箇所では崩壊をおこしやすい。

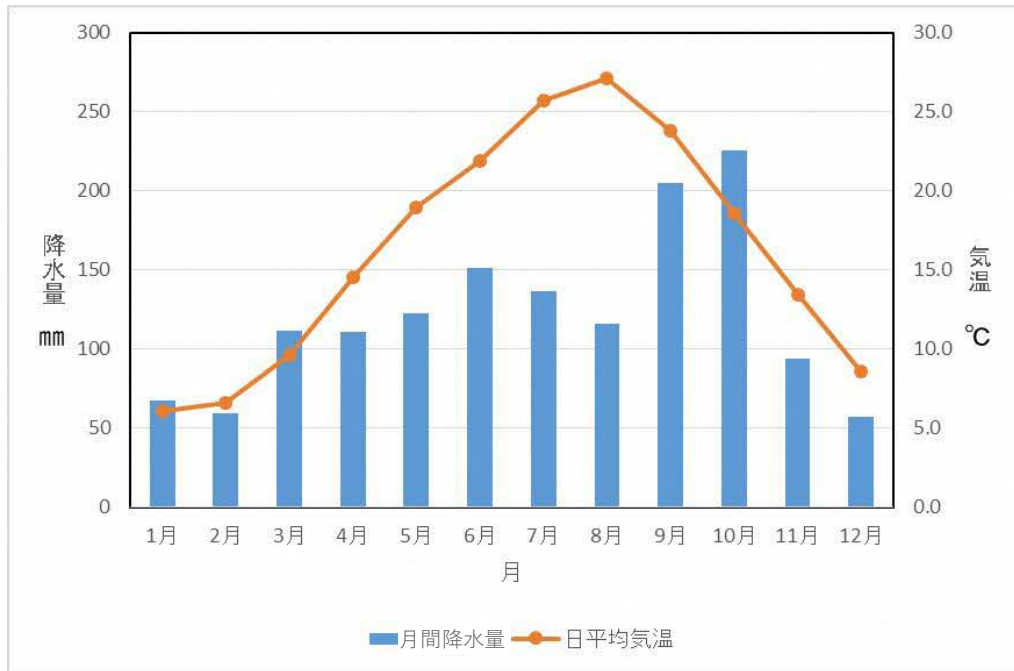
沖積層は上手操川、小名木雨水幹線、鹿島川、勝田川等の台地を開析する河川等の谷底に分布している。主として砂、腐植土、粘土、砂より構成される未固結堆積層である。

3 気象

(1) 平年値

市最寄りの千葉特別地域気象観測所の気象観測データによると、日平均気温の平年値（1991～2020年の平均値）は、最低が1月の6.1℃、最高が8月の27.1℃となっている。月間降水量の平年値は、台風や秋雨の影響で10月が平均225.7mmと最も多く、12月に平均56.8mmと最も少ない。

■日平均気温と降水量の平年値



■千葉特別地域気象観測所の平年値（1991～2020年）

月	項目 月間降水量 (mm)	平均気温(°C)			平均風速 (m/s)
		日平均	日最高	日最低	
1月	67.5	6.1	10.1	2.4	3.7
2月	59.1	6.6	10.7	2.8	4.0
3月	111.3	9.6	13.8	5.7	4.2
4月	110.4	14.5	18.7	10.6	4.5
5月	122.3	18.9	23.0	15.4	4.4
6月	150.9	21.9	25.6	19.0	3.9
7月	136.5	25.7	29.4	23.0	4.3
8月	115.7	27.1	31.0	24.3	4.2
9月	204.7	23.8	27.5	21.0	3.9
10月	225.7	18.6	22.3	15.6	3.5
11月	94.1	13.4	17.3	9.9	3.3
12月	56.8	8.6	12.5	4.9	3.5
年間	1454.7	16.2	20.2	12.9	3.9

資料)「気象庁ホームページ」(2022年7月時点)

(2) 上位の観測値

千葉特別地域気象観測所において観測された降水量、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次表のとおりである。

降水量のうち日降水量の最大値は、平成8年(1996年)9月22日に台風第17号により記録した259.5mmで、平年値で最も多い10月の月降水量(225.7mm)を上回っている。1時間降水量の最大値は、昭和50年(1975年)10月5日に台風第13号により記録した71.0mmである。また、年降水量の最大値は1991年の1910.5mm、最小値は1978年の808mmで、2倍以上の差がある。

気温については、日最高気温は平成27年(2015年)8月7日に記録した38.5℃、日最低気温は昭和42年(1967年)2月13日に記録した-5.2℃である。

風向・風速については、日最大風向・風速は令和元年(2019年)9月9日に台風第15号(令和元年房総半島台風)により記録した南東の風35.9m/sで、日最大瞬間風向・風速も同日に記録した南東の風57.5m/sである。

また、年降水量、日最高気温の上位の値の出現年に着目すると、年降水量は上位2位から5位までが、日最高気温は上位5位全てが2000年以降の出現となっており、近年の降水量の増加傾向、気温の上昇傾向がうかがえる。

■千葉特別地域気象観測所における観測史上1~5位の値(年間を通じての値)

要素名 \ 順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量(mm)	259.5 (1996/9/22)	238.0 (2013/10/16)	185.0 (2001/10/10)	183.0 (1986/8/4)	181.5 (2019/10/25)	1966/4 2022/7
日最大10分間降水量(mm)	28.0 (2009/8/9)	26.0 (1986/9/9)	24.5 (2021/8/23)	20.5 (1990/9/13)	20.5 (1982/6/20)	1966/4 2022/7
日最大1時間降水量(mm)	71.0 (1975/10/5)	70.0 (1986/9/9)	68.0 (2010/9/8)	61.5 (2013/10/16)	57.5 (1999/8/20)	1966/4 2022/7
年降水量の多い方から(mm)	1,910.5 (1991)	1,834.5 (2021)	1,791.5 (2020)	1,726.0 (2006)	1,697.0 (2019)	1966年 2022年
年降水量の少ない方から(mm)	808.0 (1978)	855.0 (1984)	939.5 (1997)	991.0 (1970)	1,067.5 (1973)	1966年 2022年
日最高気温の高い方から(℃)	38.5 (2015/8/7)	38.4 (2013/8/11)	37.8 (2004/7/20)	37.8 (2001/7/24)	37.7 (2016/8/9)	1966/4 2022/7
日最低気温の低い方から(℃)	-5.2 (1967/2/13)	-5.1 (1970/1/17)	-5.1 (1968/2/13)	-5.0 (1976/1/22)	-4.9 (1981/1/13)	1966/4 2022/7
日最大風向・風速(m/s)	南東 35.9 (2019/9/9)	南南西 32.9 (1985/7/1)	南南西 28.1 (1967/4/4)	西南西 26.3 (2002/10/1)	南南西 26.2 (1985/8/31)	1966/4 2022/7
日最大瞬間風向・風速(m/s)	南東 57.5 (2019/9/9)	南 48.6 (1985/7/1)	南南西 47.8 (2004/12/5)	南南西 41.1 (2018/10/1)	西南西 40.6 (2002/10/1)	1966/4 2022/7

※千葉特別地域気象観測所(千葉市中央区中央港)
資料)気象庁ホームページ(2022年7月時点)

第2 四街道市の社会環境

1 人口

(1) 総人口

市の人口は増加傾向にあり、昭和60年には約67,000人であったが、令和2年には約94,000人となり、35年間で約27,000人の増加となっている。世帯数は昭和60年に約19,000世帯であったが、令和2年には約38,000世帯となり、およそ2倍の増加となっている。また、1世帯当たり人員は昭和60年の3.54人から令和2年には2.43人と減少傾向となっている。

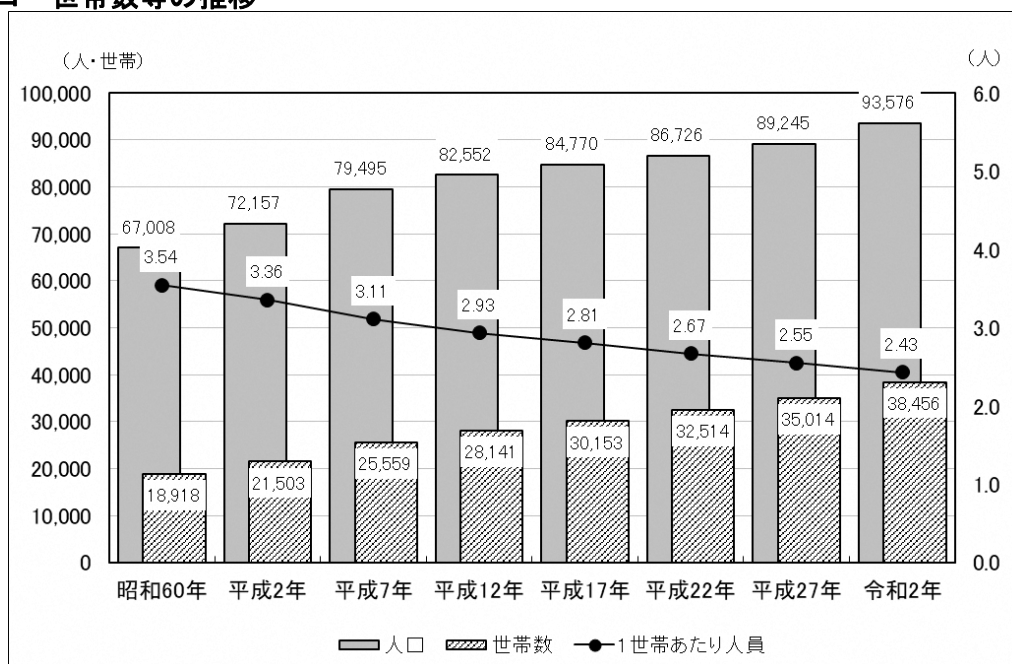
■人口・世帯数等の推移

年	区分	人口	世帯数	1世帯当たり人員	人口密度 (人/km ²)
昭和60年(1985)		67,008	18,918	3.54	1,941.1
平成2年(1990)		72,157	21,503	3.36	2,090.3
平成7年(1995)		79,495	25,559	3.11	2,302.9
平成12年(2000)		82,552	28,141	2.93	2,391.4
平成17年(2005)		84,770	30,153	2.81	2,455.7
平成22年(2010)		86,726	32,514	2.67	2,512.3
平成27年(2015)		89,245	35,014	2.55	2,585.3
令和2年(2020)		93,576	38,456	2.43	2,710.8

注) 人口密度は、市の面積を34.52km²として算定した。

資料) 総務省統計局「国勢調査」(各年10月1日現在)

■人口・世帯数等の推移



(2) 年齢別人口

市の人口は、令和2年10月1日（国勢調査）現在 93,576 人だが、そのうち年少人口（0～14 歳）が 13.3%、生産年齢人口（15～64 歳）が 56.7%、老年人口（65 歳以上）が 28.9%となっている。また、老年人口のうち 75 歳以上の割合は、人口総数の 15.2%となっている。

■年齢別人口

区分		総数（人）	構成比（%）	男（人）	女（人）
年少人口	0～14 歳	12,477	13.3	6,536	5,941
生産年齢人口	15～64 歳	53,027	56.7	27,166	25,861
老年人口	65 歳以上	27,066	28.9	12,240	14,826
	（75 歳以上）	(14,191)	(15.2)	(6,435)	(7,756)
年齢不詳		1,006	1.1	405	601
合 計		93,576	—	46,347	47,229

資料）総務省統計局「令和2年国勢調査」（令和3年11月30日公表）

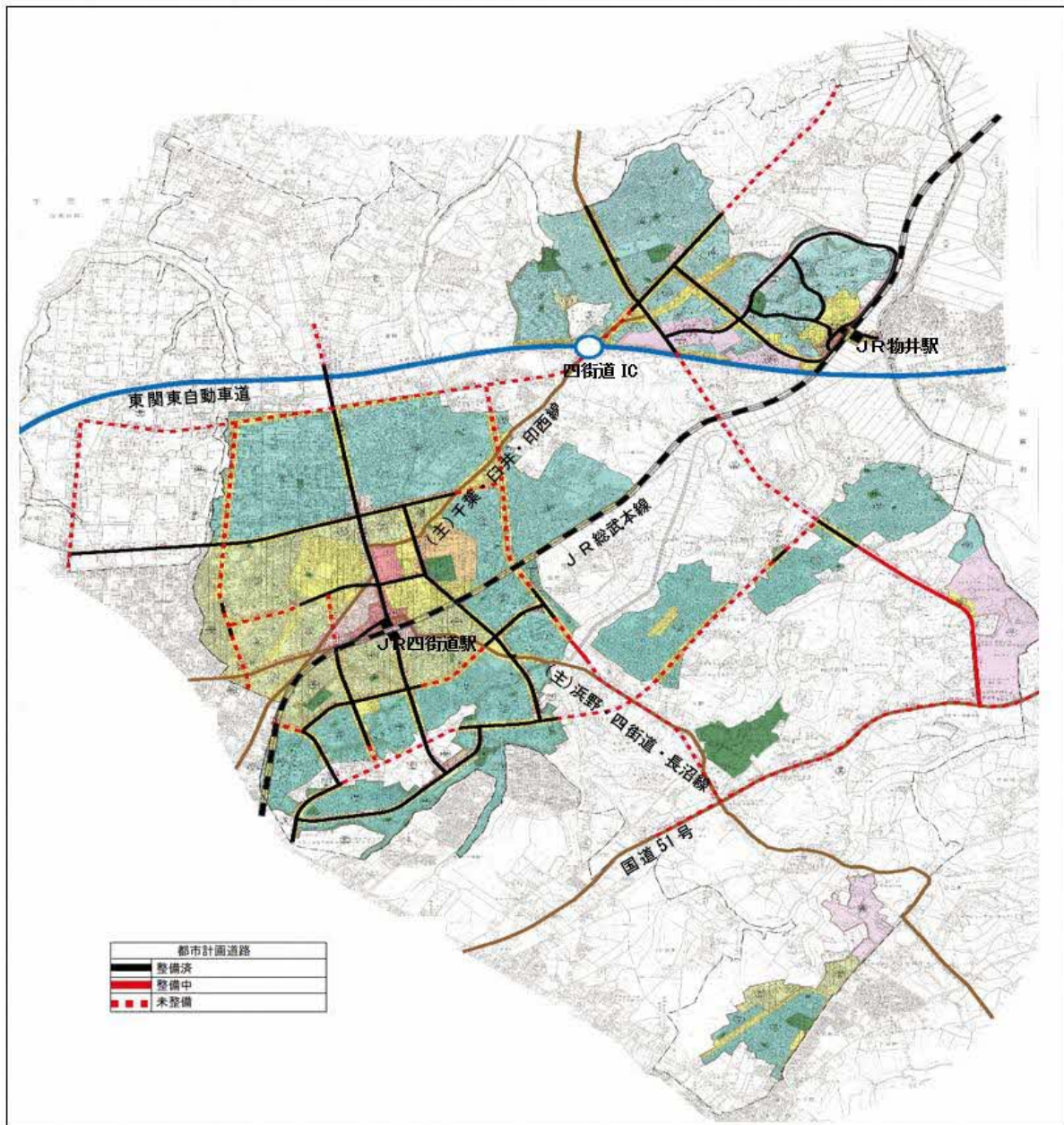
2 交通

道路は、高速自動車道東関東自動車道水戸線や国道51号が東西に横断し、隣接市を結ぶ主要路線は主要地方道浜野四街道長沼線、主要地方道千葉臼井印西線、県道四街道上志津線、県道佐倉停車場千代田線がある。

都市計画道路は、23路線（延長50.02km）が計画決定されており、そのうち約26.16kmが整備済み区間であり、整備率は52.3%となっている。（令和5年3月31日現在）

鉄道は、南西から北東に縦断するJR東日本総武本線の四街道駅と物井駅の2駅があり、通勤・通学のための乗客は四街道駅に集中している。

■市の交通状況



資料：「四街道市国土強靱化地域計画」（令和2年12月）

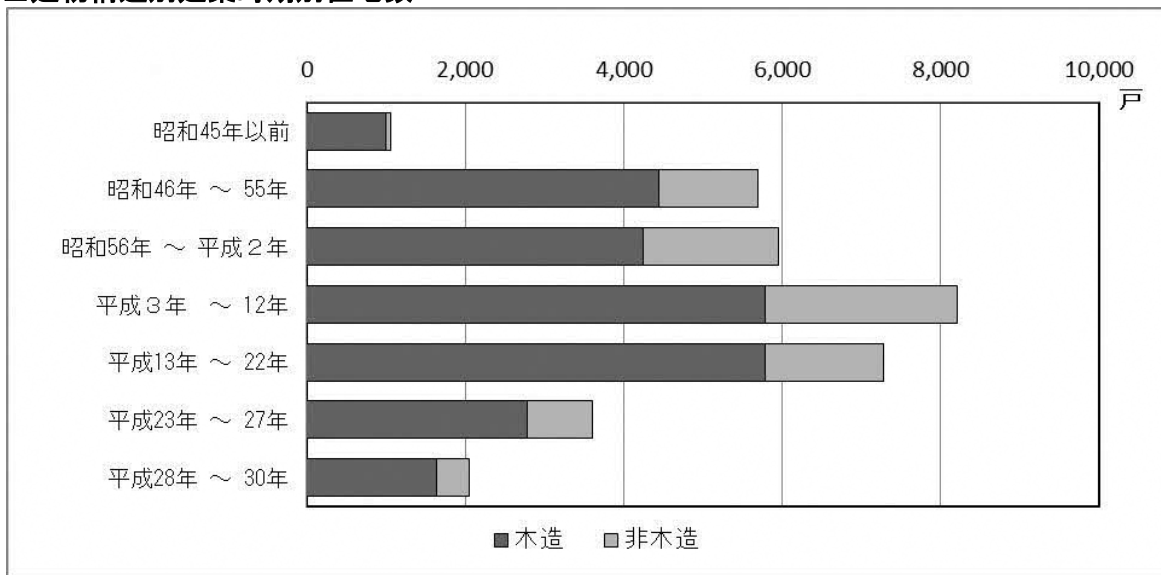
3 建物

建物の耐震化については、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に建築基準法の見直しが行われ、さらに、昭和56年に宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。

市の住宅総数は、平成30年10月1日現在36,730戸あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は6,760戸で全体の約18.4%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は1,060戸で全体の約2.9%となっている。

市の住宅について、建物構造、建築時期別に集計した結果を以下に示す。

■建物構造別建築時期別住宅数



〈参考〉新耐震基準（昭和56年6月制定）について

- 1 新耐震基準は、震度5強程度の中規模地震では軽微な損傷にとどまり、震度6強から7に達するような大規模地震でも倒壊は免れるという建築基準である。
- 2 昭和56年6月より前に建築確認を受けた建物は、旧耐震基準で建てた建物であり、国、県及び市では、耐震診断の実施と耐震性が不十分であった場合の改修や建て替えを呼び掛けている。

■市の建築時期別、構造別の住宅数（表） [平成30年10月1日現在]

区 分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅				その他
				総数	1～2階建	3～5階建	6階建以上	
<住宅総数>	36,730	26,590	2,190	7,920	4,410	2,130	910	30
昭和45年以前	1,060	1,010	30	20	-	20	-	-
昭和46年～55年	5,700	4,580	920	210	110	100	-	-
昭和56年～平成2年	5,940	4,220	240	1,490	560	770	150	10
平成3年～12年	8,200	5,500	210	2,500	1,090	740	670	-
平成13年～22年	7,270	5,380	340	1,540	880	140	50	10
平成23年～27年	3,610	3,000	120	500	380	110	10	-
平成28年～30年	2,050	1,560	60	430	260	160	10	-
<木造>	27,490	24,750	680	2,050	2,040	10	-	10
昭和45年以前	1,000	1,000	-	-	-	-	-	-
昭和46年～55年	4,450	4,360	30	60	60	-	-	-
昭和56年～平成2年	4,250	3,860	120	270	270	-	-	10
平成3年～12年	5,780	5,200	50	520	520	-	-	-
平成13年～22年	5,780	5,110	290	380	380	-	-	-
平成23年～27年	2,780	2,500	70	220	220	-	-	-
平成28年～30年	1,640	1,430	50	160	160	-	-	-
<非木造>	9,240	1,840	1,510	5,860	2,370	2,120	1380	20
昭和45年以前	60	10	30	20	-	20	-	-
昭和46年～55年	1,250	220	890	150	40	100	-	-
昭和56年～平成2年	1,700	360	120	1,220	300	770	150	-
平成3年～12年	2,430	290	160	1,980	570	740	670	-
平成13年～22年	1,500	270	50	1,160	500	140	520	10
平成23年～27年	830	500	50	280	160	110	10	-
平成28年～30年	410	130	10	270	110	160	10	-

注1) 「共同住宅」は複数の住戸が階を重ねて集合して1棟を構成する形式のものをいい、「長屋」とは全住戸が敷地から建築物内を介さずに直接出入りする形式をいう。

注2) 各欄の住宅数は、数字を丸め概数としているため総数と一致しないことがある。

資料) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査報告」

第4節 被害想定

第1 地震被害想定

1 既往地震

過去に市に被害を及ぼした主な既往地震は元禄地震、関東大地震、千葉県東方沖地震、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）である。それぞれの地震の被害は以下のとおりである。

■四街道市に被害を及ぼした既往地震

地震名	被害概要
元禄地震 (1703年)	記録が残っていない。
関東大地震 (1923年)	旭村・千代田村にて牛小屋が損壊したが、人的被害はなく、被災地から避難した者の救護に従事した模様。（大正大震災の回顧とその復興による）
千葉県東方沖地震 (1987年)	人的被害：重傷者1名 住家の被害：一部破損（屋根瓦205棟・壁53棟） 文教施設被害：小学校5校、中学校3校、盲学校1校 （昭和62年(1987年)千葉県東方沖地震—災害記録—(千葉県)による）
東北地方 太平洋沖地震 (東日本大震災) (2011年)	ブロック倒壊並びに半倒壊：9件 道路交通信号不通：9件 配電線の切断：1件（鹿放五差路） 瓦落下：15件 漏水：2件（つくし座・内黒田橋付近） 橋梁ひび割れ：1件（内黒田橋） 道路陥没：3件 道路亀裂：4件 公園内道路亀裂：1件（めいわ） 電柱傾斜：1件（つくし座）

2 地震被害想定

(1) 想定地震の設定

市は、令和5年に防災アセスメント調査を実施し、内閣府の技術資料を参考に、全国どこでも起こり得る直下の地震として、四街道市の直下を震源とする地震（以下「四街道市直下地震」という。）と、市川市から千葉市直下のフィリピン海プレート内を震源とし、千葉県においては防災・減災対策の主眼に置いている地震（以下「千葉県北西部直下地震」という。）の2つを想定地震（過去に発生が確認されていない地震）として設定して被害想定を行った。

■四街道市防災アセスメント調査における想定地震

想定地震	マグニチュード(M)	概要
四街道市直下地震	6.9	全国どこでも起こり得る直下の地震※
千葉県北西部直下地震	7.3	県の4つの想定地震のうち市域に最も大きな影響を及ぼす地震

※「地震防災マップ作成技術資料」(平成17年3月、内閣府(防災担当))

■四街道市防災アセスメント調査における想定地震の震源域

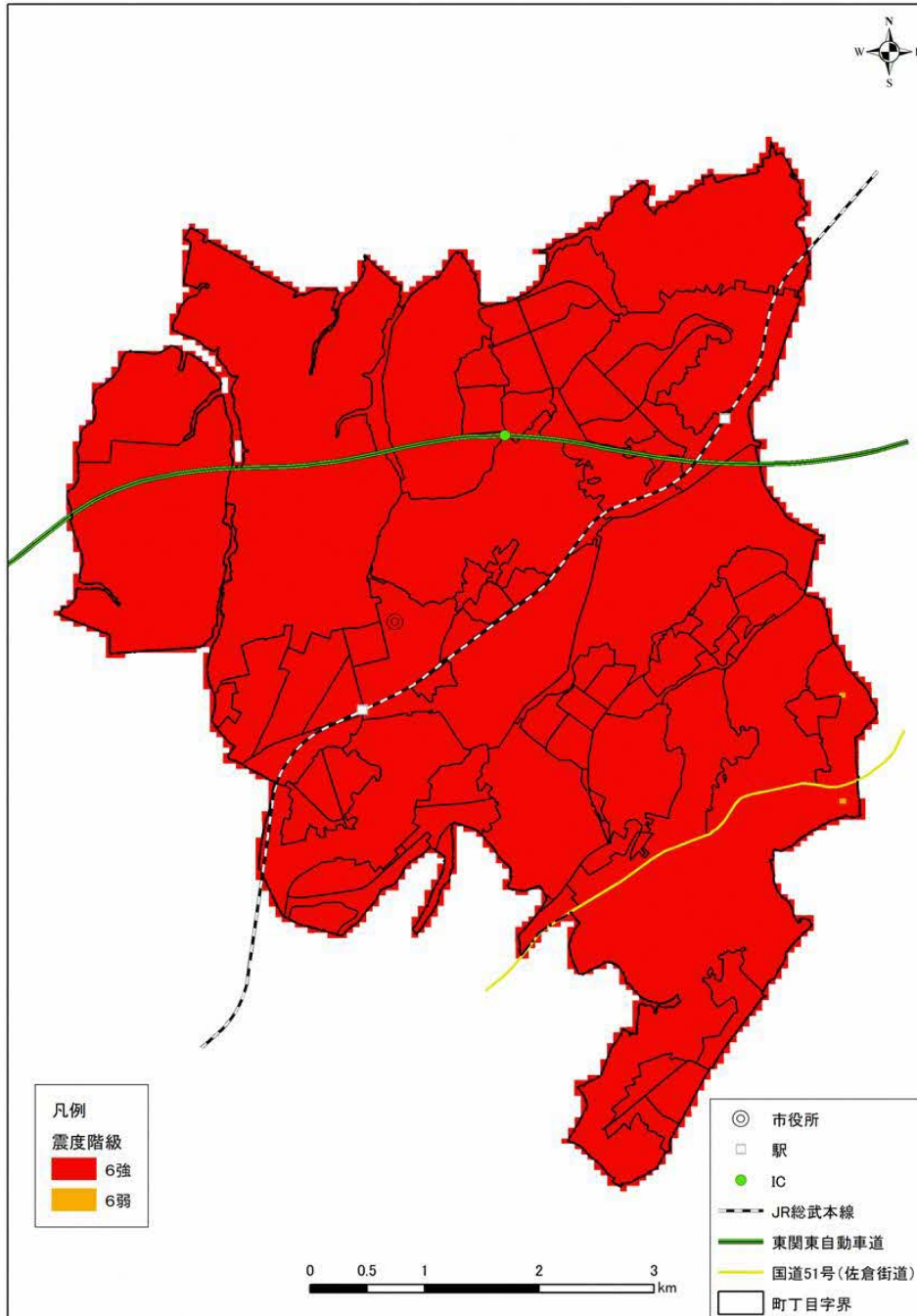


(2) 震度分布

ア 四街道市直下地震

四街道市の直下に震源断層が潜在すると想定し、距離減衰式により 50m メッシュの地震動の強さを市全域にわたって予測した結果、下図に示すとおり市のほぼ全域で震度 6 強の強い揺れが想定される。

■四街道市直下地震 (M6.9) による震度分布 (50m メッシュ単位)

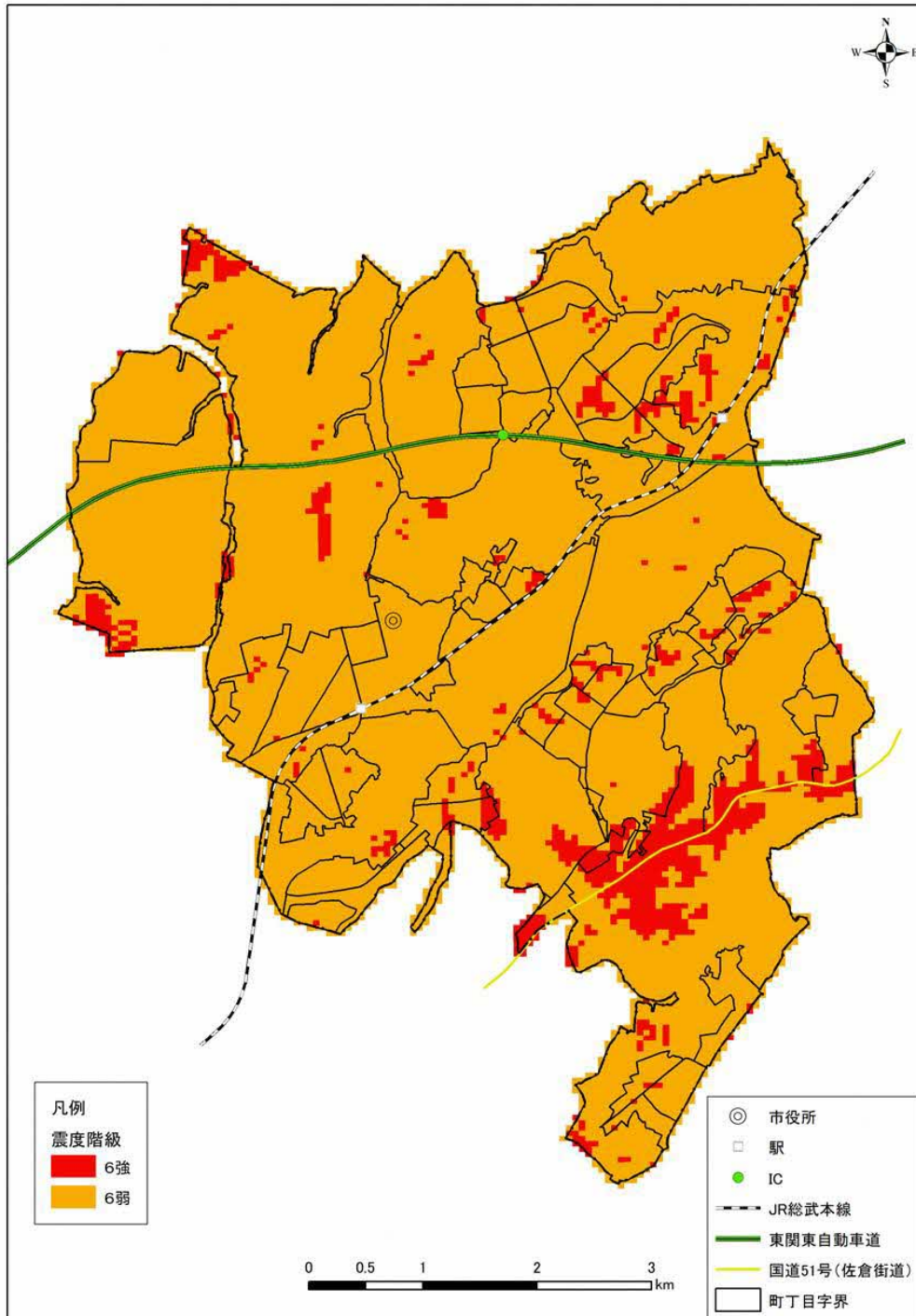


出典：四街道市防災アセスメント調査（令和5年）

イ 千葉県北西部直下地震

千葉県による、千葉県北西部直下地震による250mメッシュ単位の地震動の強さを用いて、内閣府「地震防災マップ作成技術資料」を参考に、より細かな地形情報を加味し、50mメッシュ単位の地震動の強さを予測した結果、下図に示すとおり市のほとんどの強い揺れが想定され、震度6強となる地域も点在すると想定される。

■千葉県北西部直下地震による震度分布（50mメッシュ単位）



出典：四街道市防災アセスメント調査（令和5年）

(3) 液状化可能性

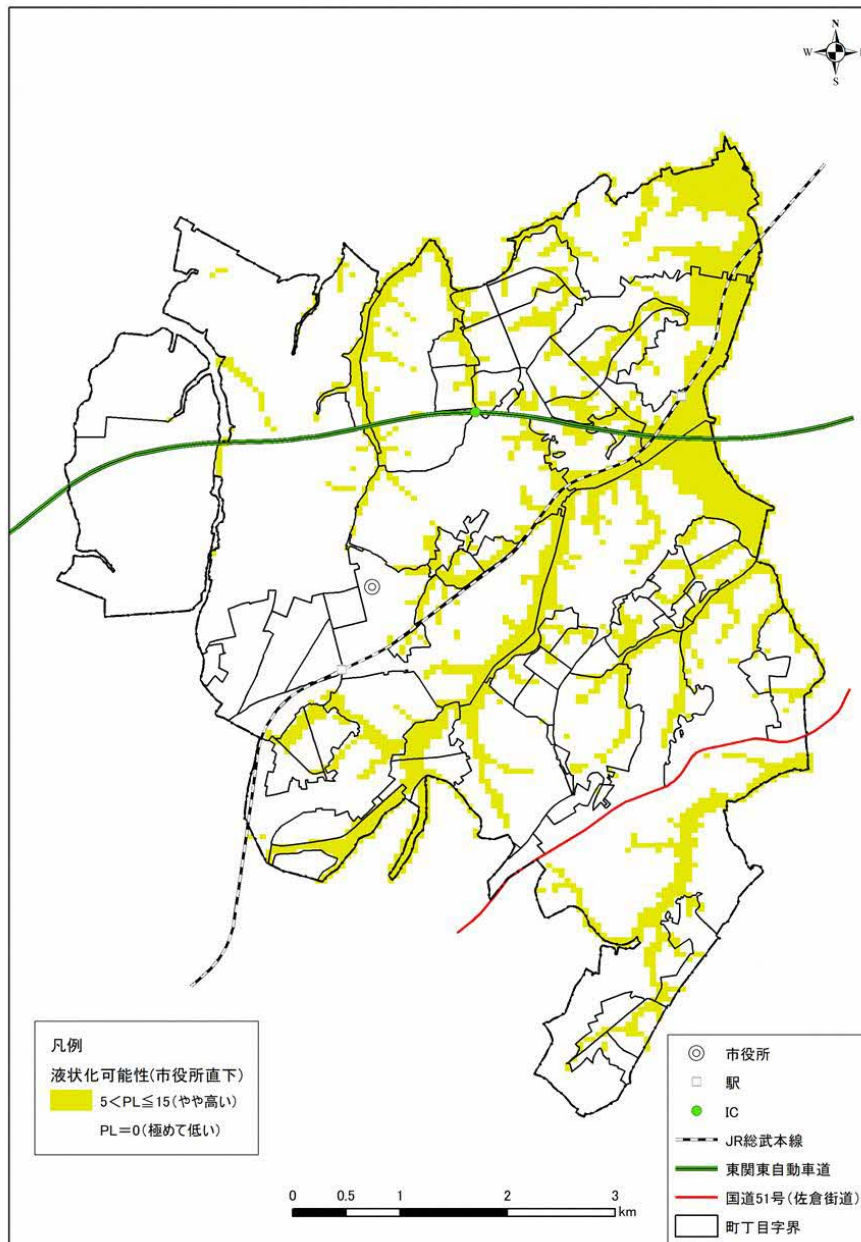
ア 四街道市直下地震

液状化の可能性予測は、平成26・27年度千葉県地震被害想定調査で用いられた液状化解析手法(PL値による方法)に基づき行った。液状化の可能性を表すPL値は、「 $PL > 15$ 極めて高い」、「 $5 < PL \leq 15$ やや高い」、「 $0 < PL \leq 5$ 低い」、「 $PL = 0$ 極めて低い」である。

四街道市直下地震における液状化解析の結果、市には液状化発生危険性が一番高いランクである「極めて高い」地域は存在しない。市で液状化現象が発生する危険性がある地域は、主に小名木雨水幹線、鹿島川、上手繰川、並木川周辺の低地である。

液状化しやすさの程度は、地震動の強さや地下水位の深さによって影響を受ける。

■四街道市直下地震による液状化の可能性予測分布(50mメッシュ単位)



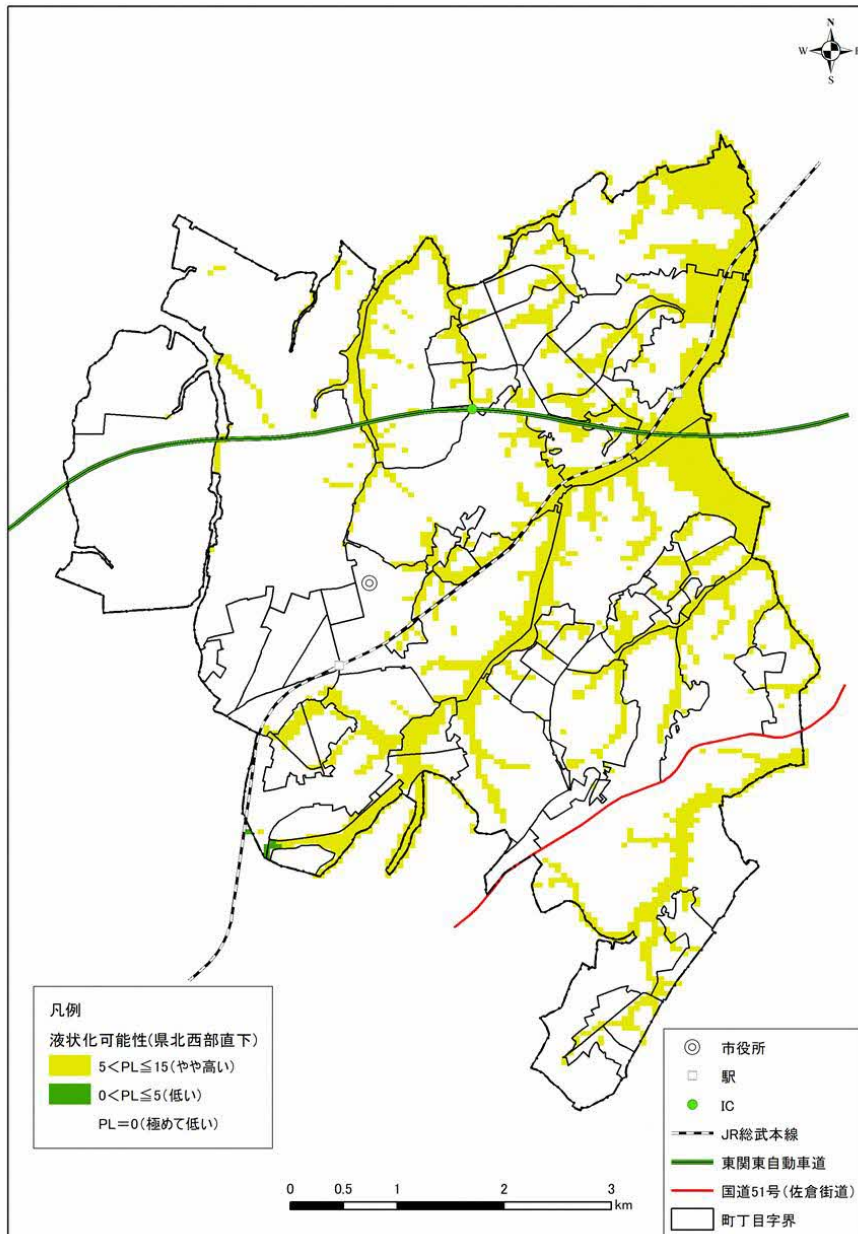
出典：四街道市防災アセスメント調査(令和5年)

イ 千葉県北西部直下地震

千葉県北西部直下地震による液状化解析の結果においても、市には液状化発生の危険性が一番高いランクである「極めて高い」地域は存在しない。

市で液状化現象が発生する危険性がある地域は、四街道市直下地震の場合の解析結果とほぼ一致し、主に小名木雨水幹線、鹿島川、上手繰川、並木川周辺の低地である。

■千葉県北西部直下地震による液状化の可能性予測分布（50mメッシュ単位）



出典：四街道市防災アセスメント調査（令和5年）

(4) 被害予測

ア 四街道市直下地震

四街道市直下地震の揺れ、液状化及び土砂災害により全壊する建物は 1,832 棟、半壊する建物は 4,288 棟、合計 6,120 棟で、火災による焼失棟数は 464 棟である。また、人的被害は、死者が 45 人、重傷者を含む負傷者が 891 人である。

■被害予測結果

項目	四街道市直下地震による被害予測			
条件	冬の 18 時、 <u>強風</u>			
建物被害	揺れ・液状化・ <u>土砂災害による</u>	全壊棟数 (率)	<u>1,832 棟</u> (5.2%)	全建物棟数: <u>35,145 棟</u>
		半壊棟数 (率)	<u>4,288 棟</u> (12.2%)	
	火災による焼失棟数 (率)	<u>464 棟</u> (1.3%)		
上水道被害 (<u>発災直後</u>)	<u>断水人口 (率)</u>	<u>28,980 人</u> (30.6%)	<u>給水人口</u> <u>94,651 人</u>	
下水道被害 (<u>発災直後</u>)	<u>支障人口 (率)</u>	<u>5,762 人</u> (6.8%)	<u>処理人口</u> <u>84,755 人</u>	
都市ガス被害 (<u>発災直後</u>)	<u>支障戸数 (率)</u>	<u>23,279 戸</u> (95.8%)	<u>需要家件数</u> <u>24,300 戸</u>	
LPGガス被害 (<u>発災直後</u>)	<u>機能支障 (率)</u>	<u>2,840 戸</u> (19.0%)	<u>消費者戸数</u> <u>14,938 戸</u>	
電力被害 (<u>発災直後</u>)	<u>停電件数 (率)</u>	<u>5,056 軒</u> (11.7%)	<u>電灯軒数</u> <u>43,123 本</u>	
通信被害 (<u>発災直後</u>)	<u>固定電話不通回線数 (率)</u>	<u>6,695 回線</u> (12.7%)	<u>回線数</u> <u>52,858 回線</u>	
人的被害	死者 (率)	<u>45 人</u> (0.05%)	全人口 <u>96,062 人</u>	
	負傷者 (率)	<u>891 人</u> (0.9%)		
	うち重傷者 (率)	<u>157 人</u> (0.2%)		
避難者 (<u>発災 1 日後</u>)	避難人口 (率)	<u>7,335 人</u> (7.6%)	全人口 <u>96,062 人</u>	
	うち避難所生活者 (率)	<u>4,401 人</u> (4.6%)		
避難者 (<u>発災 2 週間後</u>)	避難人口 (率)	<u>13,647 人</u> (14.2%)		
	うち避難所生活者 (率)	<u>5,459 人</u> (5.7%)		
避難者 (<u>発災 1 ヶ月後</u>)	避難人口 (率)	<u>10,156 人</u> (10.6%)		
	うち避難所生活者 (率)	<u>3,047 人</u> (3.2%)		
帰宅困難者 (<u>昼 12 時</u>)	四街道市民以外の帰宅困難者	<u>1,788 人</u>		
	四街道市民の帰宅困難者	<u>4,501 人</u>		
震災廃棄物	廃棄物量	<u>15,986 トン</u>		

出典：四街道市防災アセスメント調査（令和 5 年）

イ 千葉県北西部直下地震

千葉県北西部直下地震の揺れ、液状化及び土砂災害により全壊する建物は 456 棟、半壊する建物は 2,266 棟、合計 2,722 棟で、火災による焼失棟数は 5 棟である。また、人的被害は、死者が 4 人、重傷者を含む負傷者が 380 人である。

■主な被害予測結果

項目	千葉県北西部直下地震による被害予測			
条件	冬の 18 時、 <u>強風</u>			
建物被害	<u>揺れ・液状化・土砂災害による</u>	<u>全壊棟数（率）</u>	456 棟 (1.3%)	全建物棟数: 35,145 棟
		<u>半壊棟数（率）</u>	2,266 棟 (6.4%)	
	火災による焼失棟数（率）	5 棟 (0.01%)		
<u>上水道被害（発災直後）</u>	<u>断水人口（率）</u>	5,423 人 (5.7%)	給水人口 94,651 人	
<u>下水道被害（発災直後）</u>	<u>支障人口（率）</u>	2,789 人 (3.3%)	処理人口 84,755 人	
<u>都市ガス被害（発災直後）</u>	<u>支障戸数（率）</u>	3,038 戸 (12.5%)	需要家件数 24,300 戸	
<u>LPガス被害（発災直後）</u>	<u>機能支障（率）</u>	1,175 戸 (7.9%)	消費者戸数 14,938 戸	
<u>電力被害（発災直後）</u>	<u>停電件数（率）</u>	1,505 軒 (3.5%)	電灯軒数 43,123 本	
<u>通信被害（発災直後）</u>	<u>固定電話不通回線数（率）</u>	1,968 回線 (3.7%)	回線数 52,858 回線	
人的被害	死者（率）	4 人 (0.00%)	全人口 96,062 人	
	負傷者（率）	380 人 (0.4%)		
	うち重傷者（率）	43 人 (0.05%)		
避難者 <u>（発災 1 日後）</u>	避難人口（率）	1,910 人 (2.0%)	全人口 96,062 人	
	うち避難所生活者（率）	1,146 人 (1.2%)		
避難者 <u>（発災 2 週間後）</u>	避難人口（率）	2,570 人 (2.7%)		
	うち避難所生活者（率）	1,028 人 (1.1%)		
避難者 <u>（発災 1 ヶ月後）</u>	避難人口（率）	2,055 人 (2.1%)		
	うち避難所生活者（率）	617 人 (0.6%)		
帰宅困難者 <u>（昼 12 時）</u>	<u>四街道市民以外の帰宅困難者</u>	1,788 人		
	<u>四街道市民の帰宅困難者</u>	4,501 人		
震災廃棄物	廃棄物量	3,948 トン		

出典：四街道市防災アセスメント調査（令和 5 年）

3 地震災害における課題の整理

前項「地震被害想定」をもとに、防災上の課題を以下に整理する。なお、市における災害対策は、より被害が大きいと想定される「四街道市直下地震」を主眼とする。

(1) 耐震化

建物被害が最も多くなる四街道市直下地震では、全建物 35,145 棟の内、揺れ等による全壊・半壊の被害総数棟は、6,120 (17.4%) 棟に及び。また、令和 4 年現在の固定資産データによると、昭和 56 年以前に建てられた建物が、木造建物で約 19%、鉄骨鉄筋コンクリート建物で約 8%である。今後新耐震基準以前に建てられた建物については、耐震化を継続的に進める必要がある。

(2) 生活道路の整備

比較的古くから小規模な開発により拡大した住宅街においては、建物密集度も高く、狭隘な生活道路が多い。このような道路は、被害発生時に避難行動の際の弊害となり、二次災害の危険性もある。このため、生活道路の整備を推進し、避難路の確保及び災害時における安全性の確保を図ることが重要である。

(3) 不燃化や初期消火の体制の充実

火災における焼失棟数は、四街道市直下地震で 464 棟、千葉北西部直下地震で 5 棟となっている。ただし、火災は風向きなどにより、被害が拡大する可能性がある。また、初期消火で対応できなかった場合に、延焼火災に発展するおそれもある。このため、建築物の不燃化や初期消火の体制の充実が重要である。

(4) 避難所収容体制の整備

想定される避難所生活者（発災 2 週間後）は、四街道市直下地震で 5,459 人、千葉県北西部直下地震で 1,028 人となっている。避難所には、建物被害により自宅で生活できない人ばかりでなく、災害直後にライフラインが止まることにより、建物被害を受けていない人も避難してくることが想定される。避難所では感染症対策のため、密を避けることが推奨されることから、自宅で生活が可能な市民には在宅避難を、そうでない場合も被災していない親戚・知人等を頼るなど、避難所外避難を推奨することが重要となる。そのためにも自助としての食料・生活必需品等の備蓄を促進することが必要である。

(5) 帰宅困難者対策

市外から四街道市へ通勤・通学している人のうち、市内で帰宅困難となる人は、四街道市直下地震、千葉県北西部直下地震ともに、1,788 人（通勤者：1,214 人、通学者：574 人）となっている。このため、事業所や学校等において、施設内待機を行う体制の構築を促進するなど、一斉帰宅を抑制し混乱を防止することが重要である。また、市外へ通勤・通学し、帰宅困難となる可能性がある市民は、四街道市直下地震、千葉県北西部直下地震ともに、4,501 人（通勤者：2,701 人、通学者：1,800 人）である。

(6) 平常時からの備え

市民の人命・財産、インフラ等に生じる被害の大きさから、災害時には莫大な人的・物的資源が必要となる。限りある資源を効果的に活用するためにも、平常時における災害時に備えた自助、共助、公助の連携した備蓄や避難所運営体制の整備等の取組みが重要である。

第2 風水害等の災害特性

1 災害履歴

市が受けた平成元年以降の風水害による主な被害は、以下のとおり記録されている。

■風水害による主な被害

No.	発生年月日	気象状況	被害概要			
1	H元年 4月 27日	前線を伴った低気圧	家屋一部破損	1		
2	H元年 8月 1日	台風 12号	道路陥没	1		
3	H元年 8月 6日	台風 13号	道路陥没	1		
4	H元年 9月 7日	前線の停滞	床上浸水	1	床下浸水	20
			水路法面崩壊	4		
5	H2年 4月 29日	前線を伴った低気圧	床下浸水	4		
6	H3年 9月 8日	台風 15号	床下浸水	2	道路損壊	1
			水路法面崩壊	1		
7	H3年 9月 19日	台風 18号	床下浸水	13	道路損壊	1
8	H3年 10月 13日	台風 21号	床上浸水	3	床下浸水	14
			道路損壊	11	崖崩れ	7
			擁壁崩壊	1		
9	H5年 8月 27日	台風 11号	床下浸水	4		
10	H5年 11月 14日	前線を伴った低気圧	床下浸水	2		
11	H8年 9月 22日	台風 17号	住家半壊	1	住家一部破損	1
			床下浸水	26	崖崩れ	4
12	H16年 9月 4日	秋雨前線+台風 18号	床上浸水	1	床下浸水	6
13	H16年 10月 9日	台風 22号	床下浸水	3		
14	H16年 12月 4日	低気圧通過による暴風	住家一部破損	5	非住家破損	1
15	H18年 1月 14日	大雨	道路冠水	1	土砂崩れ	1
16	H18年 7月 14日	大雨(雷雨)	床下浸水	1	道路冠水	2
17	H18年 9月 26日	大雨	床下浸水	2	道路冠水	2
			溢水	3		
18	H18年 12月 26日	大雨	床下浸水	2	道路冠水	3
			土砂流出	1		
19	H21年 8月 9日	大雨	道路冠水	3	道路陥没	3
20	H21年 8月 10~11日	台風 9号	床下浸水	3	道路冠水	11
21	H22年 9月 8日	台風 9号	道路冠水	18	道路亀裂	1
			橋梁亀裂	1		
22	H22年 9月 13日	雷雨・豪雨	道路冠水	10		
23	H24年 6月 19日	台風 4号	土砂流出	1	停電	5,500
24	H24年 8月 11日	大雨	床下浸水	14	道路冠水	10
25	H25年 10月 16日	台風 26号	床上浸水	2	床下浸水	4
			道路冠水	27	倒木(竹)	8
			ブロック倒壊	2	土砂等流出	2
26	H27年 6月 23日	大雨	床下浸水	4	道路冠水	10

No.	発生年月日	気象状況	被害概要	
27	R元年9月9日	台風15号（令和元年房総半島台風）	床下浸水 2	道路冠水 2
			停電 13,400（最大）	住家半壊 7
28	R元年10月12日	台風19号（令和元年東日本台風）	道路冠水 20	住家半壊 1
29	R元年10月25日	大雨	床上浸水 2	床下浸水 5
			道路冠水 47	住家半壊 1
30	R3年7月3日	大雨	道路冠水 5	
31	R3年7月13日	大雨	床下浸水 1	道路冠水 7
32	R3年7月15日	大雨	道路冠水 1	

上記災害履歴のうち、発生箇所が判るものについてその特徴を挙げると、以下のとおりである。

- ① 平成3年10月13日の台風21号では、亀崎、大日といった標高の低い地域を中心に浸水が多発した。特に亀崎の鹿島川下流の水田地帯に見られる浸水箇所は、市内で最も標高が低い地域である。
- ② 平成8年9月22日の台風17号では、物井地区において、崖崩れ、擁壁崩壊が発生した。
- ③ 大日、小名木では、同じ箇所何度か床下浸水・床上浸水の被害が発生した。
- ④ 平成21年8月9日の大雨では、雷や1時間の最大雨量が60ミリの非常に激しい雨が降り、洪水警報が発令され、道路冠水や道路陥没の被害が発生した。
- ⑤ 平成24年8月11日の大雨では、1時間の雨量が70ミリの非常に激しい雨が降り、つくし座、さちが丘、大日等で床下浸水の被害が多発した。
- ⑥ 平成25年10月16日の台風26号では、一日の積算雨量が199mmとなり土砂災害警戒情報が発表され、床上・床下浸水の被害や鹿島川の越水、道路冠水が多数発生した。
- ⑦ 令和元年9月9日の台風15号（令和元年房総半島台風）では、まれにみる強風の影響により、市内随所で停電が発生し、その数は、最大13,400件に及んだ。

2 風水害等発生の危険性

（1）水害発生の危険性

市における水害は、主に梅雨前線等の前線の停滞及び前線を伴った低気圧がもたらした豪雨による災害と台風による災害の2通りのパターンで代表される。過去（昭和62年以降）の水害で、内水氾濫等による建物等への浸水被害が比較的多かった集中豪雨は、台風と前線の停滞がもたらしたものであり、今後も集中豪雨に対する警戒が必要である。

ア 被害を及ぼした台風の活動特性

市において被害を及ぼした台風の活動特性を区分すると以下のとおりである。

- ① 中型で並の強さ以上の台風が関東の南海上を北上するタイプ。
- ② 千葉県内を直撃するコースをとるタイプ。
- ③ 沖縄付近の台風に影響され大気が不安定になり、関東地方で大雨となるタイプ。
- ④ 東日本の太平洋側を通過する台風により、強い雨の区域が千葉県をはじめ関東地方にかかるタイプ。

この中で、④のタイプが市において比較的大きな浸水被害をもたらしており、とくに平

成8年9月に各種被害を発生させた台風17号がもたらした降水量(市内で86~250mmの日降水量)は昭和62年以降では過去最大であった。

イ 被害を及ぼした停滞前線の特徴

市において被害を及ぼした停滞前線の活動の特徴は以下のとおりである。

- ① 東海から関東地方の沿岸に伸びる前線上を低気圧が通過するタイプ。
- ② 関東の東海上から本州付近に3日以上前線が停滞するタイプ。

(2) 風害発生危険性

市における風害の記録は少ないが、台風及び前線を伴った低気圧の発達をもたらす強風により、家屋の一部破損、倒木の被害、広域停電の発生が近年記録されている。とくに令和元年の台風15号(令和元年房総半島台風)と同様に、台風が市域の西側を通過する際には暴風になる可能性が高く、警戒が必要である。

(3) 土砂災害等の危険性

台風や前線に伴う豪雨がもたらす災害として、従来は内水氾濫による被害が中心であったが、近年、市街化の進展に伴う土地利用等の変化によって崖崩れを代表とする土砂災害の発生が目立つようになってきている。

土砂災害の多くは台風や前線等の豪雨に誘発され、また、人命を一瞬で奪うことになる場合があることから、水害、風害ともども警戒が必要である。

(4) その他災害の危険性

自然災害としては、ほかに竜巻、雪害、自然災害以外では大規模火災発生の可能性は皆無ではなく、このような災害について警戒が必要となる。

3 風水害・土砂災害の危険性の高い地域

(1) 風水害

市内を流れる鹿島川、小名木雨水幹線、上手線川周辺には、利根川水系高崎川の浸水想定区域が指定され、「四街道市防災ハザードマップ」として公表している。

風水害の災害特性は、既往災害実績と地形の特徴から、以下の特徴が挙げられる。

■風水害に関する災害特性

被害項目	特徴
河川等の溢水による浸水	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿島川、小名木雨水幹線、上手線川沿いの低地では、豪雨時に流下能力不足による溢水被害が発生し、流域の水田で浸水被害を受けている。 ●鹿島川、小名木雨水幹線沿いの低地は、水防法に基づく浸水想定区域に指定されている。
その他の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化が進んだ台地上で浸水被害が発生している。特に、大日(桜ヶ丘、中志津)は、発生頻度が高い。

(2) 土砂災害

市には、土砂災害の危険性が高い箇所として、土砂災害警戒区域が 24箇所（うち土砂災害特別警戒区域 21箇所）、急傾斜地崩壊危険区域が 1箇所指定されているほか、大規模盛土調査の対象が 4箇所（腹付け盛土）あり、防災アセスメント調査において危険度評価を行っている。

土砂災害の災害特性は、既往災害実績と地形の特徴から、以下の特徴が挙げられる。

■土砂災害警戒区域等一覧表

【土砂災害警戒区域等】

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の種類	告示日
1	I-0297	四街道	四街道	急傾斜地の崩壊	平成26年11月25日
2	II-1186	物井2	物井	急傾斜地の崩壊	平成26年11月25日
3	II-1187	物井3	物井	急傾斜地の崩壊	平成26年11月25日
4	II-060019	物井10	物井	急傾斜地の崩壊	平成26年11月25日
5	II-060020	物井11	物井・長岡	急傾斜地の崩壊	平成26年11月25日
6	II-1194	長岡	長岡	急傾斜地の崩壊	平成26年11月25日
7	II-1195	和田	和田・みそら	急傾斜地の崩壊	平成26年11月25日
8	II-060021	和良比	和良比	急傾斜地の崩壊	平成26年11月25日
9	II-060022	吉岡2	吉岡	急傾斜地の崩壊	平成26年11月25日
10	<u>I-052K2053</u>	もねの里1	もねの里5丁目、物井	急傾斜地の崩壊	令和3年12月24日
11	<u>I-052K2054</u>	もねの里2	もねの里5丁目	急傾斜地の崩壊	令和3年12月24日
12	<u>II-052K2052</u>	物井6	物井、もねの里5丁目	急傾斜地の崩壊	令和3年12月24日
13	<u>I-052K2001</u>	<u>つくし座1</u>	<u>つくし座3丁目</u>	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>
14	<u>I-052K2007</u>	<u>旭ヶ丘1</u>	<u>旭ヶ丘1丁目、山梨、 旭ヶ丘3丁目</u>	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>
15	<u>I-052K2010</u>	<u>亀崎1</u>	<u>亀崎、千代田3丁目</u>	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>
16	<u>I-052K2011</u>	<u>栗山1</u>	<u>栗山、つくし座3丁目</u>	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>
17	<u>I-052K2024</u>	<u>鹿渡1</u>	<u>鹿渡、さちが丘1丁目</u>	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>
18	<u>I-052K2044</u>	<u>物井12</u>	物井	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>
19	<u>I-052K2050</u>	<u>和良比1</u>	和良比	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>
20	<u>II-052K2008</u>	<u>亀崎2</u>	亀崎	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>
21	<u>II-052K2009</u>	<u>亀崎3</u>	亀崎	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>
22	<u>II-052K2036</u>	<u>内黒田1</u>	<u>内黒田、千代田2丁目</u>	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>
23	<u>II-052K2043</u>	<u>物井13</u>	物井	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>
24	<u>II-052K2017</u>	<u>山梨1</u>	<u>山梨、みそら3丁目</u>	急傾斜地の崩壊	<u>令和5年11月14日</u>

【急傾斜地崩壊危険区域】

No.	地区名	所在地	指定面積	指定年月日
1	四街道	四街道	5,662.37	平成3年2月19日

【大規模盛土調査】

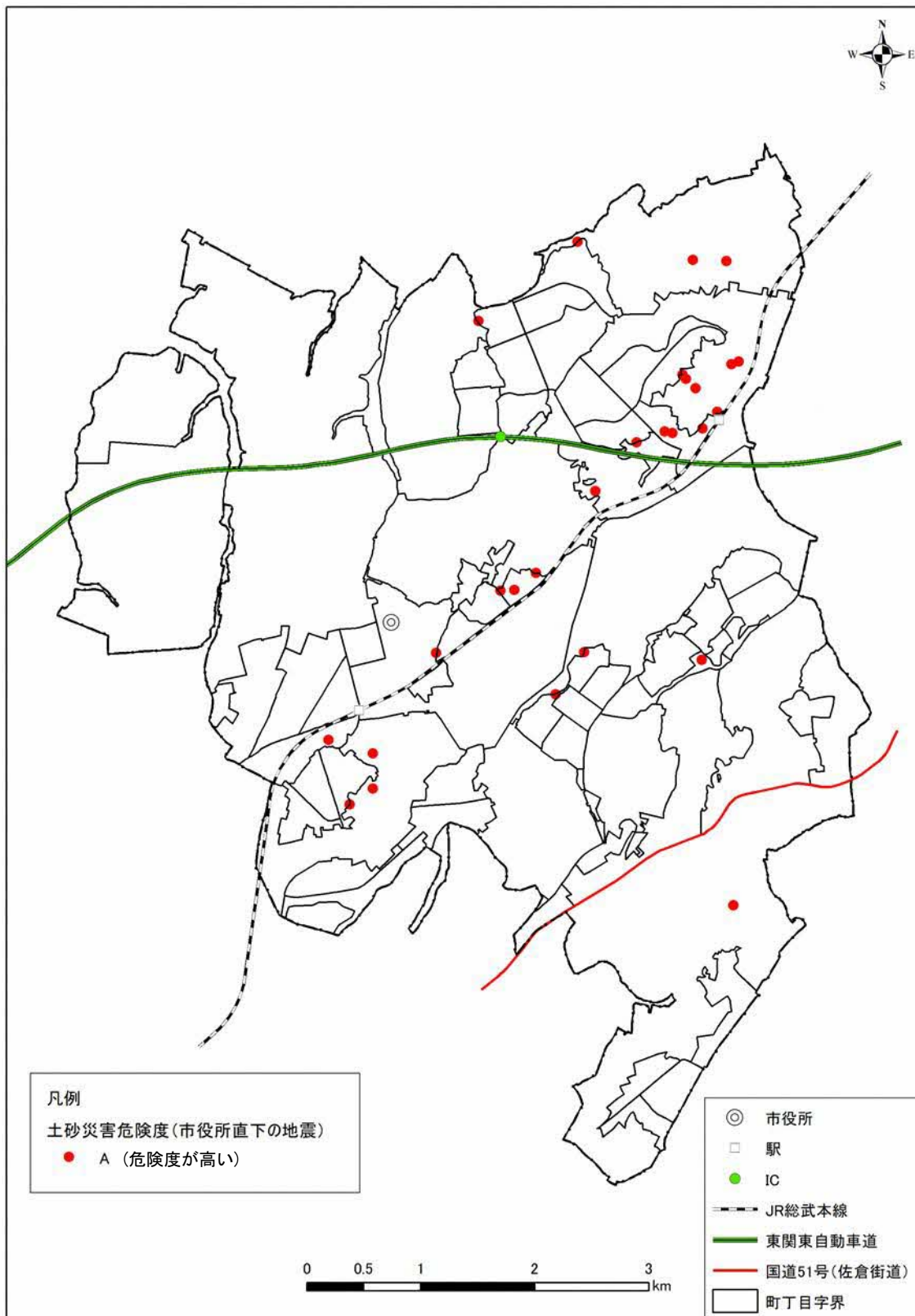
No.	カルテ NO.	所在地	斜面高(m)	斜面勾配(°)	対策工
1	0024	もねの里5丁目	15.4	20.8	有
2	0035	つくし座3丁目	9.1	20.1	有
3	0048	旭ヶ丘4丁目	5.0	22.3	有
4	0059	和良比	8.9	21.2	有

※「腹付け盛土」とは、傾斜地に盛土した宅地で、盛土する前の地山の傾斜が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の盛土造成地のことをいう。

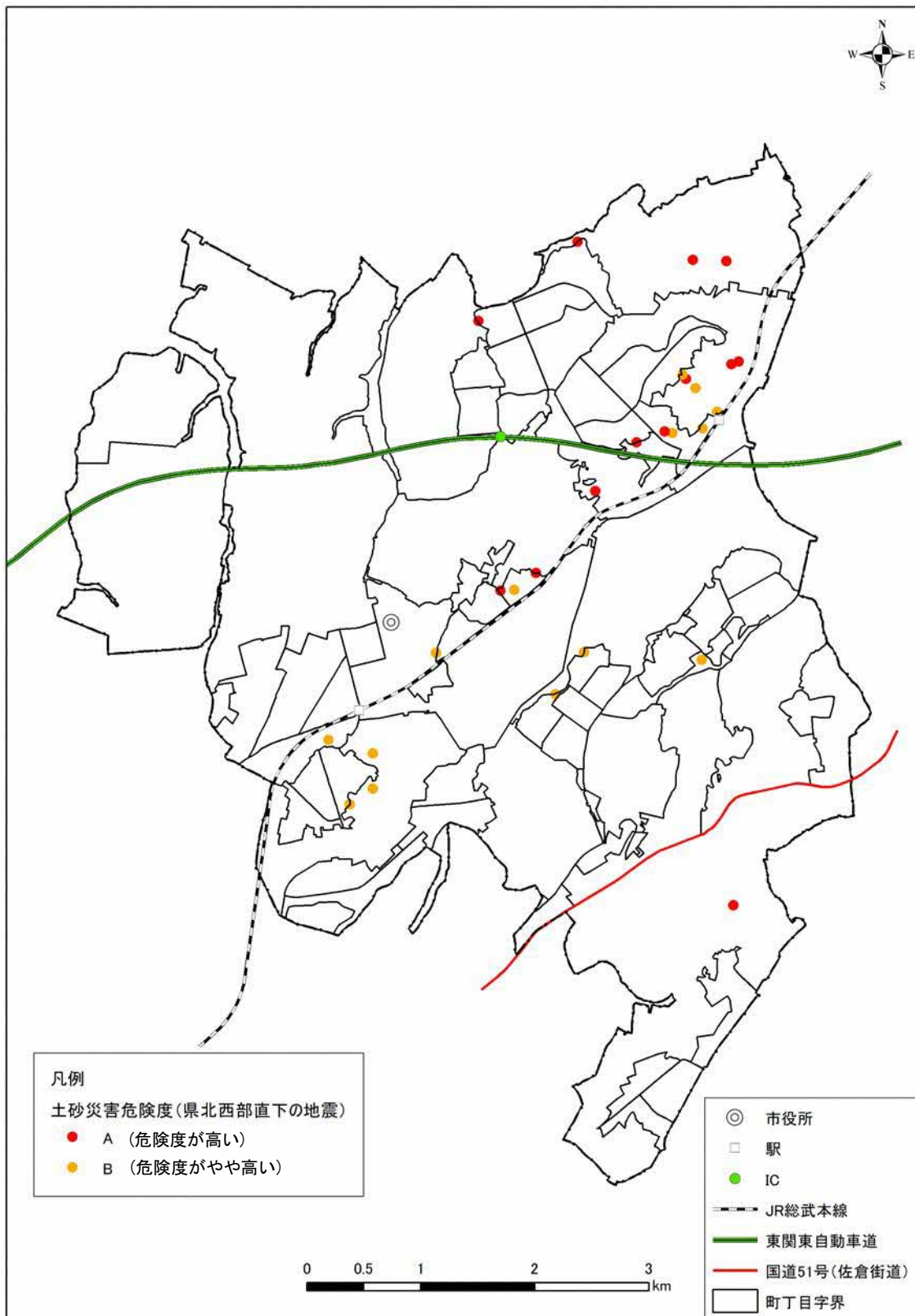
■土砂災害に関する災害特性

被害項目	特徴
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地にある四街道2丁目には、千葉県指定の急傾斜地崩壊危険区域が存在し、土砂災害の危険性が高い。 ●土砂災害警戒区域が集中している物井では、崖崩れ、擁壁崩壊の災害実績もあり、土砂災害の危険性が高い。

■土砂災害による危険度評価結果（四街道市直下地震）



■土砂災害による危険度評価結果（千葉県北西部直下地震）



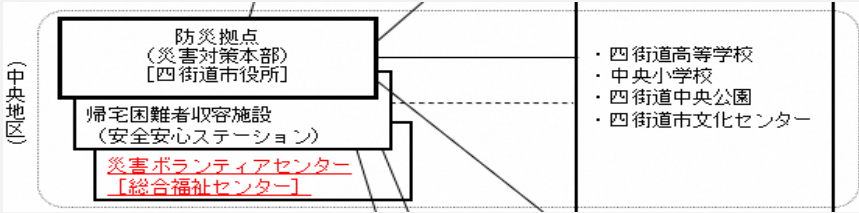
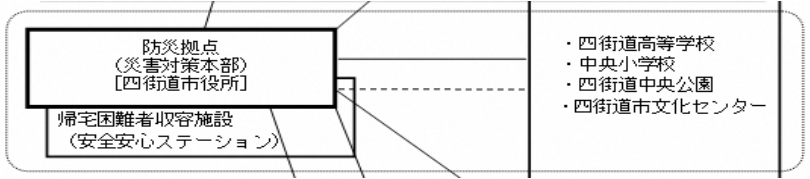
総則編

四街道市地域防災計画改訂案新旧対照表

【共通編】

四街道市地域防災計画改訂案新旧対照表

【共通編】

修正案	現 行
<p>○5ページ中段 4-（1）防災拠点ネットワークの形成 「■防災拠点ネットワーク」</p> 	<p>○5ページ上段 4-（1）地方自治体間の応援体制の充実 「■防災拠点ネットワーク」</p> 
<p>○6ページ上段 4-（2）防災拠点機能の確保、充実 市役所、消防本部等の災害応急対策に係る庁舎等の安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。 その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、応急対策活動従事者（職員等）の食料、飲料水等の備蓄等や、通信途絶に備えた衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図る。 <u>市役所の来客駐車場等は、支援車両駐車スペース、防災広場など、市役所庁舎と一体的な利用が促進できる機能確保に努める。</u></p>	<p>○6ページ上段 4-（2）防災拠点機能の確保、充実 市役所、消防本部等の災害応急対策に係る庁舎等の安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。 その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、応急対策活動従事者（職員等）の食料、飲料水等の備蓄等や、通信途絶に備えた衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図る。</p>
<p>○13ページ中段 担当部署の変更 2 集積場所・輸送拠点等の整備 <危機管理監、<u>地域共創部</u>></p>	<p>○13ページ中段 担当部署の変更 2 集積場所・輸送拠点等の整備 <危機管理監、<u>環境経済部</u>></p>

修正案	現行
<p>○16ページ中段 1-④ 避難生活の長期化により特別の配慮が必要となる、<u>障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のための避難施設</u>（以下「指定福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備、避難時の介助員の配置等について検討する。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u>また、必要に応じて、指定福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p>	<p>○16ページ中段 1-④ 避難生活の長期化により特別の配慮が必要となる、<u>障害者、高齢者等の要配慮者のための避難施設</u>（以下「指定福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備、避難時の介助員の配置等について検討する。また、必要に応じて、指定福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p>
<p>○16ページ中段 1 指定緊急避難場所等の整備 （略） <u>⑧ 市及び避難所運営委員会は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u></p>	<p>○16ページ中段 1 指定緊急避難場所等の整備 （略） （追加）</p>
<p>○17ページ中段 （5）指定避難所の運営体制の確立 ア 避難者による自主運営 指定避難所の運営は、<u>避難所運営委員会による運営が主体となるため、</u>平常時から、市が作成した「四街道市各区・自治会避難所割振計画」に基づき、指定避難所となる施設を中心とした地域の区・自治会、自主防災組織等から構成される避難所運営委員会を組織する。また、市は、避難所運営委員会による実践的な指定避難所開設・運営訓練等を支援する。</p>	<p>○17ページ中段 （5）指定避難所の運営体制の確立 ア 避難者による自主運営 <u>指定避難所の運営は避難者による自主運営を原則とする。このため、</u>平常時から、市が作成した「四街道市各区・自治会避難所割振計画」に基づき、指定避難所となる施設を中心とした地域の区・自治会、自主防災組織等から構成される避難所運営委員会を組織する。また、市は、避難所運営委員会による実践的な指定避難所開設・運営訓練等を支援する。</p>
<p>○17ページ中段 （5）指定避難所の運営体制の確立 ウ 指定避難所の運営における女性の視点の導入 <u>指定避難所の運営に女性の視点を導入するため、避難所運営委員会の役員等の選任にあたっては、女性の登用を促進する。</u></p>	<p>○17ページ中段 （5）指定避難所の運営体制の確立 ウ 指定避難所の運営における女性の視点の導入 <u>避難所運営委員会の役員等の選任にあたっては、指定避難所の運営に女性の視点を導入し、男女共同参画を促進する。</u></p>

修正案	現行
<p>○17ページ下段 (5) 指定避難所の運営体制の確立 オ 避難所運営委員会と施設管理者等との連携 市は、避難所運営委員会と指定避難所の学校長等施設管理者との連携を支援する。 また、要配慮者への対応等も含めて、教室、体育館等を適切に活用するため、避難所運営委員会と学校長等の施設管理者は、平常時から利用可能なスペースについて検討を行う。特に要配慮者を対象とした指定福祉避難所が直ちに立ち上がらない場合も想定して、利用可能な<u>福祉避難スペース</u>の割り当てを検討する。</p>	<p>○17ページ下段 (5) 指定避難所の運営体制の確立 オ 避難所運営委員会と施設管理者等との連携 市は、避難所運営委員会と指定避難所の学校長等施設管理者との連携を支援する。 また、要配慮者への対応等も含めて、教室、体育館等を適切に活用するため、避難所運営委員会と学校長等の施設管理者は、平常時から利用可能なスペースについて検討を行う。特に要配慮者を対象とした指定福祉避難所が直ちに立ち上がらない場合も想定して、利用可能な<u>福祉スペース</u>の割り当てを検討する。</p>
<p>○17ページ下段 (6) 指定避難所で使用する食料・飲料水や必要な資機材等の備蓄 防災備蓄倉庫や各指定避難所に設置された備蓄倉庫等において、指定避難所で使用する食料・飲料水、仮設トイレ、<u>間仕切り、毛布、紙おむつ、生理用品、自家発電装置、投光機、非常用発電機、熱中症対策として大型冷風扇等の備蓄に努める。</u></p>	<p>○17ページ下段 (6) 指定避難所で使用する食料・飲料水や必要な資機材等の備蓄 防災備蓄倉庫や各指定避難所に設置された備蓄倉庫等において、指定避難所で使用する食料・飲料水、仮設トイレ、<u>紙おむつ、生理用品、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄に努める。</u> <u>また、指定避難所においても、仮設トイレ、間仕切り、毛布、投光機等、また、夏季の熱中症対策として大型冷風扇の配備等、災害時に使用する物資等の備蓄に努める。</u></p>
<p>○18ページ中段 担当部署の追加 4 指定避難所外の避難者対策 <<u>危機管理監</u>、福祉サービス部、教育部></p>	<p>○18ページ中段 担当部署の追加 4 指定避難所外の避難者対策 <福祉サービス部、教育部></p>

修正案	現行
<p>○18ページ下段 6 避難所における<u>新型コロナウイルス等の感染症</u>への備え <危機管理監、健康こども部、教育部、県> 避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策は、「<u>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u>」（内閣府（防災担当）平成25年8月（令和4年4月改定））や「<u>避難所運営ガイドライン</u>」（内閣府（防災担当）平成28年4月（令和4年4月改定））などに基づき、平常時から必要資材の備蓄、市民への周知等を進めておく。 <u>なお、感染症法上の位置づけ変更や特性の変化により、対応が変更になる可能性があるため、その時点で最新の情報を確認することに留意する。新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルス、インフルエンザウイルス等各種感染症への対応方法についても同様とし、場面に応じた周知媒体の作成を行う。</u> <u>（1）可能な限り多くの避難所の確保や避難所でのスペースの確保</u> 避難所に避難者が密集することがないように、可能な限り多くの避難所を確保して、分散を図るとともに、避難所内では、家族ごとに2m程度の間隔を確保するため、パーティションやテントの備蓄を進める。<u>また、空気の入口と出口を設ける等、温度の変化に考慮した効果的な換気方法を検討しておく。</u></p>	<p>○18ページ下段 6 避難所における<u>新型コロナウイルス感染症等</u>への備え <危機管理監、健康こども部、教育部、県> 避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、<u>千葉県が作成した「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」に準拠し、</u>平常時から必要資材の備蓄、市民への周知等を進めておく。 （1）可能な限り多くの避難所の確保や避難所でのスペースの確保 避難所に避難者が密集することがないように、可能な限り多くの避難所を確保して、分散を図るとともに、避難所内では、家族ごとに2m程度の間隔を確保するため、パーティションやテントの備蓄を進める。</p>
<p>○19ページ上段 「<u>■事前に準備しておくことが適当な物資・資材等</u>」 ●基本的な感染症対策用：マスク、<u>塩素系消毒剤（ノロウイルス用）、使い捨て手袋等</u>、消毒用アルコール、ペーパータオル、ティッシュペーパー、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など ●避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など ●避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、<u>使い捨てガウン</u>、レインコート、フェイスシールド など ●その他資材：パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド、ビニール袋（<u>大小多めに</u>）、<u>紙コップ</u>、<u>ガムテープ</u>、<u>ビニールテープ（数色）</u>、<u>新聞紙</u>、<u>マジックペン</u>、<u>サーキュレーター</u> など</p>	<p>○19ページ上段 「<u>■事前に準備しておくことが適当な物資・資材等</u>」 ●基本的な感染症対策用：マスク、<u>除菌剤</u>、消毒用アルコール、ペーパータオル、ティッシュペーパー、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など ●避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など ●避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、<u>ガウン</u>、レインコート、フェイスシールド など ●その他資材：パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド、ビニール袋 など</p>

修正案	現 行
<p>○19ページ中段 (3) 避難者の健康管理体制の構築 避難所において、避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、<u>健康状態の把握方法と健康問題の予防策の周知方法等について</u>、健康こども部や医療関係者等との事前の検討を行う。<u>災害発生時は、保健医療班は医療救護体制整備に注力し、適宜連絡により避難所の健康課題について助言する形となるため、避難所との連絡方法について検討をしておく。保健医療職の巡回については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期とチーム編成などを整理しておく。</u> (4) 発熱や咳等の症状がある者等のための専用スペースの確保 発熱や咳等の症状のある者を、他の避難者と同じ場所にならないよう、個室などの専用スペースを避難所内に確保する。 <u>(5) (削除)</u> <u>(6) (削除)</u></p>	<p>○19ページ中段 (3) 避難者の健康管理体制の構築 避難所において、避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、<u>保健師の巡回など</u>、健康こども部や医療関係者等との事前の検討を行う。 (4) 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用スペースの確保 発熱や咳等の症状のある方や濃厚接触者を、他の避難者と同じ場所にならないよう、個室などの専用スペースを避難所内に確保する。 <u>(5) 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応</u> <u>県は、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の軽症者等について、医療機関や県が借り上げた宿泊施設などの避難先を確保する。なお、県は、自宅療養者に対し、避難する場合の避難先や在宅避難について、予め伝える。</u> <u>(6) 市民への周知</u> <u>市民への広報として、避難所に持参するものや、避難時以外の避難先の検討、避難所で物資の支援や支援情報が受けられることなどを、広報紙やホームページで広く周知する。</u></p>
<p>○20ページ中段 第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備 1-① 防災備蓄倉庫や各指定避難所の備蓄倉庫に、飲料水、非常用食料、生活必需品、救急医療品、防疫衛生用資機材等の備蓄を進める。なお、備蓄品の選定に関しては、<u>障がい者</u>、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者、女性の避難生活や<u>食物アレルギー</u>等に配慮する。</p>	<p>○20ページ中段 第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備 1-① 防災備蓄倉庫や各指定避難所の備蓄倉庫に、飲料水、非常用食料、生活必需品、救急医療品、防疫衛生用資機材等の備蓄を進める。なお、備蓄品の選定に関しては、<u>障害者</u>、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。</p>
<p>○28ページ下段 第3 自主防災組織等の育成・強化・支援 1 自主防災組織の育成 <危機管理監、<u>自主防災組織</u>> 市は、講習会や防災訓練等を通じ市民に対する啓発活動に努め、自主防災組織をつくるために必要な資料等を提供し、区・自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図る。 <u>自主防災組織は、消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水、避難所運営を円滑に実施するために、平常時の活動をすすめるとともに、市は、自主防災組織の活動を支援する。</u></p>	<p>○28ページ下段 第3 自主防災組織等の育成・強化・支援 1 自主防災組織の育成 <危機管理監> 市は、講習会や防災訓練等を通じ市民に対する啓発活動に努め、自主防災組織をつくるために必要な資料等を提供し、区・自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図る。</p>

修正案			現行		
○29ページ上段 「■自主防災組織の主な活動内容」			○29ページ上段 「■自主防災組織の主な活動内容」		
	平常時の活動	災害時の活動		平常時の活動	災害時の活動
啓発・計画作成・情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●防災知識の普及及び意識の高揚 ●地区防災計画の作成 ●地域ごとの防災マップの作成 ●地域内の要配慮者の把握 ●行政や地域内の事業所等との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●市や指定避難所との連携 ●情報収集、伝達及び広報 ●安否確認 	啓発・計画作成・情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●防災知識の普及及び意識の高揚 ●地区防災計画の作成 ●地域ごとの防災マップの作成 ●地域内の要配慮者の把握 ●行政や地域内の事業所等との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●市や指定避難所との連携 ●情報収集、伝達及び広報 ●安否確認
消火	<ul style="list-style-type: none"> ●出火防止の徹底 ●資機材の整備・保守管理 ●初期消火の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●出火時の通報 ●初期消火 	消火	<ul style="list-style-type: none"> ●出火防止の徹底 ●資機材の整備・保守管理 ●初期消火の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●出火時の通報 ●初期消火
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●救出及び救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●救出・救護 ●救急要請 	救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●救出及び救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●救出・救護 ●救急要請
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難誘導 ●障がい者や高齢者等の要配慮者の避難支援 	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難誘導 ●障害者や高齢者等の要配慮者の避難支援
給食・給水	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●炊き出し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所等における給食・給水 ●支援物資の配分支援 	給食・給水	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●炊き出し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所等における給食・給水 ●支援物資の配分支援
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所運営委員会の設立 ●指定避難所運営のルールづくり ●在宅被災者支援のルール作り ●避難所運営マニュアルの作成 ●指定避難所運営訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所の運営 	避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所運営委員会の設立 ●指定避難所運営のルールづくり ●指定避難所運営訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所の運営

修正案	現 行
<p>○31 ページ上段 <u>6 避難所運営委員会の設置 <区・自治会、自主防災組織、危機管理監></u> <u>市は、避難所運営委員会を設置していない避難所について、関係する区・自治会等に対し、組織の結成を促進するとともに、避難所運営のルール作りや避難所開設・運営訓練等を支援する。</u></p> <p>■避難所運営委員会とは <u>避難所の運営に関する様々な活動を円滑に行うため、地域（区・自治会など）の役員、自主防災組織の長などの避難者の代表者、及び行政担当者、施設管理者などで構成される自主運営のための組織をいう。</u> <u>避難所の運営には、発災時の混乱した状況において、生活の不安を抱える被災者に配慮した対応等が求められることから、平時から災害発生に備えて避難所運営委員会を組織化し、その活動内容や役割分担を検討・把握していることが望ましい。</u></p> <p>7 (略)</p>	<p>○31 ページ上段</p> <p>6 (略)</p>
<p>○43 ページ中段 2 ライフライン施設の安全対策 <上下水道部、関係機関、東京電力パワーグリッド(株)、<u>東京ガスネットワーク(株)</u>、千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>></p>	<p>○44 ページ中段 2 ライフライン施設の安全対策 <上下水道部、関係機関、東京電力パワーグリッド(株)、<u>東京ガス(株)</u>、千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)></p>
<p>○44 ページ上段 (2) 下水道施設 ア (略) <u>イ 相互支援体制の整備</u> <u>下水道事業体相互の支援については、公益社団法人日本下水道協会が策定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」により実施する。</u></p>	<p>○45 ページ上段 (2) 下水道施設 ア (略)</p>

修正案	現行
<p>○47ページ下段 5-(1) 消防設備の設置・整備 文化財の所有者及び管理者は、消火器、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の特定防火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報器の設置により、火災の発生を報知し、迅速に消火活動を行うことができるように設備の設置・整備を行う。(ただし、消防長より特例適用を受けた場合は、その限りではない。)</p> <p><u>防火施設の整備にあたっては、重要文化財(建造物)については、「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針」(令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定)に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財(建造物)についても、本指針を勘案して行う。</u></p>	<p>○48ページ下段 5-(1) 消防設備の設置・整備 文化財の所有者及び管理者は、消火器、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の特定防火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報器の設置により、火災の発生を報知し、迅速に消火活動を行うことができるように設備の設置・整備を行う。(ただし、消防長より特例適用を受けた場合は、その限りではない。)</p>
<p>○53ページ上段 担当部署の変更 4 農作物等の水害予防対策 <地域共創部></p>	<p>○54ページ上段 担当部署の変更 4 農作物等の水害予防対策 <環境経済部></p>
<p>○53ページ下段 3 農作物等の風害防止対策 <地域共創部></p>	<p>○54ページ下段 担当部署の変更 4 農作物等の風害防止対策 <環境経済部></p>
<p>○54ページ下段 3 農作物等の雪害予防対策 <地域共創部></p>	<p>○55ページ下段 3 農作物等の雪害予防対策 <環境経済部></p>
<p>○66ページ下段 2-(1) 支援の受入れ体制 支援物資の受入れに関する事務は総務班が行い、物資集積場所へ到着した物資の配分は<u>地域共創部産業振興課、農業委員会事務局及びくらし安全交通課</u>で構成する物資供給班(以下「物資供給班」という。)が行う。</p>	<p>○67ページ下段 2-(1) 支援の受入れ体制 支援物資の受入れに関する事務は総務班が行い、物資集積場所へ到着した物資の配分は<u>環境経済部産業振興課及び農業委員会事務局</u>で構成する物資供給班(以下「物資供給班」という。)が行う。</p>
<p>○69ページ上段 担当部署の変更 3 職業のあっせん <地域共創部></p>	<p>○70ページ上段 担当部署の変更 3 職業のあっせん <環境経済部></p>

修正案	現 行
○70ページ上段 8 農林業者への融資 <地域共創部>	○71ページ上段 8 農林業者への融資 <環境経済部>
○70ページ下段 9 中小企業への融資 <地域共創部>	○71ページ下段 9 中小企業への融資 <環境経済部>

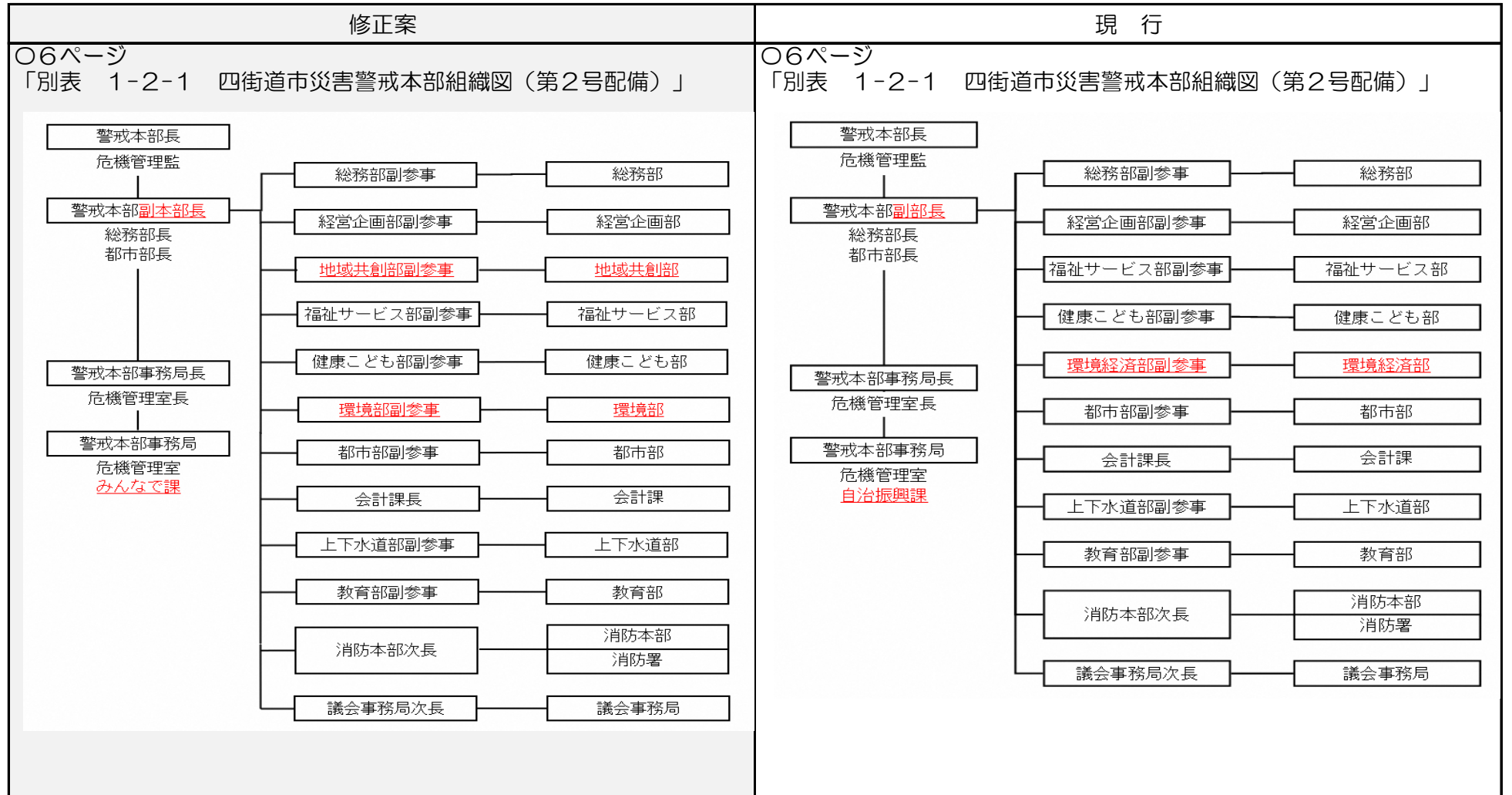
四街道市地域防災計画改訂案新旧対照表

【災害応急対策編】

四街道市地域防災計画改訂案新旧対照表

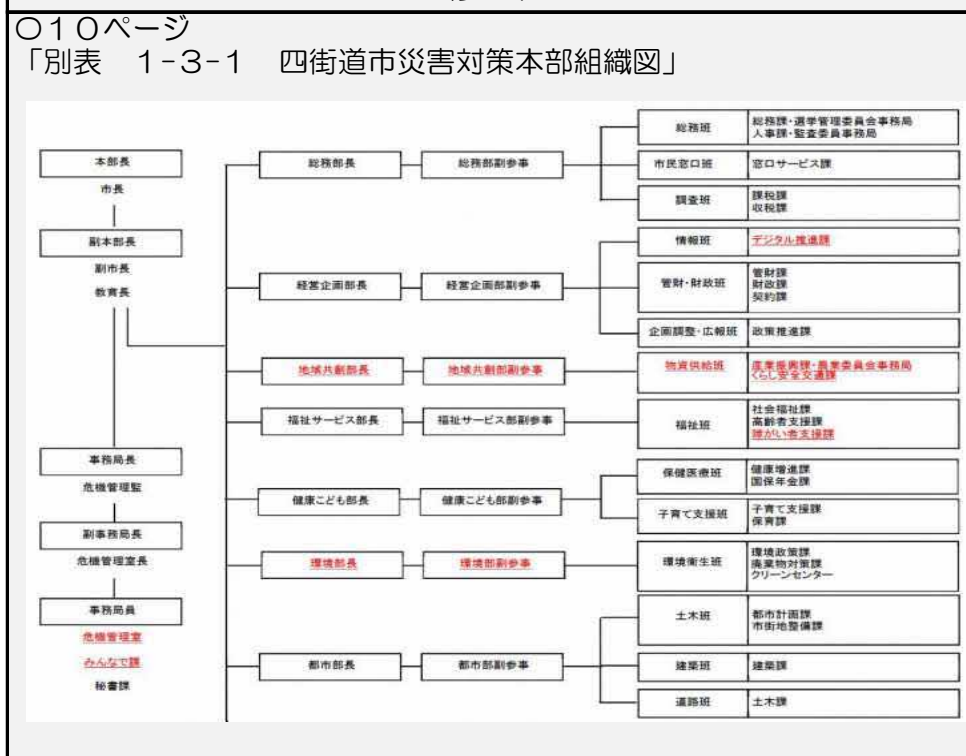
【災害応急対策編】

修正案	現 行
<p>○4ページ 「別表 1-1-1 防災配備指令基準と主な活動内容（震災）」 1号配備 発令・配備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ●四街道市で「震度4」の地震が発生したとき《自動配備》 ●南海トラフ地震臨時情報（調査中、又は巨大地震注意）が発表された場合《自動配備》 ●<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき《自動配備》</u> ●<u>千葉県北西部で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき《自動配備》</u> ●その他の状況により危機管理監が必要と認めたとき 	<p>○4ページ 「別表 1-1-1 防災配備指令基準と主な活動内容（震災）」 1号配備 発令・配備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ●四街道市で「震度4」の地震が発生したとき《自動配備》 ●南海トラフ地震臨時情報（調査中、又は巨大地震注意）が発表された場合《自動配備》 ●その他の状況により危機管理監が必要と認めたとき



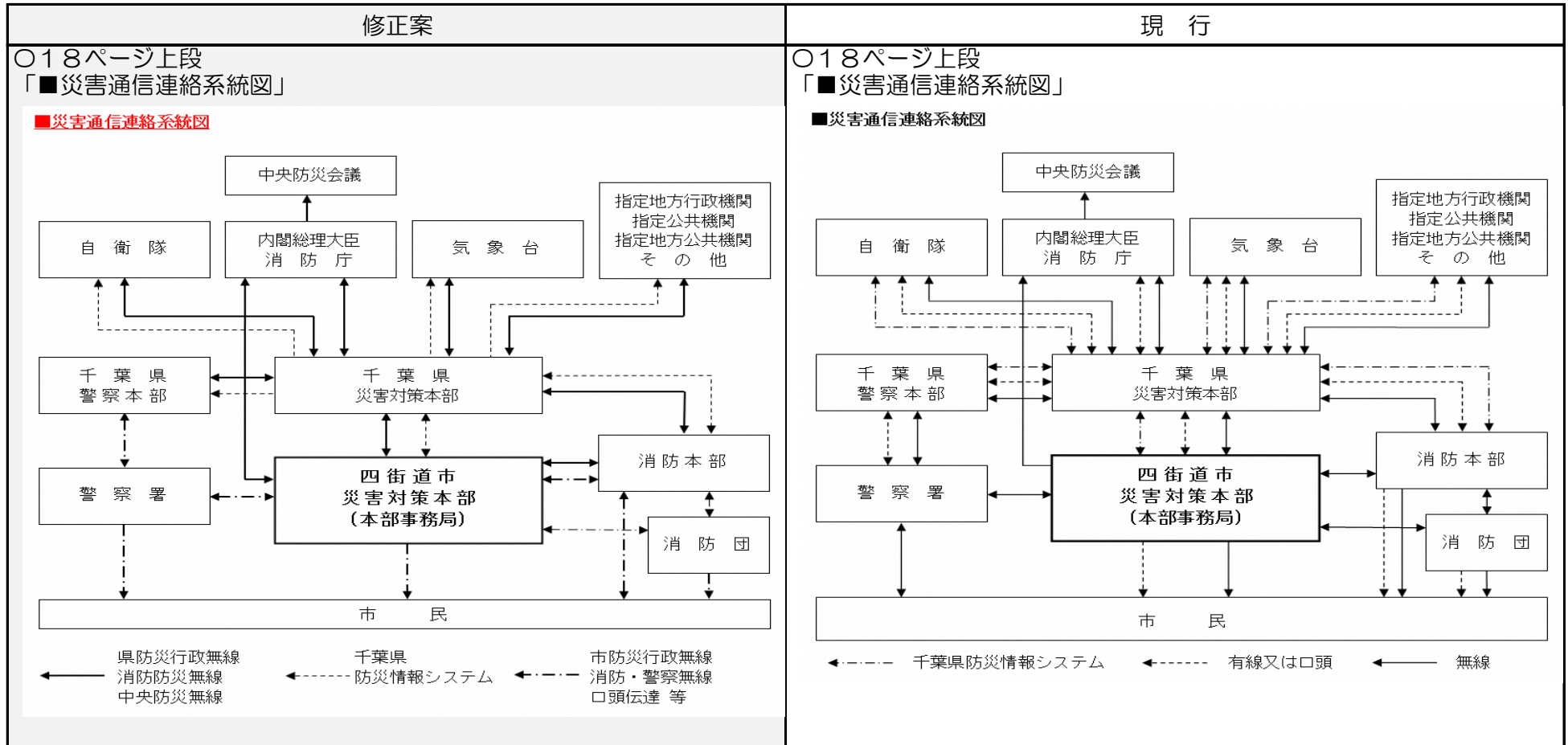
修正案

現行



修正案	現行																																																									
<p>○10ページ 「別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図」</p>	<p>○10ページ 「別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図」</p>																																																									
<p>○12ページ下段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 企画調整・広報班 主な事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長</td> <td>1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. その他の広報に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○				2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。				○	3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○				4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○				5. その他の広報に関する事。	○				<p>○12ページ下段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 企画調整・広報班 主な事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長</td> <td>1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に関する事。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. その他の広報に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○				2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。				○	3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○				4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○				5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に関する事。			○		6. その他の広報に関する事。	○			
企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長		1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○																																																							
		2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。				○																																																				
		3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○																																																							
		4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○																																																							
	5. その他の広報に関する事。	○																																																								
企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○																																																								
	2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。				○																																																					
	3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○																																																								
	4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○																																																								
	5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に関する事。			○																																																						
	6. その他の広報に関する事。	○																																																								

修正案				現行																																																								
○13ページ上段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 地域共創部				○13ページ上段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 (新規)																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総括班長</th> <th>班長</th> <th>担当課等</th> <th>主な事務分掌</th> <th>初動</th> <th>緊急</th> <th>応急</th> <th>応急復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">◎地域共創部</td> <td rowspan="8">物資供給班 ◆産業振興課長 ◇くらし安全交通課長</td> <td rowspan="8">産業振興課 農業委員会事務局 くらし安全交通課</td> <td>1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 炊き出しに関する連絡調整、食材等の調達、供給に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 食料の分荷、供給に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 応援物資の分荷、供給に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8. その他物資調達、供給に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧	◎地域共創部	物資供給班 ◆産業振興課長 ◇くらし安全交通課長	産業振興課 農業委員会事務局 くらし安全交通課	1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。		○			2. 炊き出しに関する連絡調整、食材等の調達、供給に関すること。		○			3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。		○			4. 食料の分荷、供給に関すること。				○	5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。			○		6. 応援物資の分荷、供給に関すること。				○	7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。				○	8. その他物資調達、供給に関すること。				○									
総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧																																																					
◎地域共創部	物資供給班 ◆産業振興課長 ◇くらし安全交通課長	産業振興課 農業委員会事務局 くらし安全交通課	1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。		○																																																							
			2. 炊き出しに関する連絡調整、食材等の調達、供給に関すること。		○																																																							
			3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。		○																																																							
			4. 食料の分荷、供給に関すること。				○																																																					
			5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。			○																																																						
			6. 応援物資の分荷、供給に関すること。				○																																																					
			7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。				○																																																					
			8. その他物資調達、供給に関すること。				○																																																					
○13ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 保健医療班 主な事務分掌				○13ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 保健医療班 主な事務分掌																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>◎健康こども部副参事</th> <th>保健医療班 ◆健康増進課長 ◇国保年金課長</th> <th>健康増進課 国保年金課</th> <th>1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。 2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。 3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。 4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。 5. 医療材料の調達・供給に関すること。 6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。 7. その他の保健医療に関すること。</th> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	◎健康こども部副参事	保健医療班 ◆健康増進課長 ◇国保年金課長	健康増進課 国保年金課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。 2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。 3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。 4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。 5. 医療材料の調達・供給に関すること。 6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。 7. その他の保健医療に関すること。	○								○								○								○										○								○									○				
◎健康こども部副参事	保健医療班 ◆健康増進課長 ◇国保年金課長	健康増進課 国保年金課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。 2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。 3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。 4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。 5. 医療材料の調達・供給に関すること。 6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。 7. その他の保健医療に関すること。	○																																																								
				○																																																								
				○																																																								
				○																																																								
						○																																																						
						○																																																						
							○																																																					
○15ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 下水道班 主な事務分掌				○15ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 下水道班 主な事務分掌																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>下水道班 ◆下水道課長</th> <th>下水道課</th> <th>1. 被害状況の収集に関すること。 2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。 3. 所管工事現場の災害防止に関すること。</th> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 被害状況の収集に関すること。 2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。 3. 所管工事現場の災害防止に関すること。	○							○							○									○																																	
下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 被害状況の収集に関すること。 2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。 3. 所管工事現場の災害防止に関すること。	○																																																									
			○																																																									
			○																																																									
					○																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>下水道班 ◆下水道課長</th> <th>下水道課</th> <th>1. 人命捜索及び救出・救命に関すること。 2. 被害状況の収集に関すること。 3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。 4. 避難指示及び誘導に関すること。 5. 所管工事現場の災害防止に関すること。</th> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 人命捜索及び救出・救命に関すること。 2. 被害状況の収集に関すること。 3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。 4. 避難指示及び誘導に関すること。 5. 所管工事現場の災害防止に関すること。	○							○							○									○							○																										
下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 人命捜索及び救出・救命に関すること。 2. 被害状況の収集に関すること。 3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。 4. 避難指示及び誘導に関すること。 5. 所管工事現場の災害防止に関すること。	○																																																									
			○																																																									
			○																																																									
					○																																																							
					○																																																							



修正案

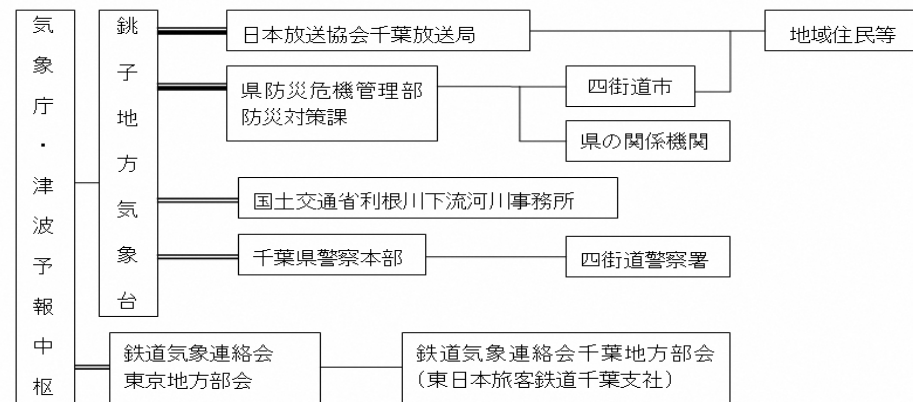
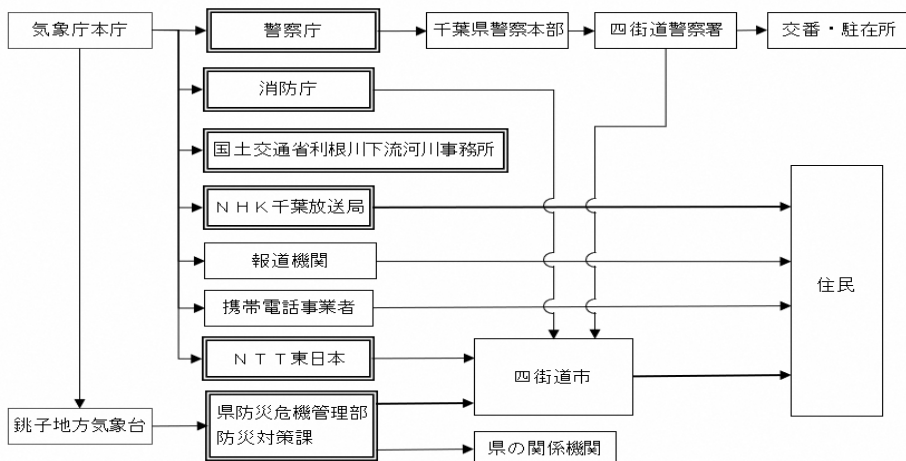
現行

〇24ページ上段
「■地震情報等伝達系統図」

〇24ページ上段
「■地震情報等伝達系統図」

■地震情報等伝達系統図

■地震情報等伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線矢印は、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 銚子地方気象台から県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。
- 4 障害等により、通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線、NTT公衆回線等で行う。

- ※東日本旅客鉄道千葉支社については、銚子地方気象台からも伝達される。
- 法令(気象業務法)による通知
—— 行政協定、地域防災計画等による伝達
- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
 - 2 障害等により、通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線、NTT公衆回線等で行う。

〇25ページ中段
3-(1) 被害情報の収集・報告の種類
初期情報の収集及び伝達は、次のとおり段階に応じた確な運用を図る。

〇25ページ中段
3-(1) 被害情報の収集・報告の種類
初期情報の収集及び伝達にあたっては、防災バイク隊の機動力を生かし効果的な活用を図る。

修正案	現行																																				
<p>○28ページ下段 「■国に対する被害報告先」 県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク 地上系（一部削除）</p> <p>■国に対する被害報告先</p> <table border="1" data-bbox="188 411 1104 603"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="188 411 427 480">消防庁連絡先</th> <th data-bbox="427 411 734 480">電話・FAX</th> <th data-bbox="734 411 1104 480">県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th data-bbox="734 464 1104 480">衛星系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 480 300 549">勤務 時間内</td> <td data-bbox="300 480 427 549">応急 対策室</td> <td data-bbox="427 480 734 549">03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537</td> <td data-bbox="734 480 1104 549">048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 549 300 603">夜間・ 休日</td> <td data-bbox="300 549 427 603">宿直室</td> <td data-bbox="427 549 734 603">03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553</td> <td data-bbox="734 549 1104 603">048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク				衛星系	勤務 時間内	応急 対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033	夜間・ 休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036	<p>○28ページ下段 「■国に対する被害報告先」 県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク 地上系</p> <p>■国に対する被害報告先</p> <table border="1" data-bbox="1151 411 2067 616"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1151 411 1541 480">消防庁連絡先</th> <th data-bbox="1541 411 1805 480">電話・FAX</th> <th colspan="2" data-bbox="1805 411 2067 443">県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th data-bbox="1805 443 1917 480">地上系</th> <th data-bbox="1917 443 2067 480">衛星系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 480 1240 549">勤務 時間内</td> <td data-bbox="1240 480 1541 549">応急 対策室</td> <td data-bbox="1541 480 1805 549">03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537</td> <td data-bbox="1805 480 1917 549">120-90-49013 (FAX) 120-90-49033</td> <td data-bbox="1917 480 2067 549">048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 549 1240 616">夜間・ 休日</td> <td data-bbox="1240 549 1541 616">宿直室</td> <td data-bbox="1541 549 1805 616">03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553</td> <td data-bbox="1805 549 1917 616">120-90-49102 (FAX) 120-90-49036</td> <td data-bbox="1917 549 2067 616">048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク					地上系	衛星系	勤務 時間内	応急 対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	120-90-49013 (FAX) 120-90-49033	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033	夜間・ 休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	120-90-49102 (FAX) 120-90-49036	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036
消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク																																		
			衛星系																																		
勤務 時間内	応急 対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033																																		
夜間・ 休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036																																		
消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク																																		
			地上系	衛星系																																	
勤務 時間内	応急 対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	120-90-49013 (FAX) 120-90-49033	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033																																	
夜間・ 休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	120-90-49102 (FAX) 120-90-49036	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036																																	
<p>○31ページ中段 「■報道対応の要領」 ●報道機関に提供する情報は、<u>災害対策本部が了承した事項とする。</u> ●<u>災害対策本部が取りまとめた情報の内容について</u>、発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。</p> <p>●緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。</p> <p>●記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。</p> <p>●報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を<u>災害対策本部事務局</u>に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。</p>	<p>○31ページ中段 「■報道対応の要領」 ●報道機関に提供する情報は、<u>災害対策本部が了承した事項とし、公表可能な事項と公表不可能な事項を明確に区分する。</u> ●<u>情報の内容、発表時期</u>、発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。</p> <p>●緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。</p> <p>●記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。</p> <p>●報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を<u>災害対策本部</u>に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。</p>																																				

修正案	現行																																																																																										
<p>○37ページ 「■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等」 【災害が発生した場合の救助】</p> <table border="1" data-bbox="190 359 1097 965"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施主体者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難所の供与</td><td>7日以内</td><td>市長（教育部）</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>20日以内に着工</td><td>知事（住宅課）</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の供与</td><td>7日以内</td><td>市長（<u>地域共創部</u>）</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>7日以内</td><td>市長（上下水道部）</td></tr> <tr><td>被服、寝具等の給（貸）与</td><td>10日以内</td><td>市長（<u>地域共創部</u>）</td></tr> <tr><td>医療</td><td>14日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>助産</td><td>分娩日から7日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>被災者の救出</td><td>3日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>住宅の応急修理</td><td>1ヶ月以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>学用品の供与</td><td>教科書1ヶ月以内 文房具15日以内</td><td>市長（教育部）</td></tr> <tr><td>埋葬</td><td>10日以内</td><td>市長（<u>環境部</u>）</td></tr> <tr><td>死体の捜索</td><td>10日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>死体の処理</td><td>10日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>障害物の除去</td><td>10日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施主体者等	避難所の供与	7日以内	市長（教育部）	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）	炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）	飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）	被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）	医療	14日以内	知事（救護班・日赤）	助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）	被災者の救出	3日以内	市長（都市部）	住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）	学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）	埋葬	10日以内	市長（ <u>環境部</u> ）	死体の捜索	10日以内	市長（都市部）	死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）	障害物の除去	10日以内	市長（都市部）	<p>○37ページ 「■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等」 【災害が発生した場合の救助】</p> <table border="1" data-bbox="1162 359 2069 965"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施主体者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難所の供与</td><td>7日以内</td><td>市長（教育部）</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>20日以内に着工</td><td>知事（住宅課）</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の供与</td><td>7日以内</td><td>市長（<u>環境経済部</u>）</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>7日以内</td><td>市長（上下水道部）</td></tr> <tr><td>被服、寝具等の給（貸）与</td><td>10日以内</td><td>市長（<u>環境経済部</u>）</td></tr> <tr><td>医療</td><td>14日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>助産</td><td>分娩日から7日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>被災者の救出</td><td>3日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>住宅の応急修理</td><td>1ヶ月以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>学用品の供与</td><td>教科書1ヶ月以内 文房具15日以内</td><td>市長（教育部）</td></tr> <tr><td>埋葬</td><td>10日以内</td><td>市長（<u>環境経済部</u>）</td></tr> <tr><td>死体の捜索</td><td>10日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>死体の処理</td><td>10日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>障害物の除去</td><td>10日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施主体者等	避難所の供与	7日以内	市長（教育部）	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）	炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）	被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	医療	14日以内	知事（救護班・日赤）	助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）	被災者の救出	3日以内	市長（都市部）	住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）	学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）	埋葬	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	死体の捜索	10日以内	市長（都市部）	死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）	障害物の除去	10日以内	市長（都市部）
救助の種類	実施期間	実施主体者等																																																																																									
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）																																																																																									
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）																																																																																									
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）																																																																																									
飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）																																																																																									
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）																																																																																									
医療	14日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
被災者の救出	3日以内	市長（都市部）																																																																																									
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）																																																																																									
学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）																																																																																									
埋葬	10日以内	市長（ <u>環境部</u> ）																																																																																									
死体の捜索	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
障害物の除去	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
救助の種類	実施期間	実施主体者等																																																																																									
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）																																																																																									
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）																																																																																									
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）																																																																																									
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
医療	14日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
被災者の救出	3日以内	市長（都市部）																																																																																									
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）																																																																																									
学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）																																																																																									
埋葬	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
死体の捜索	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
障害物の除去	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
<p>○40ページ中段 担当部署の削除 1 避難の指示等 <本部事務局、四街道警察署></p>	<p>○40ページ中段 担当部署の削除 1 避難の指示等 <本部事務局、<u>避難所班</u>、四街道警察署></p>																																																																																										

修正案	現行
<p>○42ページ下段 (1) 避難行動 ア (略) イ (略) ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続 地震の揺れや火災等が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。<u>避難手段は、災害の状況を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合を除き原則として徒歩避難とする。</u>また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。</p>	<p>○42ページ下段 (1) 避難行動 ア (略) イ (略) ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続 地震の揺れや火災等が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。</p>
<p>○44ページ上段 担当部署の追加 3 指定避難所の開設 <本部事務局、避難所班></p>	<p>○44ページ上段 担当部署の追加 3 指定避難所の開設 <避難所班></p>
<p>○44ページ下段 (1) 指定避難所の運営 ① 市は指定避難所の<u>運営の支援</u>や市災害対策本部との連絡のために<u>避難所班の職員(避難所配備職員)</u>を派遣する ② <u>指定避難所の運営は、避難所運営委員会が主体となって実施し、避難所班の職員(避難所配備職員)や施設管理者等がその運営を支援する。ただし、避難所運営委員会が事前に設立していない場合は、関係する区・自治会、自主防災組織、避難所班の職員(避難所配備職員)、施設管理者等が協力して速やかに避難所運営委員会を設立して、同委員会が主体となり運営する。なお、いずれの場合も、避難者は、努めて同委員会の活動に参画するものとする。</u> ③ (略) ④ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した<u>福祉避難スペース</u>の確保に努める。 ⑤ <u>保健医療班は、適宜連絡により避難所の健康課題について助言する。また、保健医療職の巡回について、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等を勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</u></p>	<p>○44ページ下段 (1) 指定避難所の運営 ① <u>指定避難所の運営は、避難所運営委員会を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。</u> ② 市は指定避難所の<u>運営の事務的な支援</u>や市災害対策本部との連絡のために<u>避難所班等の職員</u>を派遣する。 ③ <u>施設管理者は、避難者による指定避難所の運営が速やかに行われるよう協力・支援する。</u> ④ (略) ⑤ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した<u>福祉スペース</u>の確保に努める。 (新規)</p>

修正案	現行
<p>○45ページ上段 4-(2) 指定避難所における要配慮者への配慮 市は、<u>要配慮者の尊厳ある避難生活を守るための配慮に努めることとする。指定避難所の生活においては、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。</u> (略)</p>	<p>○45ページ上段 4-(2) 指定避難所における要配慮者への配慮 <u>指定避難所の生活において、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。</u> (略)</p>
<p>○45ページ中段 「■指定避難所運営上の配慮事項(例)」 その他 <input type="checkbox"/> 指定避難所におけるペットの対策 <input type="checkbox"/> 車中泊を行う避難者の駐車スペース <u><input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した食料の確保等</u></p>	<p>○45ページ中段 「■指定避難所運営上の配慮事項(例)」 その他 <input type="checkbox"/> 指定避難所におけるペットの対策 <input type="checkbox"/> 車中泊を行う避難者の駐車スペース (新規)</p>
<p>○45ページ下段 4-(4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 指定避難所では、<u>「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府(防災担当)平成25年8月(令和4年4月改定))や「避難所運営ガイドライン」(内閣府(防災担当)平成28年4月(令和4年4月改定))などに基づき、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。なお、感染症法上の位置づけ変更や特性の変化により、対応が変更になる可能性があるため、その時点で最新の情報を確認することに留意する。新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルス、インフルエンザウイルス等各種感染症への対応方法についても同様とし、場面に応じた周知を行う。</u></p>	<p>○45ページ下段 4-(4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 指定避難所では、<u>「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」(令和2年6月、千葉県)に沿って、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。</u></p>

修正案	現 行
<p>○46ページ上段 (4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 ア (略) イ (略) ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、<u>そのスタッフと最小限の接触となるような体制（掲示等の事前準備）、及び一般の避難者とは接触しない体制をとる。</u> また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。</p>	<p>○46ページ上段 (4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 ア (略) イ (略) ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、一般の避難者とは接触しない体制をとる。 また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。</p>
<p>○46ページ中段 5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班> 市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準じる支援を行う。 また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、<u>避難所等伝達しやすい場所へのポスター掲示やリーフレットの配布等により、早期から予防周知活動を行う。また、避難所への巡回チームが発足した状況下では、必要に応じて</u>健康相談や保健指導を実施する。</p>	<p>○46ページ中段 5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班> 市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準じる支援を行う。 また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p>
<p>○48ページ上段 第5節 要配慮者対策 震災時に障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を<u>踏まえ、安否の確認、情報提供の支援を実施する。</u> <u>また、障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者が尊厳ある避難生活を営むため、</u>千葉県「震災時における避難所運営の手引」等を踏まえ、指定避難所生活の支援を実施する。 避難の誘導については、本章第4節「避難活動」に準じる。</p>	<p>○48ページ上段 第5節 要配慮者対策 震災時に障害者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、千葉県の「震災時における避難所運営の手引」を踏まえ、安否の確認、情報提供、指定避難所生活の支援を実施する。 避難の誘導については、本章第4節「避難活動」に準じる。</p>

修正案	現行
<p>○49ページ上段 担当部署の追加、削除 1 要配慮者への対応 <本部事務局、福祉班、子育て支援班></p>	<p>○49ページ上段 担当部署の追加、削除 1 要配慮者への対応 <福祉班、子育て支援班、企画調整・広報班></p>
<p>○49ページ下段 (1) 避難生活の確保 ① 情報を整理する書式等の用意及び情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。 ② (略) ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。また、保健医療職の巡回については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</p>	<p>○49ページ下段 (1) 避難生活の確保 ① 情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。 ② (略) ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。</p>
<p>○50ページ上段 (3) 指定福祉避難所での配慮 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。また、保健医療職の相談については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</p>	<p>○50ページ上段 (3) 指定福祉避難所での配慮 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。</p>

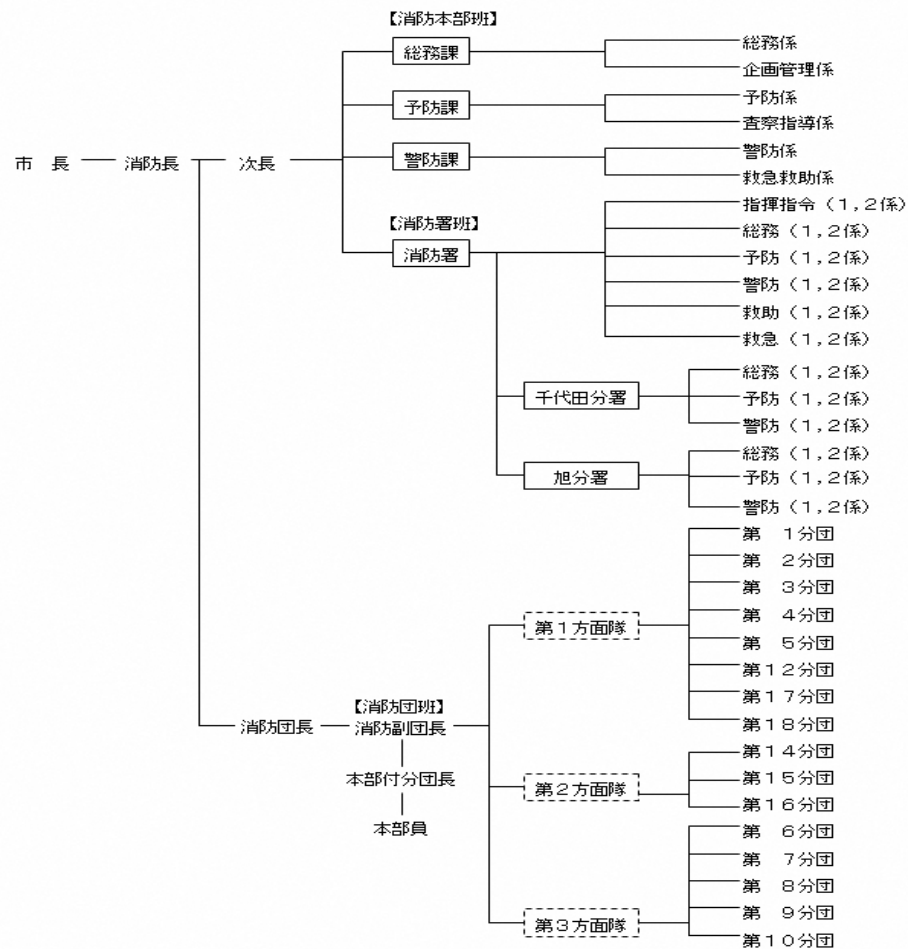
修正案	現行																				
<p>○52ページ 「■無線体系」 (削除)</p>	<p>○52ページ 「■無線体系」</p> <p>■無線体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ名称</th> <th colspan="2">消防救急デジタル無線グループ情報</th> <th>グループ名称</th> <th>消防救急デジタル無線グループ情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動波 1G</td> <td>四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2</td> <td>統制波 1 統制波 2 統制波 3</td> <td rowspan="2">活動波 4G</td> <td>四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波</td> </tr> <tr> <td>活動波 2G</td> <td colspan="2">四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3</td> <td>活動波 5G</td> <td>四街道消防波 主運用波 1</td> </tr> <tr> <td>活動波 3G</td> <td>四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5</td> <td>千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3</td> <td></td> <td>主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7</td> </tr> </tbody> </table>	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報		グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	活動波 1G	四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2	統制波 1 統制波 2 統制波 3	活動波 4G	四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波	活動波 2G	四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3		活動波 5G	四街道消防波 主運用波 1	活動波 3G	四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5	千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3		主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7
グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報		グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報																	
活動波 1G	四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2	統制波 1 統制波 2 統制波 3	活動波 4G	四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波																	
活動波 2G	四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3			活動波 5G	四街道消防波 主運用波 1																
活動波 3G	四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5	千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3		主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7																	
<p>○52ページ 「■無線体系」 (削除)</p>	<p>○53ページ 「■無線体系」</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center; margin-right: 20px;"> <p>消防署 指揮指令係</p> </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> 千代田分署・旭分署 各 1 回線 一般加入電話 5 回線 県防災行政無線専用電話 1 回線 市防災行政無線専用端末機 1 回線 </div> </div>																				

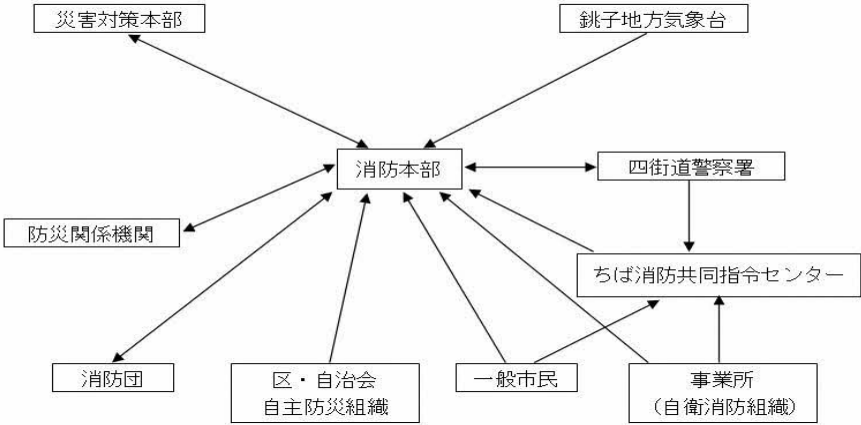
修正案

現行

○52ページ
「■消防組織（指揮本部）」
(削除)

○54ページ
「■消防組織（指揮本部）」
■消防組織（指揮本部）



修正案	現行								
<p>○52ページ 「■出動内容」 (削除)</p>	<p>○55ページ 「■出動内容」</p> <p>■出動内容</p> <table border="1" data-bbox="1151 344 2065 552"> <thead> <tr> <th>出動区分</th> <th>出 動 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特命出動</td> <td>特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動</td> </tr> <tr> <td>第1出動</td> <td>災害を覚知したときの通常の初動出動</td> </tr> <tr> <td>第2出動</td> <td>現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動</td> </tr> </tbody> </table>	出動区分	出 動 状 況	特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動	第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動	第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動
出動区分	出 動 状 況								
特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動								
第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動								
第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動								
<p>○53ページ 「■消防本部への情報の流れ（概念図）」 (削除)</p>	<p>○56ページ 「■消防本部への情報の流れ（概念図）」</p> <p>■消防本部への情報の流れ（概念図）</p>  <pre> graph TD DM[災害対策本部] --> FD[消防本部] FT[消防団] --> FD ASO[区・自治会 自主防災組織] --> FD GM[一般市民] --> FD FD --> BR[防災関係機関] FD <--> SP[四街道警察署] SP --> CJC[ちば消防共同指令センター] CJC --> GM CJC --> SO[事業所 (自衛消防組織)] SO --> CJC SO --> GM MS[桃子地方気象台] --> FD </pre>								

修正案	現行
<p>○62ページ中段 3 救護班等の応援の要請 <保健医療班> 本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長との協定及び日赤県支部地区・分区長との協力に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。 （略）</p>	<p>○65ページ中段 3 救護班等の応援の要請 <保健医療班> 本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ協定に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。 （略）</p>
<p>○63ページ中段 担当部署の削除 7 傷病者等の搬送 <保健医療班、消防署班></p>	<p>○66ページ中段 担当部署の削除 7 傷病者等の搬送 <管財・財政班、保健医療班、消防署班></p>
<p>○64ページ下段 「■医療救護活動の体系図（概念図）」 災害拠点病院 ・基幹災害拠点病院 4か所 ・地域災害拠点病院 23か所</p>	<p>○67ページ下段 「■医療救護活動の体系図（概念図）」 災害拠点病院 ・基幹災害拠点病院 4か所 ・地域災害拠点病院 22か所</p>
<p>○77ページ下段 2-（1）震災時の活動体制 災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。 <u>なお、本部長（市長）は、市の体制で早期の応急復旧が困難と判断される場合、公益社団法人日本下水道協会に支援を要請する。</u></p>	<p>○81ページ上段 2-（1）震災時の活動体制 災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。</p>
<p>○80ページ中段 4 都市ガス施設 <東京ガスネットワーク(株)> （略） （1）実施担当機関 東京ガスネットワーク(株)…東京ガスネットワーク株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。</p>	<p>○83ページ中段 4 都市ガス施設 <東京ガス(株)> （略） （1）実施担当機関 東京ガス(株)…東京ガス株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。</p>

修正案	現 行
○83ページ中段 担当部署の追加 7 通信施設 <(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u> >	○86ページ中段 担当部署の追加 7 通信施設 <(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)>
○87ページ中段 担当部署の削除 1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、関係機関>	○90ページ中段 担当部署の削除 1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、 <u>下水道班</u> 、関係機関>

修正案	現行
<p>〇90ページ上段</p> <p>(1) <u>車両運転中の場合</u></p> <p>① <u>できる限り安全な方法により</u>車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>② 停止後は、<u>カーラジオやSNS</u>等により災害情報及び交通情報を<u>収集し、その情報及び周囲の状況に応じて</u>行動すること。</p> <p>③ <u>引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。</u></p> <p>④ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に<u>駐車しておくこと</u>。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の<u>左側に寄せて</u>駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは<u>付けたままとし</u>、窓を閉め、ドアロックは<u>しないこと</u>。<u>駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p>(2) <u>車両運転中以外の場合</u></p> <p>① <u>避難のために車両を使用しないこと</u></p> <p>(3) <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>① <u>速やかに、車両を次の場所に移動させること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所 <p>② <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u></p> <p>③ <u>通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。</u></p>	<p>〇92ページ下段</p> <p>(1) <u>走行中の車両の運転者は、以下の行動をとること</u></p> <p>① 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>② 停止後は、<u>ラジオ</u>等により災害情報及び交通情報を<u>聴取し</u>行動すること。</p> <p>③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に<u>移動する</u>。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、<u>車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等通行の障害とならない方法により</u>駐車し、エンジンを切り、エンジンキー<u>を</u>付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>(2) <u>避難のために車両を使用しないこと</u></p> <p>(3) <u>通行禁止区域等においては、以下の措置をとること</u></p> <p>① <u>車両を道路外の場所に置くこと。</u></p> <p>② <u>道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。</u></p> <p>③ <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u></p>

修正案	現 行
<p>○91 ページ上段 1-(1) 基本方針 警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。</p> <p>(2) 警備体制</p> <p>ア 災害警備連絡室 県内に震度4以上の地震が発生した場合等</p> <p>イ 災害警備対策室 県内に震度5弱の地震が発生した場合等</p> <p>ウ 災害警備本部 県内に震度5強以上の地震が発生した場合等</p> <p>(3) 災害警備活動要領 (略)</p>	<p>○93 ページ下段 1-(1) 基本方針 警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助・避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。</p> <p>(2) 警備体制 地震に伴い、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</p> <p>ア 連絡室 県内に震度4以上の地震が発生した場合及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等</p> <p>イ 対策室 県内に震度5弱の地震が発生した場合及び東海地震注意情報が発表された場合等</p> <p>ウ 災害警備本部 県内に震度5強以上の地震が発生した場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言が発せられた場合等</p> <p>(3) 災害警備活動要領 (略)</p>
<p>○92 ページ下段 担当部署の削除 1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、消防署班、消防団班、四街道警察署></p>	<p>○95 ページ下段 担当部署の削除 1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、下水道班、消防署班、消防団班、四街道警察署></p>
<p>○96 ページ上段 担当部署の追加 2 保健衛生活動 <保健医療班、福祉班></p>	<p>○99 ページ上段 担当部署の追加 2 保健衛生活動 <保健医療班></p>

修正案	現行
<p>○99ページ中段 3-(3)粗大ごみ(片付けごみ)の処理方針 住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される粗大ごみ(片付けごみ)が多量に発生することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。</p>	<p>○102ページ中段 3-(3)粗大ごみの処理方針 粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。</p>
<p>○101ページ上段 ⑧ 管理者は、災害の推移を把握し、子育て支援班と緊密に連絡の上、通常保育に戻るよう努める。</p>	<p>○103ページ下段 (新規)</p>
<p>○108ページ中段 5-(2)帰宅困難者支援 本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。 また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などをメール、SNS、ホームページ等により情報提供を行う。</p>	<p>○111ページ中段 5-(2)帰宅困難者支援 本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。 また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などをメールやホームページ等により情報提供を行う。</p>
<p>○112ページ上段 1 警戒体制 <危機管理監> 南海トラフ地震臨時情報(調査中又は巨大地震注意)が発表されたとき、警戒配備体制を発令するとともに、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。なお、活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。 2 災害警戒本部の設置 <各班> (1)災害警戒本部の設置(警戒本部体制) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき、市長は災害警戒本部を設置し警戒本部体制をとる。なお、活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。 (2)(略)</p>	<p>○115ページ上段 1 警戒配備体制 <本部事務局> 南海トラフ地震臨時情報(調査中又は巨大地震注意)が発表されたとき、警戒配備体制を発令するとともに、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。 ※活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。 2 災害警戒本部の設置 <各班> (1)災害警戒本部の設置(警戒本部体制) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき、市長は災害警戒本部を設置し警戒本部体制をとる。 ※活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。 (2)(略)</p>
<p>○112ページ下段 第3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に伴う情報収集・伝達</p>	<p>○115ページ下段 第3 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達</p>

修正案	現 行
<p>○113ページ上段 1 南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の伝達 <本部事務局、<u>企画調整・広報班</u>> 南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表されたときは、市民等に対して、市防災行政無線やメール配信サービス等を用いて伝達する。</p>	<p>○116ページ上段 1 南海トラフ<u>地震関連情報</u>の伝達 <本部事務局> 南海トラフ<u>地震関連情報</u>が発表されたときは、市民等に対して、市防災行政無線やメール配信サービス等を用いて伝達する。</p>
<p>○113ページ上段 2 広報活動 <本部事務局、企画調整・広報班> 南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、市民等への広報活動について定める。 (1) 広報内容 ア 地震に関する一般的知識 ① 南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の意味等 ② 予想される地震が発生した場合の影響度等 イ (略) ウ (略)</p>	<p>○116ページ上段 2 広報活動 <企画調整・広報班> 南海トラフ<u>地震関連情報</u>の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、市民等への広報活動について定める。 (1) 広報内容 ア 地震に関する一般的知識 ① 南海トラフ<u>地震関連情報</u>の意味等 ② 予想される地震が発生した場合の影響度等 イ (略) ウ (略)</p>
<p>○113ページ中段 「■南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の発表時に広報する主な内容」 ① 南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の内容。</p>	<p>○116ページ中段 「■南海トラフ<u>地震関連情報</u>の発表時に広報する主な内容」 ① 南海トラフ<u>地震関連情報</u>の内容。</p>
<p>○114ページ上段 担当部署の追加 3 広聴活動 <本部事務局、市民窓口班></p>	<p>○117ページ上段 担当部署の追加 3 広聴活動 <市民窓口班></p>

修正案	現 行
<p>〇115ページ</p> <p><u>第17節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</u></p> <p><u>第1 推進計画の目的</u></p> <p><u>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</u></p> <p><u>市の地域に係る地震防災に関し、市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則編第2節「市及び防災関係機関等の役割分担」に準じる。</u></p> <p><u>第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p><u>1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化</u></p> <p><u>災害時に拠点となる施設や民間建築物等に関する耐震化・不燃化については、共通編第1章第3節第1「災害に強い都市構造の形成」及び第2「都市基盤整備の推進」に準じる。</u></p> <p><u>2 避難場所</u></p> <p><u>災害時において市民の円滑な避難や被災者の避難所生活に関する避難場所等の整備については、共通編第1章第1節第5「避難環境の整備」に準じる。</u></p> <p><u>3 防災拠点施設</u></p> <p><u>防災拠点である市役所庁舎等が被災した場合の代替施設や防災拠点機能の確保、充実に係る防災拠点施設の整備については、共通編第1章第1節第1「応急活動体制の整備」に準じる。</u></p>	<p>(新規)</p>

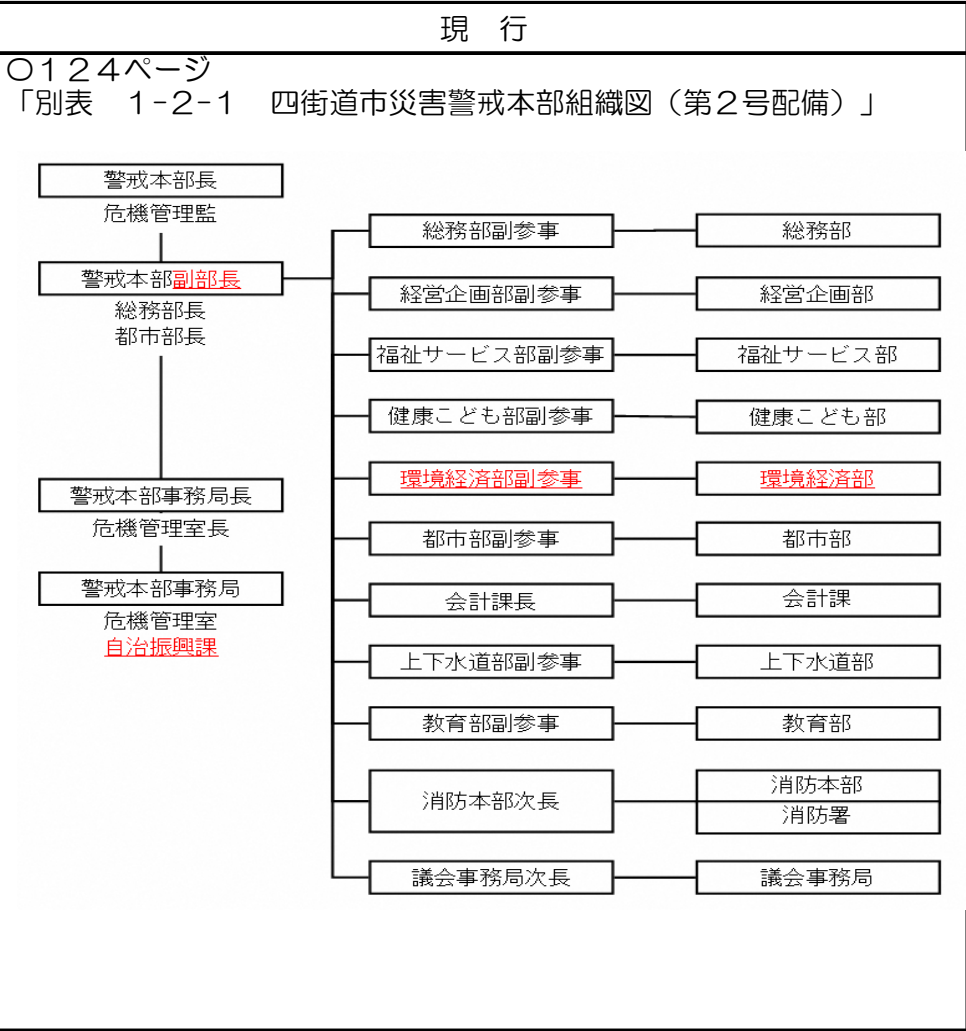
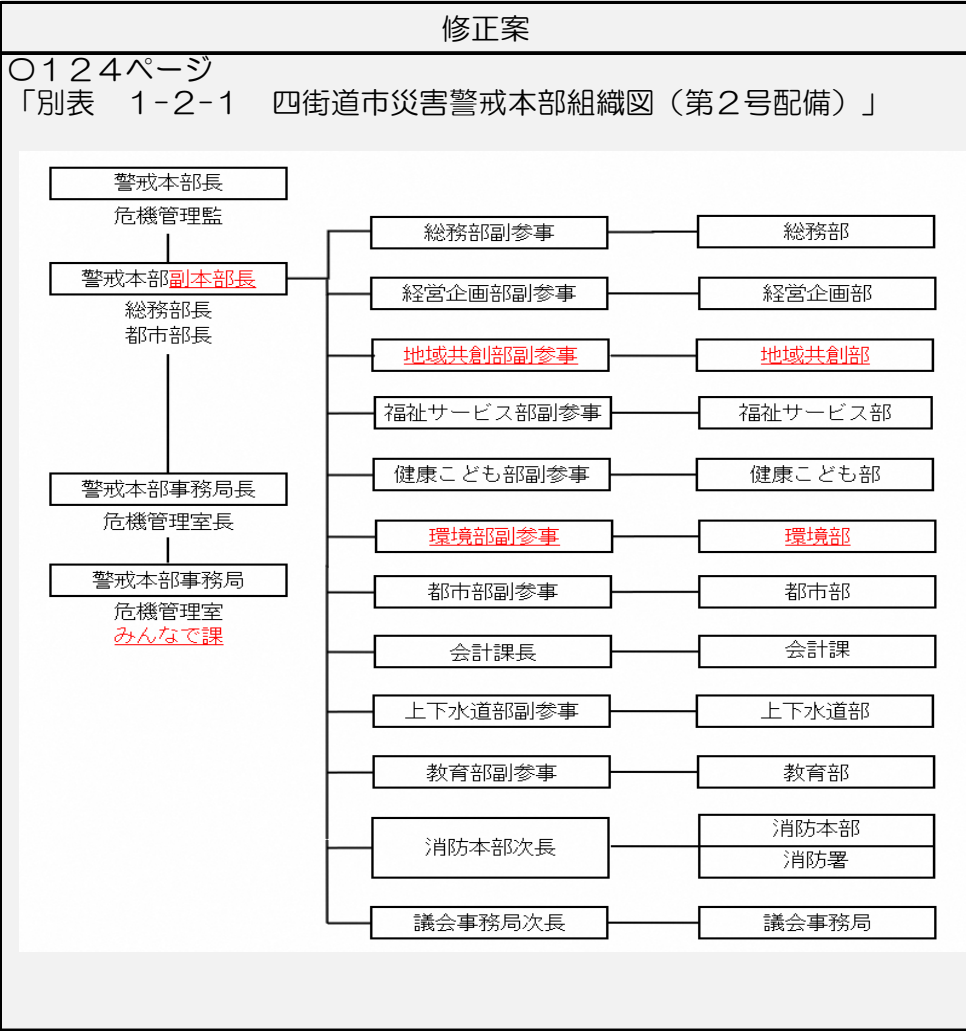
修正案	現 行
<p data-bbox="159 236 1099 336"><u>4 緊急輸送道路</u> 緊急輸送道路の確保や災害時の復旧活動に備えた取組みについては、共通編第1章第1節第4「緊急輸送体制の整備」に準じる。</p> <p data-bbox="159 368 1099 469"><u>5 通信施設</u> 災害時の情報収集・伝達に関する通信施設等の整備については、共通編第1章第1節第1「応急活動体制の整備」に準じる。</p> <p data-bbox="159 501 1099 628"><u>6 防災空間</u> 災害時の公園等のオープンスペースの活用等に関する防災空間の整備については、共通編第1章第3節第1「災害に強い都市構造の形成」に準じる。</p>	(新規)

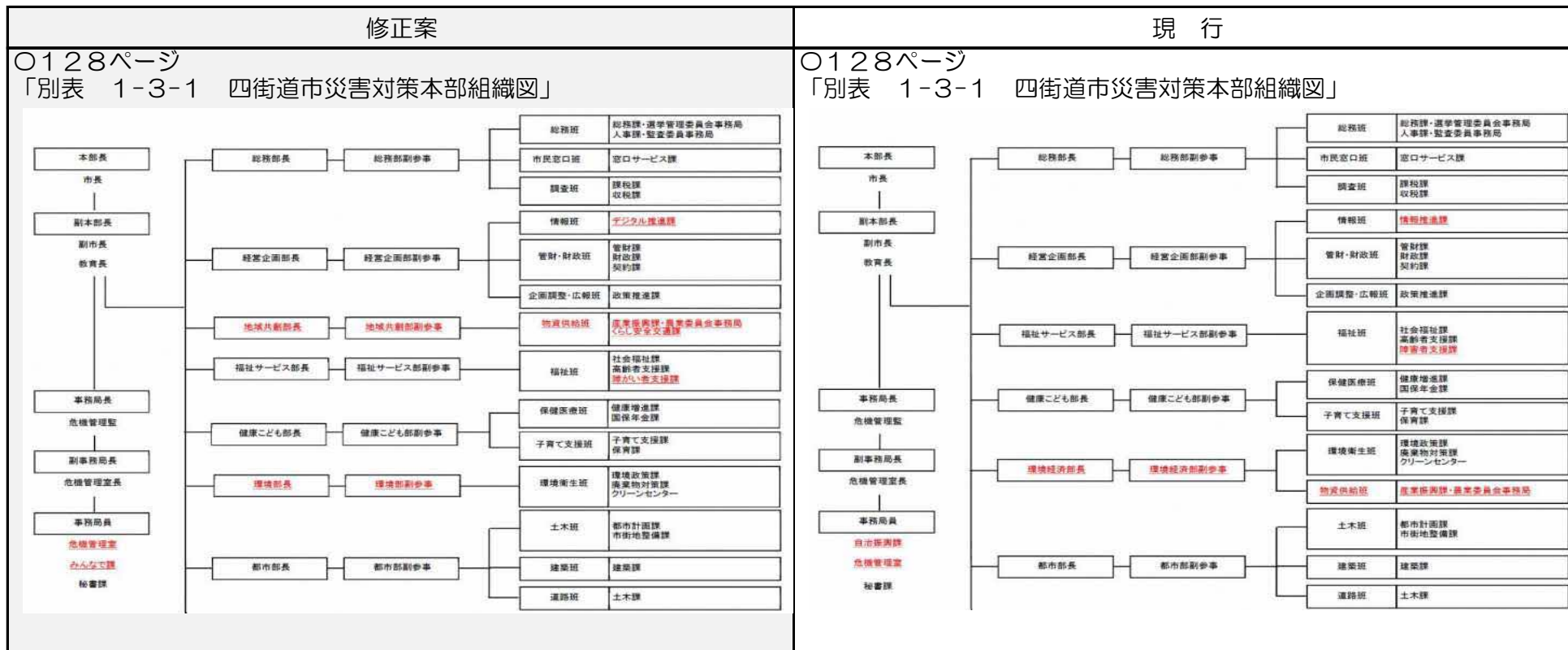
修正案	現 行										
<p>○116ページ</p> <p><u>第4 関係者との連携協力の確保</u> <u>災害時の応援要請や受入れ等に関する関係者との連携協力の確保については、共通編第2章「受援計画」に準じる。</u></p> <p><u>第5 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u></p> <p><u>【実施機関】</u></p> <table border="1" data-bbox="181 512 1099 651"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 512 770 544">項目</th> <th data-bbox="770 512 1099 544">担当(所属等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 544 770 568">1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等</td> <td data-bbox="770 544 1099 568">本部事務局、各班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 568 770 592">2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知</td> <td data-bbox="770 568 1099 592">各班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 592 770 616">3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等</td> <td data-bbox="770 592 1099 616">各班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 616 770 651">4 市のとるべき措置</td> <td data-bbox="770 616 1099 651">各班</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等 <本部事務局、各班></u> <u>(1) 市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、災害応急対策編第1章第1節「応急活動体制」に準じる。</u> <u>(2) 市が行う市民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達については、災害応急対策編第1章第2節第3「広報活動」に準じる。</u> <u>(3) 市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、警戒体制をとるものとする。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表前に発生した地震に関し、既に防災配備指令が発令されている場合は、この限りでない。また、警戒体制の配備、運営方法その他の事項については、災害応急対策編第1章第1節「応急活動体制」に準じる。</u></p>	項目	担当(所属等)	1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	本部事務局、各班	2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	各班	3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等	各班	4 市のとるべき措置	各班	<p>(新規)</p>
項目	担当(所属等)										
1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	本部事務局、各班										
2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	各班										
3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等	各班										
4 市のとるべき措置	各班										


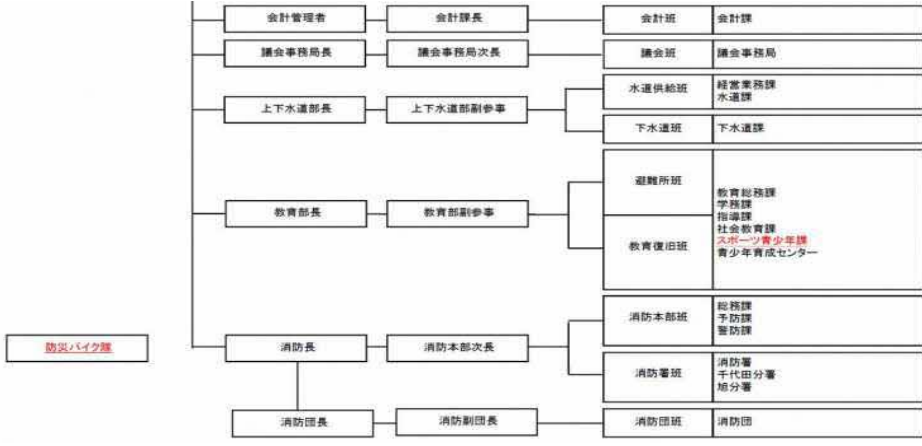
修正案	現 行
<p><u>(4) 市は、後発地震への注意を促す情報等について、状況の変化等に 応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正 確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものと する。</u></p> <p><u>2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知 <各班> 市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注 意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情 報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、周 知するものとする。この場合における周知については、災害応急対策編 第1章第2節第3「広報活動」に準じる。</u></p> <p><u>3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等 <各班> 市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から 1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期 間。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>

修正案	現行
<p>○117ページ</p> <p><u>4 市のとるべき措置 <各班></u></p> <p><u>市は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。この場合における周知については、災害応急対策編第1章第2節第3「広報活動」に準じる。</u></p> <p><u>市は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備えるものとする。</u></p> <p>■後発地震に対して注意する措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ●家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認 ●避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え ●施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え ●個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え </div> <p><u>第6 防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>市は、災害時における迅速な防災活動を期するため、大規模な地震を想定した防災訓練や後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る避難訓練を行う。防災訓練の実施については、共通編第1章第2節第2「防災訓練」に準じる。</u></p>	<p>(新規)</p>

修正案	現 行
<p><u>第7 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</u> <u>市は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び</u> <u>広報の実施については、共通編第1章第1節第1「応急活動体制の整</u> <u>備」及び同章第2節第1「防災意識の向上」に準じる。</u> <u>なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報についての防災教育及び広報</u> <u>は、次に掲げる事項によるものとする。</u> <u>1 市の職員に対する教育</u> <u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される</u> <u>地震動及び津波に関する知識</u> <u>(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられ</u> <u>ている対策に関する知識</u> <u>(3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとら</u> <u>れる措置の内容</u> <u>(4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海</u> <u>溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に</u> <u>関する知識</u> <u>(5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海</u> <u>溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> <u>(6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要</u> <u>のある課題</u></p>	(新規)
<p><u>〇118ページ</u> <u>2 地域住民等に対する教育及び広報</u> <u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される</u> <u>地震動及び津波に関する知識</u> <u>(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとら</u> <u>れる措置の内容</u> <u>(3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とる</u> <u>べき行動に関する知識</u></p>	(新規)





修正案	現行																																																																				
<p>○128ページ 「別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図」</p> 	<p>○128ページ 「別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図」</p> 																																																																				
<p>○130ページ下段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（風水害対策）」 ■各部 企画調整・広報班 主な事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="183 925 1102 1053"> <tr> <td rowspan="5">企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長</td> <td>政策推進</td> <td>1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. その他の広報に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	政策推進	1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。	○					2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。				○		3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。	○					4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。	○					5. その他の広報に關すること。	○				<p>○130ページ下段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（風水害対策）」 ■各部 企画調整・広報班 主な事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1155 925 2065 1098"> <tr> <td rowspan="6">企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長</td> <td>政策推進</td> <td>1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に關すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6. その他の広報に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	政策推進	1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。	○					2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。				○		3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。	○					4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。	○					5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に關すること。		○				6. その他の広報に關すること。	○			
企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長		政策推進	1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。	○																																																																	
			2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。				○																																																														
			3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。	○																																																																	
			4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。	○																																																																	
		5. その他の広報に關すること。	○																																																																		
企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	政策推進	1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。	○																																																																		
		2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。				○																																																															
		3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。	○																																																																		
		4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。	○																																																																		
		5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に關すること。		○																																																																	
		6. その他の広報に關すること。	○																																																																		

修正案				現行			
○131 ページ上段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 地域共創部				○131 ページ上段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 (新規)			
総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急 復旧
◎地域共創部	物資供給班	産業振興課	1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。		○		
	◆産業振興課長	農業委員会事務局	2. 炊き出しに関する連絡調整、食料等の調達、供給に関すること。		○		
	◇くらし安全交通課長	くらし安全交通課	3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。		○		
			4. 食料の分荷、供給に関すること。			○	
			5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。		○		
			6. 応援物資の分荷、供給に関すること。			○	
			7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。			○	
			8. その他物資調達、供給に関すること。			○	
○131 ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 保健医療班 主な事務分掌				○131 ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 保健医療班 主な事務分掌			
◎健康こども部副参事	保健医療班	健康増進課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。	○			
	◆健康増進課長	国保年金課	2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。	○			
	◇国保年金課長		3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。	○			
			4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。	○			
			5. 医療材料の調達・供給に関すること。		○		
			6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。			○	
			7. その他の保健医療に関すること。			○	
○133 ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 下水道班 主な事務分掌				○133 ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 下水道班 主な事務分掌			
	下水道班	下水道課	1. 被害状況の収集に関すること。	○			
	◆下水道課長		2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。	○			
			3. 所管工事現場の災害防止に関すること。		○		
	下水道班	下水道課	1. 人命捜索及び救出・救命に関すること。	○			
	◆下水道課長		2. 被害状況の収集に関すること。	○			
			3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。	○			
			4. 避難指示及び誘導に関すること。		○		
			5. 所管工事現場の災害防止に関すること。		○		

修正案

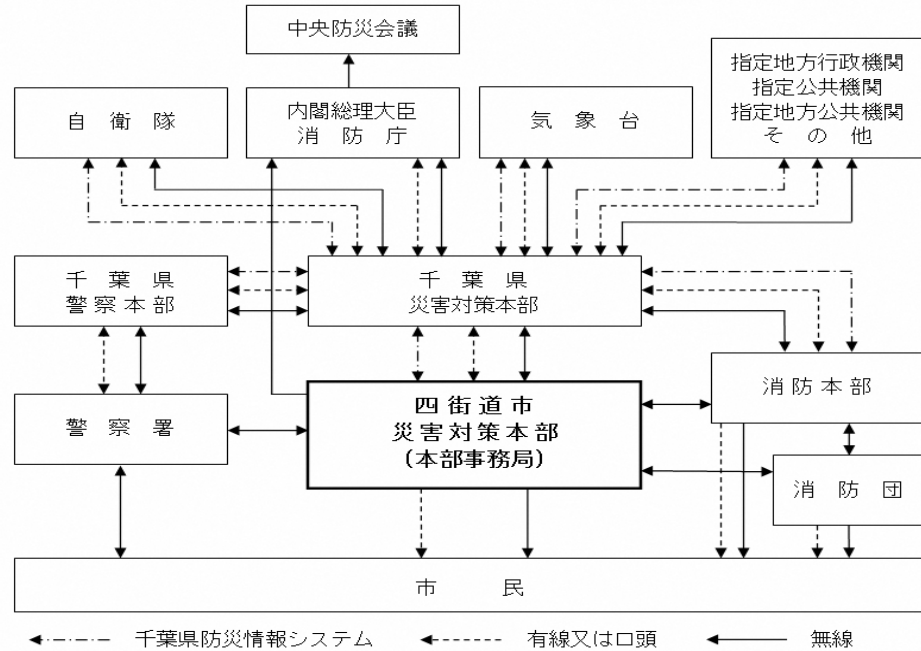
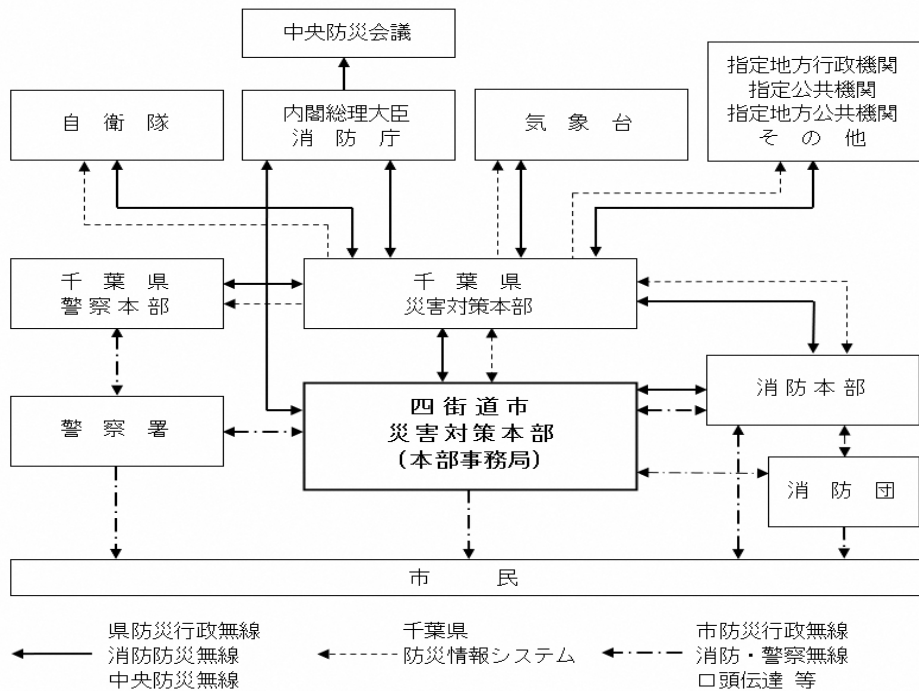
現行

○136ページ上段
「■災害通信連絡系統図」

○136ページ上段
「■災害通信連絡系統図」

■災害通信連絡系統図

■災害通信連絡系統図



修正案				現行				
○143ページ 「■警報・注意報発表基準一覧表」				○143ページ 「■警報・注意報発表基準一覧表」				
■警報・注意報発表基準一覧表 [令和5年6月8日現在]				■警報・注意報発表基準一覧表 [令和3年6月8日現在]				
四街道市	府県予報区		千葉県		府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部		一次細分区域		北西部	
市町村等をまとめた地域		印旛		市町村等をまとめた地域		印旛		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21	(浸水害)	表面雨量指数基準	21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	144	
	洪水	流域雨量指数基準	鹿島川流域=30.5,小名木川流域=7.7	流域雨量指数基準	鹿島川流域=26.8,小名木川流域=7.5			
		複合基準*1	—	複合基準*1	—			
		指定河川洪水予報による基準	—	指定河川洪水予報による基準	—			
	暴風	平均風速	20m/s	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm		
	波浪	有義波高		波浪	有義波高			
	高潮	潮位		高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	表面雨量指数基準	10			
		土壌雨量指数基準	99	土壌雨量指数基準	105			
	洪水	流域雨量指数基準	鹿島川流域=24.4,小名木川流域=6.1	流域雨量指数基準	鹿島川流域=21.4,小名木川流域=6			
		複合基準*1	—	複合基準*1	—			
		指定河川洪水予報による基準	—	指定河川洪水予報による基準	—			
	強風	平均風速	13m/s	強風	平均風速	13m/s		
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm		
	波浪	有義波高		波浪	有義波高			
	高潮	潮位		高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合		雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪			融雪				
	濃霧	視程	100m	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 30%以下で、実効湿度 60%以下		乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%			
なだれ			なだれ					
低温	夏季(最低気温): 銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		低温	夏季(最低気温): 銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下				
霜	晩霜期に最低気温4℃以下		霜	4月1日~5月31日 最低気温4℃以下				
普水・普雪	著しい普水(雪)が予想される場合		普水・普雪	著しい普水(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			
*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値を表している。				*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値を表している。				

修正案	現行																								
<p>○144ページ中段 <u>2-(3)キキクル(警報の危険度分布)</u> 警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのかを地図上で色分けして表示し、視覚的にわかりやすく情報提供する。</p> <p>■<u>キキクル</u>(警報の危険度分布)の情報</p> <table border="1" data-bbox="181 448 1099 691"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の意味(更新間隔)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>土砂キキクル</u> (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</td> <td>大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>大雨警報(土砂災害)を補足する情報</td> </tr> <tr> <td><u>浸水キキクル</u> (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</td> <td>短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>大雨警報(浸水害)を補足する情報</td> </tr> <tr> <td><u>洪水キキクル</u> (洪水警報の危険度分布)</td> <td>指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>洪水警報を補足する情報</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考	<u>土砂キキクル</u> (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報	<u>浸水キキクル</u> (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(浸水害)を補足する情報	<u>洪水キキクル</u> (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)	洪水警報を補足する情報	<p>○144ページ下段 <u>2-(6)警報の危険度分布(キキクル)</u> 警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのかを地図上で色分けして表示し、視覚的にわかりやすく情報提供する。</p> <p>■<u>警報の危険度分布(キキクル)</u>の情報</p> <table border="1" data-bbox="1151 448 2069 659"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の意味(更新間隔)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布</td> <td>大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>大雨警報(土砂災害)を補足する情報</td> </tr> <tr> <td>大雨警報(浸水害)の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>大雨警報(浸水害)を補足する情報</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>洪水警報を補足する情報</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考	大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報	大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(浸水害)を補足する情報	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)	洪水警報を補足する情報
情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考																							
<u>土砂キキクル</u> (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報																							
<u>浸水キキクル</u> (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(浸水害)を補足する情報																							
<u>洪水キキクル</u> (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)	洪水警報を補足する情報																							
情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考																							
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報																							
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(浸水害)を補足する情報																							
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)	洪水警報を補足する情報																							
<p>○144ページ中段 2-(<u>4</u>)記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、<u>かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に</u>、気象情報の一種として発表する。(雨量基準(千葉県):時間雨量100mm) <u>(5)竜巻注意情報</u> (略) <u>(6)土砂災害警戒情報</u> (略)</p>	<p>○144ページ中段 2-(<u>3</u>)記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し<u>たときに</u>、気象情報の一種として発表する。(雨量基準(千葉県):時間雨量100mm) <u>(4)竜巻注意情報</u> (略) <u>(5)土砂災害警戒情報</u> (略)</p>																								

修正案	現行																																							
<p>○145ページ上段 <u>2-(7) 線状降水帯に関する情報</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報が発表される。</u> <u>(8) 銚子地方気象台と市とのホットラインの運用</u> (略) <u>(9) 異常現象発見の際の伝達</u> (略) <u>(10) 注意報や警報等の伝達系統</u> (略)</p>	<p>○145ページ上段 (新規) <u>(7) 銚子地方気象台と市とのホットラインの運用</u> (略) <u>(8) 異常現象発見の際の伝達</u> (略) <u>(9) 注意報や警報等の伝達系統</u> (略)</p>																																							
<p>○148ページ中段 5-(1) 被害情報の収集・報告の種類 初期情報の収集及び伝達は、<u>次のとおり段階に応じた的確な運用</u>を図る。</p>	<p>○148ページ中段 5-(1) 被害情報の収集・報告の種類 初期情報の収集及び伝達にあたっては、<u>防災バイク隊の機動力を生かし効果的な活用</u>を図る。</p>																																							
<p>○151ページ下段 「■国に対する被害報告先」 県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク 地上系（一部削除）</p> <p>■国に対する被害報告先[↙]</p> <table border="1" data-bbox="188 999 1102 1187"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">消防庁連絡先[↙]</th> <th rowspan="2">電話・FAX[↙]</th> <th colspan="2">県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク[↙]</th> </tr> <tr> <th colspan="2">衛星系[↙]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務[↙] 時間内[↙]</td> <td>応急[↙] 対策室[↙]</td> <td>03-5253-7527[↙] (FAX) 03-5253-7537[↙]</td> <td>048-500-90-49013[↙] (FAX) 048-500-90-49033[↙]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間・[↙] 休日[↙]</td> <td>宿直室[↙]</td> <td>03-5253-7777[↙] (FAX) 03-5253-7553[↙]</td> <td>048-500-90-49102[↙] (FAX) 048-500-90-49036[↙]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	消防庁連絡先 [↙]		電話・FAX [↙]	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク [↙]		衛星系 [↙]		勤務 [↙] 時間内 [↙]	応急 [↙] 対策室 [↙]	03-5253-7527 [↙] (FAX) 03-5253-7537 [↙]	048-500-90-49013 [↙] (FAX) 048-500-90-49033 [↙]		夜間・ [↙] 休日 [↙]	宿直室 [↙]	03-5253-7777 [↙] (FAX) 03-5253-7553 [↙]	048-500-90-49102 [↙] (FAX) 048-500-90-49036 [↙]		<p>○151ページ下段 「■国に対する被害報告先」 県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク 地上系</p> <p>■国に対する被害報告先[↙]</p> <table border="1" data-bbox="1151 999 2065 1203"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">消防庁連絡先[↙]</th> <th rowspan="2">電話・FAX[↙]</th> <th colspan="2">県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク[↙]</th> </tr> <tr> <th>地上系[↙]</th> <th>衛星系[↙]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務[↙] 時間内[↙]</td> <td>応急[↙] 対策室[↙]</td> <td>03-5253-7527[↙] (FAX) 03-5253-7537[↙]</td> <td><u>120-90-49013</u>[↙] (FAX)[↙]</td> <td>048-500-90-49013[↙] (FAX)</td> </tr> <tr> <td>夜間・[↙] 休日[↙]</td> <td>宿直室[↙]</td> <td>03-5253-7777[↙] (FAX) 03-5253-7553[↙]</td> <td><u>120-90-49102</u>[↙] (FAX)[↙]</td> <td>048-500-90-49102[↙] (FAX)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>120-90-49036</u>[↙]</td> <td>048-500-90-49036[↙]</td> </tr> </tbody> </table>	消防庁連絡先 [↙]		電話・FAX [↙]	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク [↙]		地上系 [↙]	衛星系 [↙]	勤務 [↙] 時間内 [↙]	応急 [↙] 対策室 [↙]	03-5253-7527 [↙] (FAX) 03-5253-7537 [↙]	<u>120-90-49013</u> [↙] (FAX) [↙]	048-500-90-49013 [↙] (FAX)	夜間・ [↙] 休日 [↙]	宿直室 [↙]	03-5253-7777 [↙] (FAX) 03-5253-7553 [↙]	<u>120-90-49102</u> [↙] (FAX) [↙]	048-500-90-49102 [↙] (FAX)				<u>120-90-49036</u> [↙]	048-500-90-49036 [↙]
消防庁連絡先 [↙]				電話・FAX [↙]	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク [↙]																																			
		衛星系 [↙]																																						
勤務 [↙] 時間内 [↙]	応急 [↙] 対策室 [↙]	03-5253-7527 [↙] (FAX) 03-5253-7537 [↙]	048-500-90-49013 [↙] (FAX) 048-500-90-49033 [↙]																																					
夜間・ [↙] 休日 [↙]	宿直室 [↙]	03-5253-7777 [↙] (FAX) 03-5253-7553 [↙]	048-500-90-49102 [↙] (FAX) 048-500-90-49036 [↙]																																					
消防庁連絡先 [↙]		電話・FAX [↙]	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク [↙]																																					
			地上系 [↙]	衛星系 [↙]																																				
勤務 [↙] 時間内 [↙]	応急 [↙] 対策室 [↙]	03-5253-7527 [↙] (FAX) 03-5253-7537 [↙]	<u>120-90-49013</u> [↙] (FAX) [↙]	048-500-90-49013 [↙] (FAX)																																				
夜間・ [↙] 休日 [↙]	宿直室 [↙]	03-5253-7777 [↙] (FAX) 03-5253-7553 [↙]	<u>120-90-49102</u> [↙] (FAX) [↙]	048-500-90-49102 [↙] (FAX)																																				
			<u>120-90-49036</u> [↙]	048-500-90-49036 [↙]																																				

修正案	現行
<p>○154ページ中段 「■報道対応の要領」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●報道機関に提供する情報は、<u>災害対策本部が了承した事項とする。</u> ●<u>災害対策本部が取りまとめた情報の内容について、</u>発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。 ●緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。 ●記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。 ●報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を<u>災害対策本部事務局</u>に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。 	<p>○154ページ中段 「■報道対応の要領」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●報道機関に提供する情報は、<u>災害対策本部が了承した事項とし、公表可能な事項と公表不可能な事項を明確に区分する。</u> ●<u>情報の内容、発表時期、</u>発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。 ●緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。 ●記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。 ●報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を<u>災害対策本部</u>に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。

修正案	現行																																																																																										
<p>○159ページ 「■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等」 【災害が発生した場合の救助】</p> <table border="1" data-bbox="190 363 1097 970"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施主体者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td>7日以内</td> <td>市長（教育部）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工</td> <td>知事（住宅課）</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の供与</td> <td>7日以内</td> <td>市長（<u>地域共創部</u>）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>市長（上下水道部）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具等の給（貸）与</td> <td>10日以内</td> <td>市長（<u>地域共創部</u>）</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>分娩日から7日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>1ヶ月以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の供与</td> <td>教科書1ヶ月以内 文房具15日以内</td> <td>市長（教育部）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>市長（<u>環境部</u>）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>10日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施主体者等	避難所の供与	7日以内	市長（教育部）	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）	炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）	飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）	被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）	医療	14日以内	知事（救護班・日赤）	助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）	被災者の救出	3日以内	市長（都市部）	住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）	学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）	埋葬	10日以内	市長（ <u>環境部</u> ）	死体の捜索	10日以内	市長（都市部）	死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）	障害物の除去	10日以内	市長（都市部）	<p>○160ページ 「■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等」 【災害が発生した場合の救助】</p> <table border="1" data-bbox="1153 363 2060 970"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施主体者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td>7日以内</td> <td>市長（教育部）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工</td> <td>知事（住宅課）</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の供与</td> <td>7日以内</td> <td>市長（<u>環境経済部</u>）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>市長（上下水道部）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具等の給（貸）与</td> <td>10日以内</td> <td>市長（<u>環境経済部</u>）</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>分娩日から7日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>1ヶ月以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の供与</td> <td>教科書1ヶ月以内 文房具15日以内</td> <td>市長（教育部）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>市長（<u>環境経済部</u>）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>10日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施主体者等	避難所の供与	7日以内	市長（教育部）	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）	炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）	被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	医療	14日以内	知事（救護班・日赤）	助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）	被災者の救出	3日以内	市長（都市部）	住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）	学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）	埋葬	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	死体の捜索	10日以内	市長（都市部）	死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）	障害物の除去	10日以内	市長（都市部）
救助の種類	実施期間	実施主体者等																																																																																									
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）																																																																																									
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）																																																																																									
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）																																																																																									
飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）																																																																																									
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）																																																																																									
医療	14日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
被災者の救出	3日以内	市長（都市部）																																																																																									
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）																																																																																									
学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）																																																																																									
埋葬	10日以内	市長（ <u>環境部</u> ）																																																																																									
死体の捜索	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
障害物の除去	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
救助の種類	実施期間	実施主体者等																																																																																									
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）																																																																																									
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）																																																																																									
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）																																																																																									
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
医療	14日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
被災者の救出	3日以内	市長（都市部）																																																																																									
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）																																																																																									
学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）																																																																																									
埋葬	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
死体の捜索	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
障害物の除去	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
<p>○165ページ中段 担当部署の削除 1 警戒レベルを用いた避難情報の発令 <本部事務局、四街道警察署 ></p>	<p>○166ページ中段 担当部署の削除 1 警戒レベルを用いた避難情報の発令 <本部事務局、<u>避難所班</u>、四 街道警察署></p>																																																																																										

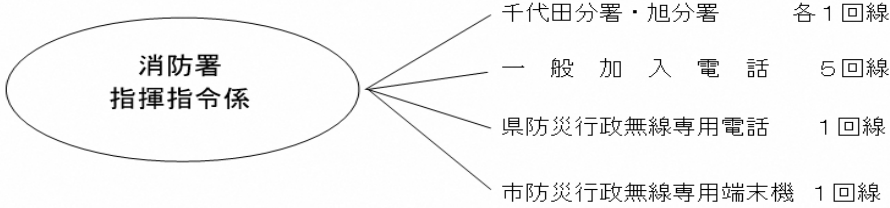
修正案	現行
<p>○170ページ下段 (1) 避難行動 ア (略) イ (略) ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続 地震の揺れや火災等が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。<u>避難手段は、災害の状況を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合を除き原則として徒歩避難とする。</u>また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。</p>	<p>○171ページ下段 (1) 避難行動 ア (略) イ (略) ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続 地震の揺れや火災等が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。</p>
<p>○172ページ上段 担当部署の追加 3 指定避難所の開設 <本部事務局、避難所班></p>	<p>○173ページ上段 担当部署の追加 3 指定避難所の開設 <避難所班></p>

修正案	現 行
<p>○172ページ下段 (1) 指定避難所の運営 ① 市は指定避難所の<u>運営の支援</u>や市災害対策本部との連絡のために<u>避難所班の職員（避難所配備職員）</u>を派遣する ② <u>指定避難所の運営は、避難所運営委員会が主体となって実施し、避難所班の職員（避難所配備職員）や施設管理者等がその運営を支援する。ただし、避難所運営委員会が事前に設立していない場合は、関係する区・自治会、自主防災組織、避難所班の職員（避難所配備職員）、施設管理者等が協力して速やかに避難所運営委員会を設立して、同委員会が主体となり運営する。なお、いずれの場合も、避難者は、努めて同委員会の活動に参画するものとする。</u> ③ （略） ④ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した<u>福祉避難スペース</u>の確保に努める。 ⑤ <u>保健医療班は、適宜連絡により避難所の健康課題について助言する。また、保健医療職の巡回について、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等を勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</u></p>	<p>○173ページ下段 (1) 指定避難所の運営 ① <u>指定避難所の運営は、避難所運営委員会を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。</u> ② 市は指定避難所の<u>運営の事務的な支援</u>や市災害対策本部との連絡のために<u>避難所班等の職員</u>を派遣する。 ③ <u>施設管理者は、避難者による指定避難所の運営が速やかに行われるよう協力・支援する。</u> ④ （略） ⑤ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した<u>福祉スペース</u>の確保に努める。 （新規）</p>
<p>○173ページ上段 4- (2) 指定避難所における要配慮者への配慮 市は、<u>要配慮者の尊厳ある避難生活を守るための配慮に努めることとする。指定避難所の生活においては、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。</u> （略）</p>	<p>○173ページ下段 4- (2) 指定避難所における要配慮者への配慮 <u>指定避難所の生活において、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。</u> （略）</p>

修正案	現 行
<p>○173ページ中段 「■指定避難所運営上の配慮事項（例）」 その他 □指定避難所におけるペットの対策 □車中泊を行う避難者の駐車スペース <u>□食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した食料の確保等</u></p>	<p>○174ページ中段 「■指定避難所運営上の配慮事項（例）」 その他 □指定避難所におけるペットの対策 □車中泊を行う避難者の駐車スペース (新規)</p>
<p>○173ページ下段 4-(4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 指定避難所では、「<u>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u>」（内閣府（防災担当）平成25年8月（令和4年4月改定））や「<u>避難所運営ガイドライン</u>」（内閣府（防災担当）平成28年4月（令和4年4月改定））などにに基づき、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。<u>なお、感染症法上の位置づけ変更や特性の変化により、対応が変更になる可能性があるため、その時点で最新の情報を確認することに留意する。新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルス、インフルエンザウイルス等各種感染症への対応方法についても同様とし、場面に応じた周知を行う。</u></p>	<p>○174ページ中段 4-(4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 指定避難所では、「<u>災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～</u>」（令和2年6月、千葉県）に沿って、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。</p>
<p>○174ページ上段 ア（略） イ（略） ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、<u>そのスタッフと最小限の接触となるような体制（掲示等の事前準備）、及び</u>一般の避難者とは接触しない体制をとる。 また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。</p>	<p>○174ページ下段 ア（略） イ（略） ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、一般の避難者とは接触しない体制をとる。 また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。</p>

修正案	現行
<p>○174ページ中段 5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班> 市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準じる支援を行う。 また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、<u>避難所等伝達しやすい場所へのポスター掲示やリーフレットの配布等により、早期から予防周知活動を行う。また、避難所への巡回チームが発足した状況下では、必要に応じて</u>健康相談や保健指導を実施する。</p>	<p>○175ページ上段 5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班> 市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準じる支援を行う。 また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p>
<p>○176ページ上段 第6節 要配慮者対策 震災時に障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」<u>を踏まえ、安否の確認、情報提供の支援を実施する。</u> <u>また、障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者が尊厳ある避難生活を営むため、</u>千葉県「震災時における避難所運営の手引」等を踏まえ、指定避難所生活の支援を実施する。 避難の誘導については、本章第5節「避難活動」に準じる。</p>	<p>○177ページ上段 第6節 要配慮者対策 震災時に障害者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、千葉県の「震災時における避難所運営の手引」を踏まえ、安否の確認、情報提供、指定避難所生活の支援を実施する。 避難の誘導については、本章第5節「避難活動」に準じる。</p>
<p>○177ページ中段 担当部署の追加、削除 1 要配慮者への対応 <<u>本部事務局</u>、福祉班、子育て支援班></p>	<p>○178ページ中段 担当部署の追加 1 要配慮者への対応 <福祉班、子育て支援班、<u>企画調整・広報班</u>></p>

修正案	現行
<p>○177ページ下段 (1) 避難生活の確保 ① <u>情報を整理する書式等の用意及び</u>情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。 ② (略) ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。<u>また、保健医療職の巡回については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</u></p>	<p>○178ページ下段 (1) 避難生活の確保 ① 情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。 ② (略) ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。</p>
<p>○178ページ上段 (3) 指定福祉避難所での配慮 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。<u>また、保健医療職の相談については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</u></p>	<p>○179ページ上段 (3) 指定福祉避難所での配慮 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。</p>

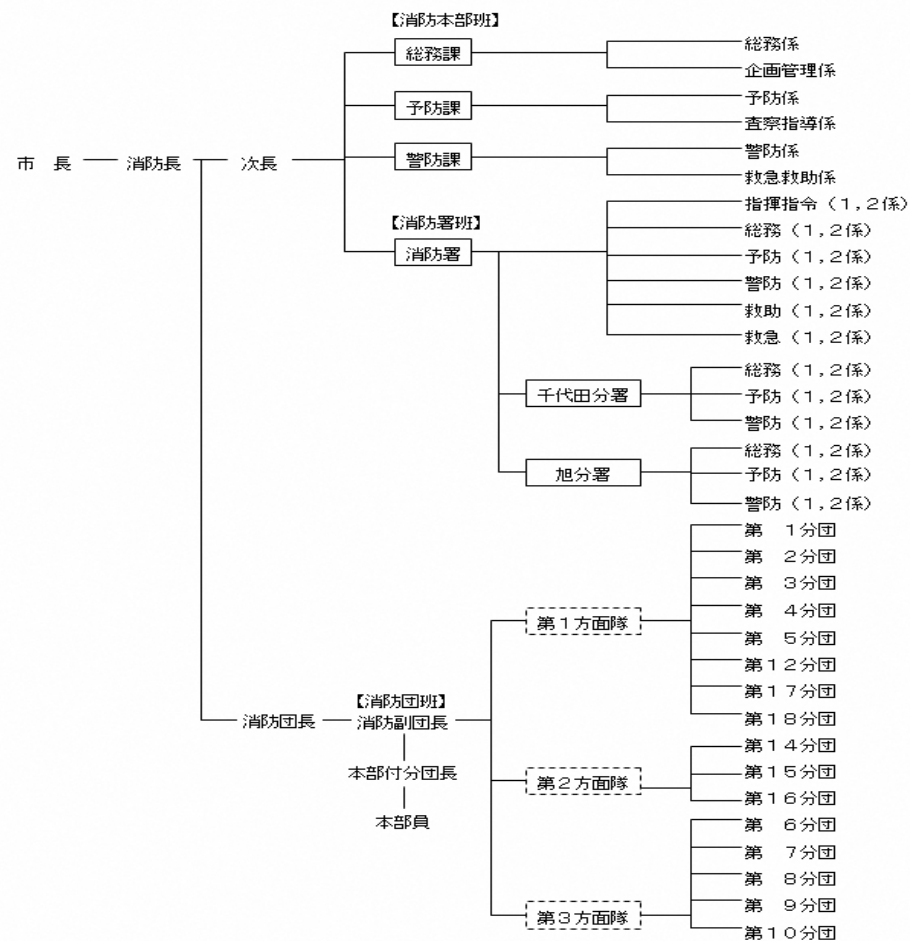
修正案	現行																
<p>○180ページ 「■無線体系」 (削除)</p>	<p>○181ページ 「■無線体系」</p> <p>■無線体系</p> <table border="1" data-bbox="1153 352 2056 759"> <thead> <tr> <th>グループ名称</th> <th>消防救急デジタル無線グループ情報</th> <th>グループ名称</th> <th>消防救急デジタル無線グループ情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動波 1G</td> <td>四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2</td> <td rowspan="2">活動波 4G</td> <td>四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波</td> </tr> <tr> <td>活動波 2G</td> <td>四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3</td> <td>活動波 5G</td> <td>四街道消防波 主運用波 1</td> </tr> <tr> <td>活動波 3G</td> <td>四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5</td> <td></td> <td>千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3 主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7</td> </tr> </tbody> </table>	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	活動波 1G	四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2	活動波 4G	四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波	活動波 2G	四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3	活動波 5G	四街道消防波 主運用波 1	活動波 3G	四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5		千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3 主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7
グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報														
活動波 1G	四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2	活動波 4G	四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波														
活動波 2G	四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3		活動波 5G	四街道消防波 主運用波 1													
活動波 3G	四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5		千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3 主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7														
<p>○180ページ 「■無線体系」 (削除)</p>	<p>○182ページ 「■無線体系」</p>  <pre> graph LR A(消防署 指揮指令係) --- B[千代田分署・旭分署 各1回線] A --- C[一般加入電話 5回線] A --- D[県防災行政無線専用電話 1回線] A --- E[市防災行政無線専用端末機 1回線] </pre>																

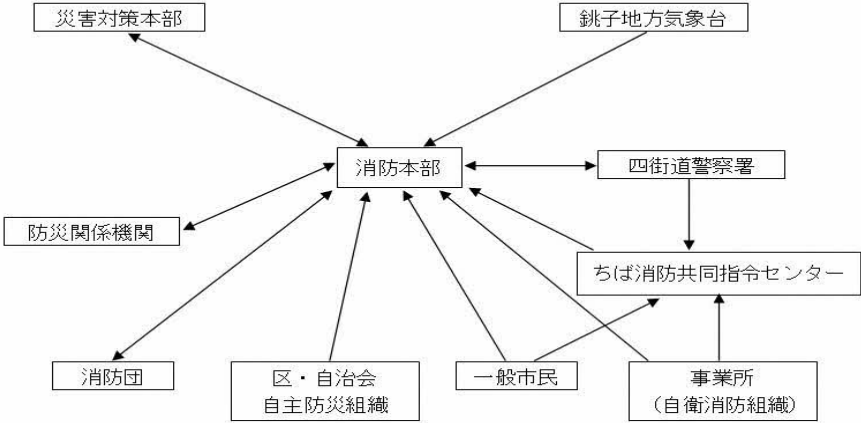
修正案

○180ページ
「■消防組織（指揮本部）」
(削除)

現行

○183ページ
「■消防組織（指揮本部）」
■消防組織（指揮本部）



修正案	現行								
<p>○180ページ 「■出動内容」 (削除)</p>	<p>○184ページ 「■出動内容」</p> <p>■出動内容</p> <table border="1" data-bbox="1151 352 2065 560"> <thead> <tr> <th>出動区分</th> <th>出 動 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特命出動</td> <td>特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動</td> </tr> <tr> <td>第1出動</td> <td>災害を覚知したときの通常の初動出動</td> </tr> <tr> <td>第2出動</td> <td>現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動</td> </tr> </tbody> </table>	出動区分	出 動 状 況	特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動	第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動	第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動
出動区分	出 動 状 況								
特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動								
第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動								
第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動								
<p>○181ページ 「■消防本部への情報の流れ（概念図）」 (削除)</p>	<p>○185ページ 「■消防本部への情報の流れ（概念図）」</p> <p>■消防本部への情報の流れ（概念図）</p>  <pre> graph TD DS[災害対策本部] --> FD[消防本部] MS[銚子地方気象台] --> FD BK[防災関係機関] --> FD BT[消防団] --> FD ZAI[区・自治会 自主防災組織] --> FD IS[一般市民] --> FD JS[事業所 (自衛消防組織)] --> FD JS --> CICS[ちば消防共同指令センター] CICS --> FD FD <--> SJ[四街道警察署] SJ --> CICS </pre>								

修正案	現行
<p>○190ページ中段 3 救護班等の応援の要請 <保健医療班> 本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長との協定及び日赤県支部地区・分区長との協力に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。 （略）</p>	<p>○194ページ中段 3 救護班等の応援の要請 <保健医療班> 本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ協定に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。 （略）</p>
<p>○191ページ中段 担当部署の削除 7 傷病者等の搬送 <保健医療班、消防署班></p>	<p>○195ページ中段 担当部署の削除 7 傷病者等の搬送 <管財・財政班、保健医療班、消防署班></p>
<p>○192ページ下段 「■医療救護活動の体系図（概念図）」 災害拠点病院 ・基幹災害拠点病院 4か所 ・地域災害拠点病院 23か所</p>	<p>○196ページ下段 「■医療救護活動の体系図（概念図）」 災害拠点病院 ・基幹災害拠点病院 4か所 ・地域災害拠点病院 22か所</p>
<p>○204ページ下段 2-（1）災害時の活動体制 災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。 <u>なお、本部長（市長）は、市の体制で早期の応急復旧が困難と判断される場合、公益社団法人日本下水道協会に支援を要請する。</u></p>	<p>○208ページ上段 2-（1）災害時の活動体制 災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。</p>
<p>○207ページ下段 4 都市ガス施設 <東京ガスネットワーク(株)> （略） （1）実施担当機関 東京ガスネットワーク(株)…東京ガスネットワーク株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。</p>	<p>○211ページ下段 4 都市ガス施設 <東京ガス(株)> （略） （1）実施担当機関 東京ガス(株)…東京ガス株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。</p>

修正案	現行
<p>○210ページ中段 担当部署の追加 7 通信施設 <(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>></p>	<p>○214ページ中段 担当部署の追加 7 通信施設 <(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)></p>
<p>○214ページ中段 担当部署の削除 1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、関係機関></p>	<p>○218ページ中段 担当部署の削除 1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、<u>下水道班</u>、関係機関></p>
<p>○217ページ中段 1-(1)基本方針 <u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。</u> (2)警備体制 ア <u>災害警備連絡室</u> <u>県内に警報(波浪警報を除く。)</u>が発表された場合等 イ <u>災害警備対策室</u> <u>県内で各種警報(波浪を除く。)</u>に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合等 ウ <u>災害警備本部</u> <u>県内に特別警報が発表された場合等</u></p>	<p>○221ページ中段 1-(1)基本方針 <u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助・避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。</u> (2)警備体制 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u> ア <u>連絡室</u> <u>県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合</u> イ <u>対策室</u> <u>災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合</u> ウ <u>災害警備本部</u> <u>大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合</u></p>
<p>○219ページ下段 担当部署の削除 1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、消防署班、消防団班、四街道警察署></p>	<p>○223ページ下段 担当部署の削除 1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、<u>下水道班</u>、消防署班、消防団班、四街道警察署></p>
<p>○223ページ上段 担当部署の追加 2 保健衛生活動 <保健医療班、<u>福祉班</u>></p>	<p>○227ページ上段 担当部署の追加 2 保健衛生活動 <保健医療班></p>

修正案	現 行																								
<p>○226ページ上段 3-(3) 粗大ごみ <u>(片付けごみ)</u> の処理方針 <u>住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される粗大ごみ(片付けごみ)が多量に発生することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。</u></p>	<p>○230ページ上段 3-(3) 粗大ごみの処理方針 <u>粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。</u></p>																								
<p>○228ページ上段 <u>⑧ 管理者は、災害の推移を把握し、子育て支援班と緊密に連絡の上、通常保育に戻るよう努める。</u></p>	<p>○231ページ中段 (新規)</p>																								
<p>○235ページ中段 5-(2) 帰宅困難者支援 本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。 また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などを <u>メール、SNS、ホームページ等</u>により情報提供を行う。</p>	<p>○239ページ中段 5-(2) 帰宅困難者支援 本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。 また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などを <u>メールやホームページ等</u>により情報提供を行う。</p>																								
<p>○254ページ中段 担当部署の追加 7 広報 <<u>本部事務局</u>、企画調整・広報班></p>	<p>○258ページ中段 担当部署の追加 7 広報 <企画調整・広報班></p>																								
<p>○256ページ上段 「関係機関連絡先」</p> <table border="1" data-bbox="188 1038 1104 1174"> <thead> <tr> <th>鉄道事業者</th> <th>防災担当課</th> <th>防災無線電話</th> <th>防災無線FAX</th> <th>NTT電話</th> <th>NTTFAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)千葉支社</td> <td><u>千葉総合指令室</u></td> <td>640-721</td> <td>640-722</td> <td>043-254-3258</td> <td>043-254-3285</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX	東日本旅客鉄道(株)千葉支社	<u>千葉総合指令室</u>	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285	<p>○260ページ上段 「関係機関連絡先」</p> <table border="1" data-bbox="1151 1038 2067 1174"> <thead> <tr> <th>鉄道事業者</th> <th>防災担当課</th> <th>防災無線電話</th> <th>防災無線FAX</th> <th>NTT電話</th> <th>NTTFAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)千葉支社</td> <td><u>運輸部指令</u></td> <td>640-721</td> <td>640-722</td> <td>043-254-3258</td> <td>043-254-3285</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX	東日本旅客鉄道(株)千葉支社	<u>運輸部指令</u>	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285
鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX																				
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	<u>千葉総合指令室</u>	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285																				
鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX																				
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	<u>運輸部指令</u>	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285																				

